

産業廃棄物対策に関する行政評価・監視

結 果 報 告 書

平成 17 年 10 月

総務省行政評価局

前 書 き

廃棄物（いわゆる「ごみ」）には、一般家庭の日常生活に伴って排出されるものと事業者の事業活動に伴って排出されるものがあり、事業活動に伴う廃棄物の中には、一般家庭の日常生活により排出されるものとは異なる取扱いがなされるものがある。

昭和45年に制定された廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項、第2項、第4項等においては、廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥等の固形状又は液状の汚物又は不要物をいい、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の20種類の産業廃棄物と、それ以外の一般廃棄物とに区分されており、産業廃棄物は一般の廃棄物とは異なる取扱いをすることとされている。

産業廃棄物については、我が国における生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る見地から、適正に処理することが求められており、国は、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の排出の抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を推進してきている。

産業廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物処理法については、過去、累次にわたる改正が行われ、産業廃棄物の運搬又は処分が委託により行われる場合において、①委託する事業者と受託する事業者間に一定の義務を課した委託契約制度及び②産業廃棄物が最終処分（再生を含む。）されるまでの流れを排出事業者が把握するための産業廃棄物管理票制度の導入等の措置が講じられてきている。

しかし、近年、我が国における産業廃棄物の年間排出量は、約4億tとほぼ横ばいの状況にあるものの、最終処分場の残存容量は、重量ベースで見ると、平成10年度当初の約2億1,100万tから、15年度当初の約1億8,200万tへと減少しており、ひっ迫した状況にある。

また、近年、不法投棄量は、平成10年度の42.4万tから15年度の74.5万tに増加しており、青森県と岩手県の県境や、岐阜市における大規模な産業廃棄物の不法投棄も新たに発覚している。

このようなことから、委託契約制度及び産業廃棄物管理票制度の適正な運用や最終処分場の確保等による不法投棄の防止を含め産業廃棄物問題に対する一層の対応の強化が求められている。

この行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、産業廃棄物の適正処理を推進する観点から、管理票制度の運用状況、最終処分場の確保状況、最終処分量の減量化の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため、実施したものである。

目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視結果	
1	制度の概要等	2
2	調査手法の概要	10
3	調査結果	12
(1)	委託契約制度の運用の適正化	12
(2)	管理票制度の運用の適正化	14
(3)	都道府県等による立入検査の効果的な実施	19
(4)	最終処分場の確保の推進	21
(5)	産業廃棄物の最終処分量の減量化対策の推進	24

図表目次

1 制度の概要等

図1-①	廃棄物処理法の仕組みの概要	26
図1-②	廃棄物処理法に基づく廃棄物の種類	27
図1-③	廃棄物処理法における産業廃棄物に係る規制等の仕組みの概要	28
図1-④	産業廃棄物の流れ、委託契約制度の仕組み、委託契約書の法定記載事項等	29
図1-⑤	管理票制度の仕組み、管理票の法定記載事項等	32
表1-①	「産業廃棄物におけるマニフェストシステム（積荷目録制）の実施について」（平成2年3月26日付け衛産第18号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）	34
表1-②	複写式伝票による管理票の頒布数量と電子マニフェストの登録件数	37
表1-③	電子マニフェストシステムへの加入者数の推移	37
表1-④	環境省（旧厚生省）が都道府県等に対して発出している廃棄物処理法の改正時の施行通知のうち、委託基準及び再委託基準、管理票制度に関して事業者に対する周知徹底と厳正な運用について通知している主なもの	38
表1-⑤	「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成13年3月23日付け環産第116号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）（抜粋）	42
表1-⑥	「産業廃棄物に関する立入検査及び指導の強化について」（平成2年4月24日付け衛産第30号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知）	46
表1-⑦	不法投棄の量・件数の推移（全国ベース）	54
表1-⑧	最終処分場数及び残存容量の経年変化（施設設置者別）	55
表1-⑨	排出量、中間処理による減量化量、再生利用量、最終処分量、最終処分場の残存容量及び残余年数並びに最終処分場数の推移	56
表1-⑩	「廃棄物・リサイクル対策に係る課題への対応について」（平成16年1月28日中央環境審議会意見具申）（抜粋）	57
表1-⑪	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月7日環境省告示第34号）（抜粋）	61

2 調査手法の概要

表2	調査事項別の調査内容、調査対象事業者等数、法令違反等事例の概要等	63
----	----------------------------------	----

3 調査結果

(1) 委託契約制度の運用の適正化

表3-①	委託先ごとに書面により契約を締結することが義務付けられている委託契約について、契約を締結していないもの……………	65
表3-②	委託契約の手続、内容、契約書の保存等について、委託基準又は再委託基準に適合していないもの……………	66
表3-③	委託契約書に記載すべき事項について記載漏れ又は記載誤りとなっているもの（項目3（1）ア（イ）を除く）……………	71
表3-④	委託契約の締結、管理票制度の励行に関する法令違反等事例の発生理由……………	72
表3-⑤	調査対象18都道府県等が実施している委託基準、管理票の運用に係る啓発事業の実施状況（平成15年度）……………	73

(2) 管理票制度の運用の適正化

表3-⑥	排出事業者は、廃棄物処理法第12条の3第1項の規定に基づき、産業廃棄物の引渡しと同時に管理票を交付することが義務付けられているが、管理票を交付していないもの（2排出事業者）……………	74
表3-⑦	事業者等が、管理票の記載、保存、返戻等を適正に行っていない管理票42件の類型別総括表……………	75
表3-⑧	管理票に記載すべき事項について記載漏れ又は記載誤りとなっているもの（項目3（2）ア（イ）を除く。）……………	79
表3-⑨	管理票制度の励行に関する法令違反等事例がみられなかった事業者等及び法令違反等事例がみられた事業者等の研修への参加状況……………	80
表3-⑩	排出事業者が、自社において産業廃棄物の正確な数量（重量）の測定が困難であること等から、管理票の数量欄に産業廃棄物の数量等を記載していないもの……………	81
表3-⑪	排出事業者が、管理票の散逸を防止するためとして、基本的に何も記入していない管理票を手渡し、運搬を受託した収集運搬業者に記載させているもの……………	94
表3-⑫	収集運搬業者が、管理票に産業廃棄物の種類や数量を記載しているもの……………	96

(3) 都道府県等による立入検査の効果的な実施

表3-⑬	委託契約制度及び管理票制度に係る個別法定遵守事項と立入検査通知に基づく立入検査表（立入検査通知で示されている様式で、現在に至るまで改正が行われていないもの）との対照表……………	99
表3-⑭	中間処理前後の処理の流れ及び一次管理票と二次管理票の関連を明らかにするため、中間処理の都度、当該中間処理前の産業廃棄物、当該中間処理の内容及び当該中間処理後の産業廃棄物について、管理票の保管及び帳簿等の作成により、記録しておくことが必要な事項と、これに関する廃棄物処理法施行規則の規定状況……………	103

表 3 - ⑮	調査対象18都道府県等における委託契約の締結状況に係る立入検査の実施状況	105
表 3 - ⑯	調査対象18都道府県等における管理票制度の運用に係る立入検査の実施状況	106
表 3 - ⑰	委託契約の締結に係る法令違反等事例が発生した時点以降における担当部局による立入検査の実施状況と法令違反等事例の把握状況	107
表 3 - ⑱	管理票制度の励行に係る法令違反等事例が発生した時点以降における都道府県等による立入検査の実施状況と法令違反等事例の把握状況	109
表 3 - ⑲	立入検査で委託契約の締結に係る法令違反等事例の把握漏れが発生している都道府県等における立入検査表の作成状況	111
表 3 - ⑳	立入検査で管理票制度の励行に係る法令違反等事例の把握漏れが発生している都道府県等における立入検査表の作成状況	113

(4) 最終処分場の確保の推進

表 3 - ㉑	最終処分場の残余年数の試算値（平成15年度当初）	115
表 3 - ㉒	中間処理又は最終処分のための産業廃棄物の当該都道府県外への広域移動状況	117
表 3 - ㉓	最終処分場等への県外産業廃棄物搬入規制の状況（平成14年度）	118
表 3 - ㉔	廃棄物処理センターの指定制度の概要	119
表 3 - ㉕	廃棄物処理センター等に対する支援措置の概要	121
表 3 - ㉖	平成17年度産業廃棄物施設整備費（産業廃棄物処理施設モデル的整備事業）の概要	122
表 3 - ㉗	廃棄物処理センターの指定及び事業実施状況（平成17年 8 月現在）	124
表 3 - ㉘	廃棄物処理センターの指定状況及びモデル的整備事業による施設整備	125
表 3 - ㉙	モデル的整備事業（最終処分場）補助実績	126
表 3 - ㉚	最終処分場設置に関する住民同意等の規制の状況（平成14年度）	127

(5) 産業廃棄物の最終処分量の減量化対策の推進

表 3 - ㉛	中間処理後の処理残さの再生利用等に取り組み、最終処分量の減量化に効果を上げているもの	128
表 3 - ㉜	中間処理後の処理残さを全量再生利用しているもの	130

《 参考資料 》

管理票による産業廃棄物の排出・処理の流れに関する個別追跡調査（21排出事業者が交付した管理票61件）結果の一覧表	133
--	-----

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、産業廃棄物の適正処理を推進する観点から、管理票制度の運用状況、最終処分場の確保状況、最終処分量の減量化の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため、実施したものである。

2 対象機関

(1) 行政評価・監視対象機関

環境省

(2) 関連調査等対象機関

道府県（10）、保健所設置市（8）、関係団体、事業者等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 6局（北海道、東北、関東、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 3事務所（青森、岩手、千葉）

4 実施時期

平成15年4月～17年10月

第2 行政評価・監視結果

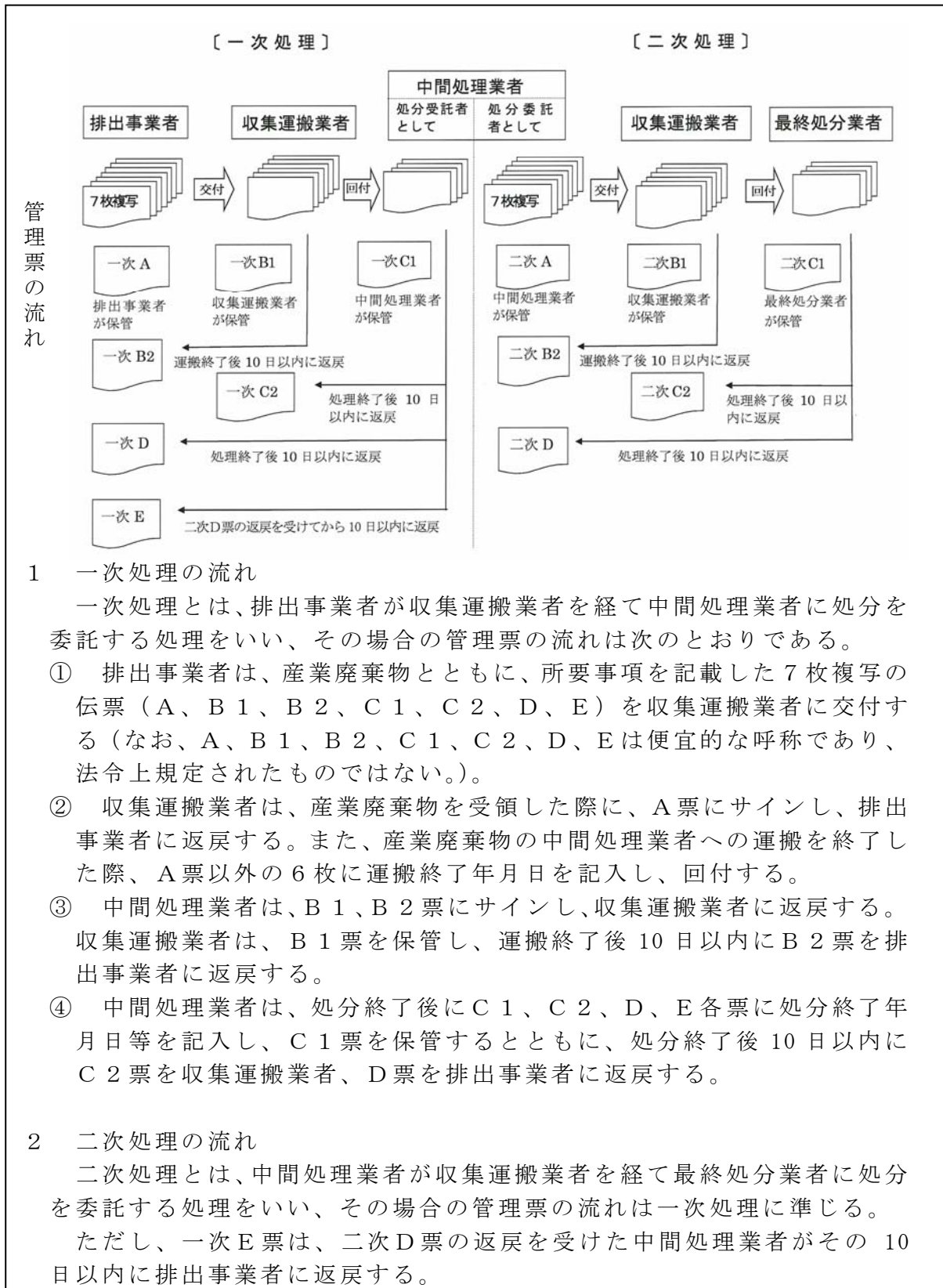
勸 告 事 項	説明図表番号
<p>1 制度の概要等</p> <p>ア 産業廃棄物の種類</p> <p>廃棄物（いわゆる「ごみ」）には、一般家庭の日常生活に伴って排出されるものと事業者の事業活動に伴って排出されるものがあり、事業活動に伴って排出される廃棄物の中には、一般家庭の日常生活に伴って排出されるものとは異なる取扱いがなされるものがある。また、廃棄物の中には、危険なものや放射性物質及びこれによって汚染されたものなど、その取扱いには他の廃棄物とは異なる取扱いが必要とされるものもある。</p> <p>廃棄物の排出の抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を推進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として制定された、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項、第2項、第4項等においては、廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥等の固形状又は液状の汚物又は不要物（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいうとされ、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の20種類の産業廃棄物と、それ以外の一般廃棄物とに区分されている。また、産業廃棄物の中でも爆発性、毒性、感染性その他人の健康又は生活環境に係る被害を生じさせるおそれがある性状を有するものは、廃棄物処理法上、特別管理産業廃棄物とされており、それ以外の産業廃棄物とは異なる、より強化された基準で取扱いを行うこととされている。</p> <p>なお、放射性物質及びこれによって汚染された物は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）により廃棄物処理法における廃棄物とは異なった取扱いを行うこととされている。</p> <p>（参考）産業廃棄物の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃え殻：火力発電所の発電ボイラーの燃えかす等 ・汚泥：工場廃水等の処理後に残る泥状のもの等 ・廃油：ガソリンスタンドから排出される廃エンジンオイル等 ・廃プラスチック類：鮮魚店等でいわゆるトロ箱として使用された発泡スチロール、自動車整備工場から排出されるタイヤ交換後の廃タイヤ等 	<p>図1-①</p> <p>図1-②</p> <p>図1-③</p>

勸告事項	説明図表番号
<p>イ 産業廃棄物の処理の適正化の仕組み</p> <p>廃棄物処理法第11条第1項により、産業廃棄物については、排出事業者（注1）が自ら処理しなければならないとされている。一方、産業廃棄物の運搬や処分は、収集運搬や処分を専門に行う業者により行われているのが一般的である。</p> <p>このため、廃棄物処理法においては、産業廃棄物の運搬又は処分が委託により行われる場合には、排出事業者自らがその処理状況を的確に把握（自己処理原則）し、併せて不法投棄等の不適正処理を未然に防止するため、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する事業者と受託する事業者間において、</p> <p>① 一定の義務を課した委託契約制度</p> <p>② 産業廃棄物管理票制度（排出事業者自らが、産業廃棄物が最終処分（再生を含む。）されるまでの流れを産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）により把握する制度）</p> <p>が設けられており、この2つの制度が機能することが、不法投棄等の不適正処理を防止する上での要諦となっている。</p> <p>(ア) 委託契約制度の概要</p> <p>委託契約制度は、昭和51年6月の廃棄物処理法の改正（第12条第4項の追加）により創設され、52年3月にその運用が開始された。</p> <p>産業廃棄物の排出事業者と廃棄物の運搬又は処分を業とする受託者との間で委託内容を明確にして契約を締結することにより産業廃棄物の適正な取扱いを担保するため、廃棄物処理法第12条第4項において、排出事業者及び中間処理業者（注2）は、収集運搬業者（注3）、中間処理業者又は最終処分業者（注4）に産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならないとされている。この基準（以下「委託基準」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第6条の2において、①産業廃棄物の運搬又は処分を行うことにつき都道府県知事等の許可を受けた者であって、委託しようとする廃棄物の運搬又は処分をその事業の範囲に含んでいるものに委託しなければならないこと、②書面により委託契約を締結しなければならないこと、③委託契約書には、委託する産業廃棄物の種類及び数量や委託契約の有効期間等を記載しなければならないこと、④委託契約書は、契約終了の日から5年間保存しなければならないこと等とされている。</p> <p>（注1）排出事業者とは、その事業活動に伴い産業廃棄物を排出する事業者をいう。</p> <p>（注2）中間処理業者とは、産業廃棄物の発生から埋立処分、海洋投入処分又は再生等の最終処分が終了するまでの一連の処理の工程の中途におい</p>	<p>図1-④</p> <p>図1-⑤</p>

勸告事項	説明図表番号
<p>て、産業廃棄物を処分する者をいう。</p> <p>(注3) 収集運搬業者とは、排出事業者又は中間処理業者から委託を受けて産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者をいう。</p> <p>(注4) 最終処分業者とは、産業廃棄物の最終処分を行う者をいう。</p> <p>また、廃棄物処理法第14条第14項において、収集運搬業者、中間処理業者又は最終処分業者は、廃棄物処理法施行令第6条の12に規定されている基準（以下「再委託基準」という。）に従って委託する場合には、収集、運搬又は処分を再委託することが認められている。この基準は、①書面により排出事業者から再委託の承諾を得なければならないこと、②承諾を得た後に、書面により再委託契約を締結しなければならないこと等とされている。</p> <p>(イ) 管理票制度の概要</p> <p>環境省（旧厚生省）は、「産業廃棄物におけるマニフェストシステム（積荷目録制）の実施について」（平成2年3月26日付け衛産第18号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）により、産業廃棄物の運搬や処分を委託する場合に排出事業者自らが産業廃棄物の最終処分（再生を含む。）までの流れを把握することを目的とする管理票制度の運用を開始し、平成3年10月の廃棄物処理法の改正により、管理票制度は同法に基づく制度とされた。</p> <p>同法の改正当初、管理票制度の対象は、特別管理産業廃棄物の処理の委託に限定されていたが、平成9年6月の同法の改正により特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物の処理についても対象とされた。また、平成17年5月の同法の改正により、管理票制度の違反行為に係る都道府県知事等の勧告に従わない者について、その氏名の公表や命令措置の導入等がなされ、本年10月に施行された。</p> <p>管理票については、廃棄物処理法第12条の3の規定により、</p> <p>① 産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その者に対し、当該産業廃棄物の引渡しと同時に、当該産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を委託した者の氏名、名称等を記載した管理票を交付すること、</p> <p>② 産業廃棄物の収集運搬業者は、中間処理業者又は最終処分業者に対し、運搬終了後、運搬終了年月日等を記載した管理票を回付するとともに、その写しを排出事業者に戻すこと、</p> <p>③ 中間処理業者又は最終処分業者は、収集運搬業者に対し、処分終了後、処分終了年月日等を記載した管理票を返戻するとともに、その写しを排出事業者等に戻すこと、</p> <p>④ 排出事業者及び中間処理業者は、収集運搬業者等から運搬又は処分の終</p>	<p>表1-①</p>

勸告事項	説明図表番号
<p>了に伴う管理票の写しの返戻を受けたときは、当該運搬又は処分の終了を確認し、当該管理票の写しを5年間保存すること等が義務付けされている。</p> <p>以上の管理票の流れの概要について図示したものは、下図のとおりである。</p>	

管理票制度の仕組み



（注）環境省の資料に基づき当省が作成した。

勸告事項	説明図表番号
<p>なお、管理票には、廃棄物処理法第12条の3の規定に基づく複写式伝票によるもののほか、同法第12条の5の規定に基づく電子情報処理組織を利用する管理票(以下「電子マニフェスト」という。)によるものがある。一般には複写式伝票によるものが普及しているが、現在、環境省は、電子マニフェストの普及促進を図っている(注)。この管理票の普及状況をみると、平成15年度の複写式伝票の頒布数量は3,800万件(1件の伝票は、複写式の7枚の帳票が1冊に編綴されたものである。)であるのに対し、電子マニフェストの登録件数(排出事業者が電子マニフェストシステムを利用するために、産業廃棄物の排出の都度、同システムに登録している件数)は、14年度の41万件から15年度の81万件と急増しているものの、複写式伝票による件数の2.1%といまだ普及していない。</p> <p>(注) 環境省は、電子マニフェストに廃棄物追跡システム(全地球測位システム(GPS))と、産業廃棄物の追跡調査を行うために産業廃棄物に荷札(タグ)として取り付ける集積回路チップ(ICタグ)を組み合わせたより高度な仕組みの導入を計画し、現在、その実施可能性に係る検討を進めている。</p> <p>このようなことから、現状においては、廃棄物の処理状況を的確に把握し、併せて不法投棄等の不適正処理を未然に防止するためには、複写式の管理票についての的確かつ適正な運用が必要となっている。</p>	<p>表1-② 表1-③</p>
<p>(ウ) 委託契約制度及び管理票制度の周知</p> <p>環境省(旧厚生省)は、都道府県及び保健所設置市(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項に定める保健所設置市をいう。以下、都道府県及び保健所設置市を総称して「都道府県等」という。)に対し、昭和52年3月の委託契約制度の導入以降、平成4年8月及び10年5月の委託契約制度又は管理票制度に係る廃棄物処理法の改正が行われた都度、同法に係る施行通知を发出している。さらに、管理票制度の厳正な運用を図るとともに排出事業者等に周知徹底を図るため、平成13年3月には「産業廃棄物管理票制度の運用について」(平成13年3月23日付け環産第116号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知。以下「平成13年管理票制度運用通知」という。)を发出している。</p> <p>ウ 都道府県等による立入検査制度</p> <p>都道府県等は、廃棄物処理法第19条第1項において、排出事業者、収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者等の事務所、事業場、産業廃棄物処理施設のある土地又は建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができることとされている。</p>	<p>表1-④ 表1-⑤</p>

勸 告 事 項	説明図表番号
<p>環境省は、産業廃棄物の適正処理を確保するため、「産業廃棄物に関する立入検査及び指導の強化について」(平成2年4月24日付け衛産第30号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知。以下「立入検査通知」という。)に基づいて、立入検査を公正かつ効率的に行うよう都道府県等を指導している。</p>	表1-⑥
<p>エ 不法投棄の状況</p> <p>平成5年度以降、環境省(旧厚生省)が実施した「産業廃棄物不法投棄実態調査」の結果によって把握された不法投棄件数は、10年度の1,197件から15年度の894件へと減少しているものの、不法投棄量は10年度の約42.4万tから15年度の74.5万tへと増加しているなど、不法投棄は、依然として後を絶たない状況にある。</p> <p>これらからみて、委託契約制度及び管理票制度の適正な運用等による産業廃棄物の適正な管理が課題となっている。</p>	表1-⑦
<p>オ 最終処分場の確保の必要性</p> <p>産業廃棄物は、通常は、最終的に、産業廃棄物最終処分場(以下「最終処分場」という。)で埋立処分される。最終処分場を設置しようとする者は、廃棄物処理法第15条第1項において、都道府県知事等の許可を受けなければならないとされており、また、同法第11条第1項において、排出事業者は、その廃棄物を自ら処理しなければならないとされていることから、最終処分場の多くは排出事業者又は産業廃棄物処理業者である民間事業者が設置している(平成14年度における最終処分場の残存容量の79.7%は民間事業者が設置した処分場である。)</p> <p>最終処分場は、平成10年度当初2,951か所あったものが、15年度当初には2,655か所と296か所減少している。</p> <p>このため、最終処分場の残存容量は、平成10年度当初の2億1,100万tから15年度当初の1億8,200万tに減少している。しかし、年間排出量の抑制策等もあって、近年の我が国における産業廃棄物の最終処分量が平成9年度の6,700万tから14年度の4,000万tに減少していることもあり、残余年数(残存容量を最終処分量で除したもの)についてみると、10年度当初の3.2年から15年度当初の4.5年に若干延びている。</p> <p>しかしながら、首都圏を中心として、都道府県によっては、最終処分場の残余年数が不足している地域が見られる。中央環境審議会(環境基本法(平成5年法律第91号)第41条に基づき平成13年1月6日環境省に設置)は、「廃棄物・リサイクル対策に係る課題への対応について」(平成16年1月28日中央環境審議会意見具申)において、「産業廃棄物の最終処分場等のひっ迫は深刻な状況にあり、地域によっては処理能力の絶対的な不足を起し、不法投棄等の不適正処理がもたらされる一因ともなっている。」との認識を示しているが、これら最終処分場の残余年数が不足している地域における不法投棄等の不適正処理の発生を未然に防止するためには、最終処分場の確保が重要な課題となっている。</p>	<p>表1-⑧</p> <p>表1-⑨</p> <p>表1-⑩</p>

勸告事項	説明図表番号
<p>廃棄物処理法第4条第3項では、国は、都道府県に対し、都道府県がその区域内における産業廃棄物の状況を把握し、その適正な処理を行うために必要な措置が講じ得るよう、必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならないこととされている。</p> <p>また、廃棄物処理法第5条の2の規定に基づき環境大臣が定めなければならないとされている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年環境省告示第34号。以下「基本的な方針」という。）においては、都道府県の役割として、「事業者の責任において適正に処理しなければならないという原則に沿って、民間による処理体制の確保を基本としつつ、必要な処理能力を確保するため、廃棄物処理センター等の公共関与により、産業廃棄物処理施設を整備すること」について検討することを求めている。さらに、同指針では、産業廃棄物に係る必要な処理能力を確保するため、国がその役割として「廃棄物処理センター等の公共の関与による安全で安心できる処理施設の整備を推進すること」が、適正処理の基本であることを規定している。</p>	表1-⑩
<p>カ 最終処分量の減量化対策の推進の必要性</p> <p>前述1-オのとおり、最終処分場のひっ迫が深刻な状況にある中で、廃棄物排出量の抑制、排出された廃棄物の直接再生利用に加え、中間処理段階における処理残さの再生利用量の増大による最終処分量の減量化を進め、最終処分場の延命化を図ること、すなわち、現存する最終処分場を可能な限り長期に使用していくことが産業廃棄物処理の適正化を図る上で重要な課題となっている。</p>	表1-⑨
<p>このため、環境省は、基本的な方針において、国民及び事業者における最終処分量の減量化に対する自主的な取組を促進することを目的に、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めることとしている。</p>	表1-⑪

勸告事項	説明図表番号
<p>2 調査手法の概要</p> <p>今回、当省は、27 都道府県において、排出事業者、収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者（以下、これら排出事業者、収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者を総称して「事業者等」という。）を抽出し、委託契約の締結状況、管理票制度の励行状況等について調査した。</p> <p>また、このほか、都道府県等の事業者等に対する指導監督の状況をみるため、18 都道府県等における立入検査の実施状況についても調査した。</p> <p>さらに、30 中間処理業者における中間処理段階の処理残さの再生利用の実施状況等についても調査した。</p> <p>ア 調査手法</p> <p>委託契約の締結状況及び管理票制度の励行状況に関して実施した調査については、その目的等に応じ、次の①、②及び③の手法により実施した。</p> <p>① 委託契約締結状況調査</p> <p>21 排出事業者、20 収集運搬業者、20 中間処理業者及び 20 最終処分業者の計 81 事業者等を対象に、それぞれが締結している委託契約 592 件を抽出し、委託契約制度に基づいた義務の履行がなされているかを確認する調査</p> <p>② 管理票追跡調査</p> <p>管理票制度に基づき排出事業者が収集運搬業者に交付した管理票に着目し、最終処分を終えた後、最終処分業者等から適正に排出事業者等に返戻されているかについて、その流れを追跡する調査</p> <p>この追跡調査においては、23 排出事業者を対象に、管理票の交付の有無を調査し、このうち管理票を交付していた 21 排出事業者から交付された 59 件の管理票（注）について、排出された当該産業廃棄物の運搬、処理等に関与した 69 収集運搬業者、36 中間処理業者、46 最終処分業者の延べ 172 事業者等（相互に兼業している事業者等があるため、実数は 141 事業者等）の間を追跡した。</p> <p>（注）追跡調査の調査対象は、調査対象都道府県に所在する排出事業者の中から、年間排出量が 1,000 t 以上のものとそれ以外のもの計 2 事業者を事業者種別に偏りが生じないように抽出し、各排出事業者当たり原則 3 件を抽出して実施した。この結果、21 排出事業者が交付した 61 件を調査対象としたが、このうち、2 件の管理票については、収集運搬業者及び中間処理業者を兼業する 2 事業者等から調査に対する協力が得られなかったことから、本追跡調査の調査対象管理票の母数は 59 件となっている。</p> <p>ところで、今回、当省が実施した管理票追跡調査は、広く普及している複写式伝票による管理票制度の有効性・有用性を検証するため、産業廃棄物の排出・</p>	<p>表 2</p>

勸告事項	説明図表番号
<p>処理の流れに沿って、都道府県域内のみならず都道府県域を越えて広域処理される場合が多い産業廃棄物の管理票を追跡して調査したものであり、このような調査は本邦で初めての調査である。</p> <p>なお、本調査は管理票の記載状況等を基にした事後的調査であり、産業廃棄物の現物の処理の実態と管理票の記載内容との整合性の確認については、当該管理票に係る現物は既に処分されており、その確認が困難であった。また、管理票と現物とを同時に追跡するためには、廃棄物が排出されてから最終処分が行われる間、調査票と廃棄物の現物それぞれに調査担当者を張り付ける必要があるなど調査技術上困難であること等から、そうした調査は行っていない。</p> <p>③ 管理票記載状況調査</p> <p>上記委託契約締結状況調査と同一の81事業者等を対象として計1,579件の管理票を抽出し、これら事業者等において、法令の規定に従った記載等が行われているかを確認する調査</p> <p>イ 調査対象とした事業者数等</p> <p>前述のとおり、委託契約締結状況調査及び管理票記載状況調査は、同一の事業者等を対象としており、その総数は、81事業者等（21排出事業者並びに20収集運搬業者、20中間処理業者及び20最終処分業者）である。</p> <p>また、管理票追跡調査については、排出事業者から交付された管理票に関与した延べ172事業者等（21排出事業者、69収集運搬業者、36中間処理業者及び46最終処分業者）について調査を行った。ただし、これらの事業者等の中には、相互に兼業している業者があるため、実数は141事業者等となる。</p> <p>ところで、管理票記載状況調査と管理票追跡調査の対象事業者等には一部重複があるため、管理票を対象に調査した実事業者等数は、管理票記載状況調査の対象とした81事業者等と管理票追跡調査の対象とした141事業者等の重複を排した155事業者等（21排出事業者、43収集運搬業者、15中間処理業者、46最終処分業者、22収集運搬兼中間処理業者、7収集運搬兼最終処分業者及び1中間処理兼最終処分業者）に管理票を交付しなかった2排出事業者を加えた157事業者等となる。管理票記載状況調査と委託契約締結状況調査の対象事業者等は同一であることから、委託契約締結状況調査と管理票記載状況調査の対象事業者等数も157事業者等である。</p> <p>なお、管理票追跡調査において、調査に対する協力が得られなかった2事業者等（収集運搬兼中間処理業者）は、上記157事業者等にカウントされていない。</p>	

勸 告 事 項	説明図表番号
<p>3 調査結果</p> <p>前述2イのとおり、委託契約締結状況調査と管理票関係調査（管理票追跡調査及び管理票記載状況調査）では、実数ベースで、157事業者等を調査対象としたが、委託契約が適切に行われていない又は管理票制度が励行されていないなどの法令違反等のあったものが97事業者等(61.8%)みられた。</p> <p>この97事業者等のうち、①委託契約の締結に関し法令違反等があったものが63事業者等（うち、12事業者等はこれのみの違反）、②管理票制度の励行に関し法令違反等があったものが85事業者等（うち、34事業者等は、これのみの違反）、及び③委託契約の締結及び管理票制度の励行の双方に法令違反等があったものが51事業者等となっている。</p> <p>これらの具体的事例等については、以下で詳述する。</p> <p>(1) 委託契約制度の運用の適正化</p> <p>ア 委託契約締結状況調査の結果</p> <p>委託契約締結状況調査の結果、調査対象81事業者等のうち、63事業者等（延べ77事業者等）、77.8%において、次のとおり、委託契約の締結に関し法令違反等がみられた。</p> <p>(ア) 委託契約を締結していないもの</p> <p>排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合、委託先ごとに書面により委託契約を締結することが義務付けられている。</p> <p>しかし、管理票の記載状況を調査した81事業者等の中には、委託契約を締結すべき委託先のうち一部の委託先と契約を締結していないものが2事業者等（1排出事業者及び1収集運搬業者）に係る計2契約においてみられた。</p> <p>(イ) 契約の手続・内容、契約書の保存等について、委託基準又は再委託基準に適合していないもの</p> <p>排出事業者は廃棄物処理法に基づく委託基準又は再委託基準に従って委託することが義務付けられている。</p> <p>しかし、81事業者等が保存している委託契約書から592件を抽出し、委託内容等を調査したところ、以下の事例のように、委託基準又は再委託基準に適合していないものが13事業者等（延べ15事業者等）に係る計28契約においてみられた。</p> <p>① 排出事業者は、産業廃棄物の処分を行うことにつき都道府県知事等の許可を受けた者であって委託しようとする産業廃棄物の処分がその事業の範囲に含まれるものに委託することが義務付けられている。</p> <p>しかし、最終処分業の許可期間が満了し、無許可となった最終処分業者と、従前の契約を自動更新により継続しているものが1排出事業者に係る1契約においてみられた。</p>	<p>表3-①</p> <p>表3-②</p>

勸告事項	説明図表番号
<p>② 排出事業者が、産業廃棄物の運搬又は処分を収集運搬業者、中間処理業者又は最終処分業者に委託する場合には、平成10年5月に発出された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」（平成10年5月7日付け衛環第37号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）により、二者間契約の徹底を図るため、委託者が受託者に支払う料金を明確にすることとされている。</p> <p>しかし、収集運搬業者に支払う運搬料金と中間処理業者又は最終処分業者に支払う処分料金とが区分されず、委託者が処分量の許可を有しない収集運搬業者に一括して支払う契約となっているものが1排出事業者に係る1契約においてみられた。</p> <p>③ 委託契約書は契約の終了の日から5年間保存することが義務付けられている。</p> <p>しかし、委託契約書の全部又は一部を保存していないものが2排出事業者及び2収集運搬業者に係る計5契約においてみられた。</p> <p>④ 上記のほか、委託基準に反する事項を委託契約の内容としているもの（1収集運搬業者に係る11契約）などが9事業者等に係る計21契約においてみられた。</p> <p>(ウ) 委託契約書に記載すべき事項について記載漏れ又は記載誤りとなっているもの</p> <p>排出事業者は、委託契約書に、i) 委託する産業廃棄物の種類及び数量、ii) 受託者に支払う料金、iii) 運搬の最終目的地の所在地、中間処理又は最終処分の場所（所在地）、方法、施設の処理能力等の事項を記載することが義務付けられている。</p> <p>しかし、上記81事業者等に係る592件の委託契約についてその記載状況を調査したところ、委託する産業廃棄物の種類、数量、受託者に支払う料金等が記載漏れ又は記載誤りとなっているものが60事業者等に係る274契約（46.3%）においてみられた。</p>	表3-③
<p>イ 法令違反等事例の発生理由</p> <p>委託契約の締結に関する法令違反等事例がみられた63事業者等のうち、当省が調査した18都道府県等の管轄区域内に所在する57事業者等における法令違反等事例の発生理由をみると、「委託基準、再委託基準の不知、理解不足によるもの」が48事業者等（84.2%）と最も多く、次いで「不注意によるもの」が11事業者等（19.3%）などとなっている。</p>	表3-④
<p>ウ 事業者等に対する都道府県等の周知・啓発の実施状況</p> <p>平成15年度に調査対象18都道府県等が事業者等を対象に行った委託基準、管理票の運用に係る啓発事業の実施状況を調査したところ、1都道府県等は啓発事</p>	表3-⑤

勸告事項	説明図表番号
<p>業を実施しておらず、残りの都道府県等の中には、その内容が必ずしも十分でない状況が以下のとおりみられた。</p> <p>① 排出事業者を対象とした啓発事業と収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者を対象とした啓発事業とに分けてみると、2都道府県等(両方とも実施していない都道府県等を含む)は、排出事業者に対する委託契約制度の周知徹底を目的とした啓発事業を実施していない。</p> <p>なお、啓発事業の実施方法別にみると、研修会・説明会の実施が11都道府県等、冊子の作成・配布が14都道府県等及びその他の啓発事業の実施が1都道府県等となっている。</p> <p>② 4都道府県等は、収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者に対する委託契約制度の周知徹底を目的とした啓発事業を実施していない。</p> <p>なお、啓発事業の実施方法別にみると、研修会・説明会の実施が10都道府県等、冊子の作成・配布が8都道府県等及びその他の啓発事業の実施が2都道府県等となっている。</p> <p>したがって、環境省は、産業廃棄物の適正な処理の推進を図る観点から、都道府県等に対し、委託契約制度の法定遵守事項に係る周知・啓発の徹底につき所要の助言を行う必要がある。</p> <p>(2) 管理票制度の運用の適正化</p> <p>ア 管理票追跡調査結果</p> <p>管理票追跡調査の結果、以下のとおり、23排出事業者のうち2排出事業者は管理票の交付を励行しておらず、また、交付された管理票59件のうち42件(71.2%)に何らかの法令違反等がみられ、管理票制度に基づき特段の瑕疵なく処理された管理票は17件(28.8%)に過ぎないという状況がみられた。</p> <p>このことは、不法投棄等の不適正処理を防止するという管理票制度が十分機能していないことを示している。</p> <p>(ア) 排出事業者が、管理票を交付していないもの</p> <p>排出事業者は、運搬又は処分を委託する者に、産業廃棄物の引渡しと同時に管理票を交付することが義務付けられている。</p> <p>しかし、管理票の交付状況を調査した23排出事業者のうち2排出事業者(8.7%)は、管理票を交付していない。このため、当該排出事業者がどれだけ産業廃棄物を排出し、それがどこで処分されたのかが、全く明らかでない状況となっている。</p> <p>(イ) 事業者等が、管理票の記載、保存、返戻等を適正に行っていないもの</p> <p>排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託する際に収集運搬業者に管理票を</p>	<p>表3-⑥</p>

勸告事項	説明図表番号
<p>交付し、処理終了後に中間処理業者等からその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを確認することが義務付けられている。</p> <p>しかし、排出事業者が収集運搬業者に交付した管理票 59 件のうち、42 件（延べ 62 件）の管理票（71.2%）に記載、保存、返戻等が適正に行われていない状況がみられた。</p> <p>a 排出事業者が、管理票に自ら記載すべき事項を記載していないもの</p> <p>排出事業者は、管理票に産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称、所在地等を自ら記載することが義務付けられている。</p> <p>しかし、記載すべき事項の一部を自らは記載せず、収集運搬業者又は中間処理業者に記載させているものがある（7 排出事業者が交付した管理票 16 件）。</p> <p>このうち、何も記載していないものが 1 件、数量を記載していないものが 6 件あり、これらについては、排出数量が正しいものであったか否かについて、疑念が生じるものとなっている。</p> <p>b 中間処理業者が、排出事業者に戻戻する管理票に最終処分年月日を正しく記載していないもの</p> <p>中間処理業者は、最終処分業者から返戻された二次 D 票により最終処分が適正に終了したことを確認の上、排出事業者に一次 E 票を返戻することが義務付けられている。</p> <p>しかし、最終処分業者から返戻された二次 D 票に記載された最終処分終了年月日と異なる日付が一次 E 票の最終処分年月日欄に記載され、排出事業者に戻戻されているものがある（8 中間処理業者が返戻した管理票 9 件）。</p> <p>c 管理票を定められた期間保存していないもの</p> <p>収集運搬業者又は中間処理業者は、回付又は返戻された管理票を 5 年間保存することが義務付けられている。</p> <p>しかし、これが保存されていないものがある（2 収集運搬兼中間処理業者において保存されていなかった管理票 2 件）。</p> <p>d 中間処理業者が、二次管理票等に一次管理票の交付番号等を記載していないもの</p> <p>中間処理業者は、廃棄物処理法第 12 条の 3 第 1 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第 8 条の 21 の規定に基づき、中間処理前後の産業廃棄物の流れの中で一次管理票と二次管理票の関連を明らかにする</p>	<p>表 3-⑦</p>

勸告事項	説明図表番号
<p>ため、中間処理後の二次管理票に一次管理票に記載されている排出事業者の氏名又は名称及び交付番号を記載すること、また、廃棄物処理法第 14 条第 15 項及び廃棄物処理法施行規則第 10 条の 8 の規定に基づき、別途作成する帳簿に一次管理票に記載されている排出事業者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号を二次管理票と関連させて記載することが義務付けられている。</p> <p>しかし、これらの記載を行っていないことから、一次管理票の交付番号と二次管理票の交付番号の照合すらできないものがある（3 中間処理業者において記載されなかった管理票 5 件）。</p> <p>e 事業者等において、管理票の返戻が遅延しているもの</p> <p>i) 収集運搬業者、中間処理業者又は最終処分業者は、廃棄物処理法第 12 条の 3 第 2 項及び廃棄物処理法施行規則第 8 条の 23 並びに廃棄物処理法第 12 条の 3 第 3 項及び廃棄物処理法施行規則第 8 条の 25 の規定に基づき、産業廃棄物の運搬、中間処理又は最終処分終了後 10 日以内に管理票をその交付者等である排出事業者、中間処理業者又は収集運搬業者に返戻すること、また、ii) 中間処理業者は、廃棄物処理法第 12 条の 3 第 4 項及び廃棄物処理法施行規則第 8 条の 25 の 3 の規定に基づき、最終処分業者から二次D票の返戻を受けた後 10 日以内に一次E票を排出事業者に戻ることが義務付けられている。</p> <p>しかし、11 日以上経過していながら管理票が返戻されず、中には 1 か月を超える期間返戻されていないものがある（4 収集運搬兼中間処理業者、14 収集運搬業者、15 中間処理業者及び 1 最終処分業者から返戻された管理票 30 件、うち 31 日以上遅延しているものは 1 収集運搬兼中間処理業者、5 収集運搬業者及び 3 中間処理業者から返戻された管理票 7 件）。</p> <p>イ 管理票記載状況調査結果</p> <p>事業者等は、管理票の交付、回付又は返戻に当たり、廃棄物処理法第 12 条の 3、廃棄物処理法施行規則第 8 条の 21 等の規定に基づき、委託契約に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称、管理票の交付年月日及び交付番号等を管理票に記載することが義務付けられている。</p> <p>今回、管理票記載状況調査において、これら義務の励行状況を 81 事業者等が保存している管理票の中から 1,579 件を抽出し、その記載状況を調査したところ、最終処分を行う場所の所在地、産業廃棄物の数量等が記載漏れ又は記載誤りとなっているものが、57 事業者等（排出事業者 19 事業者等、収集運搬業者 10 事業者等、中間処理業者 16 事業者等及び最終処分業者 12 事業者等）で 756 件（47.9%）みられた。</p>	<p>表 3-⑧</p>

勸 告 事 項	説明図表番号
<p>ウ 法令違反等事例の発生理由</p> <p>管理票制度の励行に関する法令違反等事例がみられた 85 事業者等のうち、当省が調査した 18 都道府県等の管轄区域内に所在する 52 事業者等における法令違反等事例の発生理由をみると、「管理票制度の不知・理解不足によるもの」が 27 事業者等 (51.9%) と最も多く、次いで「不注意によるもの」が 25 事業者等 (48.1%)、「遵法精神の欠如によるもの」が 16 事業者等 (30.8%) などとなっている。</p> <p>エ 事業者等に対する都道府県等の周知・啓発の実施状況</p> <p>平成15年度に調査対象18都道府県等が事業者等を対象に行った委託基準、管理票の運用に係る啓発事業の実施状況を調査したところ、前述 3(1)ウのとおり、必ずしも十分でない状況がみられた。</p> <p>オ 都道府県等が実施している研修への事業者等の参加状況</p> <p>都道府県等は、管理票制度について、その厳正な運用を図るとともに事業者等に周知徹底を図ること等を目的とした研修を事業者等に対して実施している。</p> <p>管理票記載状況調査において調査対象とした 81 事業者等のうち、当省が調査した 18 都道府県等の管轄区域内に所在する 73 事業者等の中で、都道府県等が実施している上記の研修に参加しているか否かに回答した 64 事業者等について、研修参加の有無と法令違反等事例の有無との相関関係をみると、以下のとおり、法令違反等のある事業者等は、法令違反等のない事業者等に比して研修の受講率が低い状況がみられた。</p> <p>① 64 事業者等のうち、管理票制度の励行に関する法令違反等事例がみられたものが 48 事業者等で、これらがみられなかったものが 16 事業者等となっている。</p> <p>② 研修の参加状況をみると、法令違反等事例がみられなかった 16 事業者等は、すべて研修に参加しているのに対し、法令違反等事例がみられた 48 事業者等においては、研修に参加しているものは 38 事業者等(79.2%)にとどまっている。</p> <p>③ 研修の中でも、管理票制度に重きを置いた研修の参加状況をみると、法令違反等事例がみられなかった 16 事業者等においては、12 事業者等(75.0%)が参加しているのに対し、法令違反等事例がみられた 48 事業者等においては、24 事業者等(50.0%)にとどまっている。</p> <p>カ 管理票における廃棄物数量の表記が不十分な原因</p> <p>今回、管理票の追跡調査の対象とした 21 排出事業者のうち、7 排出事業者は、前述 3(2)ア(イ) a のとおり、管理票に記載すべき事項の一部を収集運搬業者又は中間処理業者に記載させているが、これに関連して、次のような状況がみら</p>	<p>表 3-④</p> <p>表 3-⑤</p> <p>表 3-⑨</p>

勸告事項	説明図表番号
<p>れた。</p> <p>(ア) 排出事業者が産業廃棄物の正確な数量の測定が困難として、その測定及び数量の管理票への記載を中間処理業者に委ねているもの</p> <p>管理票の散逸を防止するためと称して、基本的に何も記入していない管理票を産業廃棄物と一緒に収集運搬業者に渡している1排出事業者を除く6排出事業者は、</p> <p>① 大量に発生するがれき類等の数量（重量）を測定するための機器の設置場所を建設現場等に確保することが難しい、</p> <p>② 大量に発生する汚泥等の数量（重量）を測定するためのトラックスケールを設置していない</p> <p>など自社において正確な数量（重量）の測定が困難であること等から、収集運搬業者のトラック、タンクローリー等に産業廃棄物を積み込み中間処理業者に搬送させる一方で、管理票には産業廃棄物の数量（重量）を記載せずに収集運搬業者に交付しており、中間処理業者が、産業廃棄物の数量（重量）を計測しその数量を管理票に記載している。</p> <p>(イ) 収集運搬業者が、管理票に産業廃棄物の種類や数量を記載しているもの</p> <p>今回調査対象とした69収集運搬業者の中には、排出事業者が管理票に産業廃棄物の種類及び数量（重量）を記載することは困難であるとして、広範囲に排出事業者に代わって、これらを記述しているものがみられた。</p> <p>(ウ) 環境省の対応状況</p> <p>環境省は、管理票の「数量」欄の記載方法については、平成13年管理票制度運用通知において、「「数量」の記載は、重量、体積、個数などその単位系は限定されないこと」を示しているが、具体的な記載方法は示していない。これについて環境省は、当省の調査に対して、この通知は、単に単位系について示したのではなく、数量の記載に当たっては、例えば「4tトラック1台」など、荷姿と個数や運搬容器の容量等を用いて記載しても良いという趣旨であり、運搬容器の容量等が不明の場合等においては、「数量」は収集運搬業者に聞いて記載しても良いとの見解を示したものであると説明している。しかし、当該通知の趣旨や環境省の見解が必ずしも徹底していないことが、排出事業者が数量を未記載のまま管理票を収集運搬業者に交付している一因となっていると考えられる。</p> <p>したがって、環境省は、産業廃棄物の適正な処理の推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 都道府県等に対し、管理票制度の法定遵守事項及び排出事業者による産業廃棄物数量の管理票への未記載を防止する方法に係る周知・啓発の徹底について、所</p>	<p>表3-⑩</p> <p>表3-⑪</p> <p>表3-⑫</p> <p>表1-⑤</p>

勸告事項	説明図表番号
<p>要の助言を行うこと。</p> <p>② 都道府県等が行う研修への事業者等の参加を推進することにより、管理票制度の法定遵守事項に係る周知・啓発の徹底を図るため、当該研修等に対する所要の支援等を行うこと。</p> <p>(3) 都道府県等による立入検査の効果的な実施</p> <p>ア 立入検査における確認事項等に関する環境省の指導等</p> <p>都道府県等による立入検査における確認事項について、環境省（旧厚生省）が平成2年4月に発出した立入検査通知には、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の保管基準等の遵守状況を検査するために、保管基準等の個別事項を記載した立入検査表が示されている。しかし、環境省は、現在に至るまで、その後の廃棄物処理法の改正により追加された法定遵守事項（管理票に関する個別の法定遵守事項及び委託契約に関する個別の法定遵守事項）を個別に確認することができるようにするための同表の見直しや立入検査に当たってのマニュアル等の作成等を行っていない。</p> <p>イ 立入検査時における中間処理前後の廃棄物数量の確認</p> <p>管理票制度は、前述のとおり産業廃棄物の処理の流れに沿って管理票を交付、回付又は返戻することなどにより、その処理状況を的確に把握し、不法投棄等の不適正処理を未然に防止するため設けられた制度である。</p> <p>産業廃棄物は、中間処理の段階で、複数の排出事業者から排出されたものについて大量・一括処理が行われる場合が多く、中間処理の前後では、産業廃棄物の形状、体積等が大きく変化する。例えば、汚泥の場合、下図のとおり、複数の排出事業者が排出する汚泥が一括処理され、かつ、「濃縮→前処理→脱水→乾燥・焼却」の各処理過程においてその形状、体積等が大きく変化する。また、これらの処理は、継続的に行われており、中間処理業者が受け入れた個々の産業廃棄物が、いつ、どのような中間処理が行われて、その結果どのような種類の廃棄物がどれだけ排出されたかを現行の管理票制度で捕そくすることは困難なものとなっている。</p> <div data-bbox="193 1648 1214 1928" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>図 汚泥の排出から最終処分までの流れ</p> <pre> graph LR A[排出] --> B[収集・運搬] B --> C[中間処理] subgraph C [中間処理] C1[濃縮] --> C2[前処理] C2 --> C3[脱水] C3 --> C4[乾燥・焼却] C4 --> C5[有害性チェック] C5 --> C6[無害化处理 (薬剤注入等)] end C --> D[収集・運搬] D --> E[最終処分] </pre> </div> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>	<p>表1-⑥ 表3-⑬</p>

勸告事項	説明図表番号
<p>このようなことから、管理票制度を補足するものとして、廃棄物処理法第14条第15項及び廃棄物処理法施行規則第10条の8の規定に基づき、産業廃棄物処理業者は、前月中における受入先ごとの受入量、処分方法ごとの処分量及び処分後の産業廃棄物の搬出先ごとの持出量について、月末までに帳簿に記載することとされている。</p> <p>このため、これらの帳簿の記載内容を都道府県等の立入検査の際に確認することが重要となっているが、現行の立入検査表では、帳簿について、「帳簿を事業場ごとに備え、産業廃棄物の処理について定められた事項を毎月末までに、前月中における処理に関する事項について記載しなければならない。」とされているものの、環境省は、具体的に上記の内容を確認するように立入検査表を見直しておらず、また、立入検査に当たってのマニュアル等を作成していない。</p>	表3-14
<p>ウ 立入検査の実施状況</p>	
<p>調査対象18都道府県等における立入検査の実施状況をみると、次のような状況がみられた。</p>	
<p>(ア) 委託契約の締結及び管理票制度の励行について、確認していないもの</p>	
<p>18都道府県等のうち、4都道府県等は立入検査の際に、産業廃棄物の保管及び処理施設の維持管理の状況を中心に確認しており、委託契約の締結状況及び管理票制度の励行については確認していない。また、1都道府県等は、委託契約の締結については確認しているが、管理票制度の励行については確認していない。</p>	表3-15 表3-16
<p>(イ) 都道府県等の立入検査時における法令違反等事例の把握状況</p>	
<p>委託契約の締結状況又は管理票制度の励行について立入検査を実施している都道府県等における立入検査時の把握状況をみると、当省が把握した法令違反等事案について、法令違反等が発生した後に行われた立入検査において、当該事案を把握している都道府県等はみられなかった。</p>	表3-17 表3-18
<p>これら立入検査で把握漏れが発生している都道府県等の立入検査表の作成状況をみると、</p>	表3-19 表3-20
<p>① 立入検査表に、委託契約の締結に係る検査項目を設定していないものが1都道府県等、管理票制度の励行に係る検査項目を設定していないものが1都道府県等、</p> <p>② 検査項目は設定しているものの、検査すべき全ての個別事項を設定していないものが、委託契約では9都道府県等、管理票では9都道府県等、</p> <p>③ 排出事業者、収集運搬業者、中間処理業者又は最終処分業者の事業者等別の立入検査表を作成していないもの又は作成していても一部の事業者等別にとどまっているものが、委託契約では7都道府県等、管理票では7都道府県等、</p>	

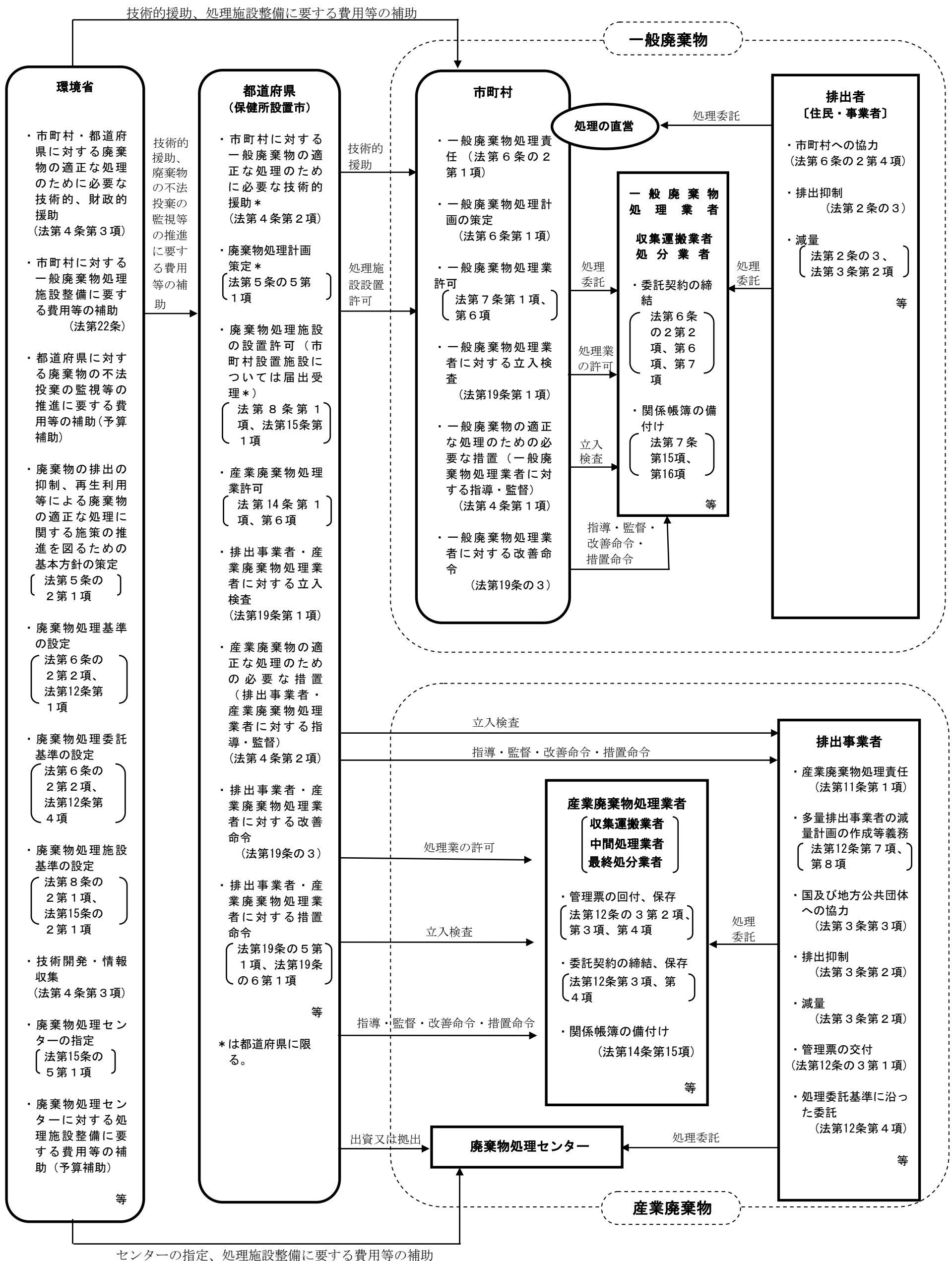
勸 告 事 項	説明図表番号
<p>となっている。</p> <p>したがって、環境省は、産業廃棄物の適正な処理の推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 委託契約制度と管理票制度に係る個別の法定遵守事項や中間処理に係る廃棄物の受入量、処理量及び処理後の産業廃棄物の搬出量を適切に検査できるよう、立入検査表の見直しや検査事項を盛り込んだ立入検査マニュアル等の作成等を行い、都道府県等に示すこと。</p> <p>② 都道府県等に対し、①の立入検査表やマニュアル等を踏まえた実効性のある立入検査を行うよう要請すること。</p> <p>(4) 最終処分場の確保の推進</p> <p>ア 最終処分場の残余年数</p> <p>平成 15 年度当初における全国の最終処分場の残余年数（環境省統計）は、4.5 年となっている。これについて、当省が都道府県別の残余年数について試算（注）したところ、最終処分場の新設・拡張等に伴う残存容量の増加や、中間処理技術の進展、排出量の抑制、処分先の変更等による要処分量の減少などの要素により各年で若干の変化があるものの、残余年数が 1 年未満のものが 5 都道府県、1 年以上 2 年未満のものが 8 都道府県、2 年以上 3 年未満のものが 5 都道府県となっている。一方、10 年以上のものが 7 都道府県みられるなど、地域的に相当程度偏在しており、特に首都圏（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び神奈川県）の 1 都 6 県。以下同じ。）において最終処分場の残余年数がひっ迫している状況がみられる。</p> <p>（注）1 残余年数は、環境省統計に基づく平成 15 年度当初の各都道府県別の最終処分場の残存容量（m³）を平成 14 年度最終処分量推計値（t）で除して算出した。</p> <p>2 最終処分量の推計は、「産業廃棄物排出・処理状況調査」（平成 17 年 3 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）の手法に準じ、平成 14 年度の各都道府県別の産業廃棄物排出量の 10%とした。</p> <p>なお、「m³」と「t」の換算率は 1 対 1 とした。</p> <p>廃棄物の処理は、安全性や経済性を考慮すれば、可能な限り排出地域に近い所で処理されることが望ましいが、上述のように最終処分場がひっ迫していること等もあって、平成 13 年度に首都圏から 1,000 万 t を超える産業廃棄物が、中間処理又は最終処分のために当該都県外に搬送されている（このうち、首都</p>	<p>表 3 - ㉑</p> <p>表 3 - ㉒</p>

勸告事項	説明図表番号
<p>圏以外の地域に搬送されているのは約 110 万 t)。</p> <p>こうした廃棄物の移動については、搬送先での不法投棄やそれに伴う環境汚染の問題等が生じる可能性があること等から、多くの都道府県で、産業廃棄物の越境搬入（最終処分等のために、都道府県境を越えて産業廃棄物が搬送されること。）を原則禁止したり、搬入に当たり事前の承認・協議・届出を求めるなど独自の規制措置を講じている状況がみられる。環境省が平成 14 年に実施した調査結果によると、産業廃棄物の越境搬入については、47 都道府県のうち 35 都道府県（74.5%）が何らかの越境搬入規制を行っており、越境搬入を原則禁止しているものが 7 都道府県（14.9%）、事前承認を求めているものが 9 都道府県（19.1%）となっている。産業廃棄物の越境搬入について強い規制を行っている 16 都道府県の最終処分場の残余年数をみると、1 年未満とひっ迫しているところが 1 都道府県（6.3%）みられる反面、4 年以上のところは 9 都道府県（56.3%）となっている状況がみられる。</p> <p>以上のことは、前述 1 オのとおり、不法投棄等の不適切な処理が発生する要因の一つになっていると考えられる。</p>	<p>表 3-㉔</p>
<p>イ 公的処分場の確保</p> <p>民間業者による最終処分場の設置は、環境悪化等を懸念する地域住民の反対により、従来からなかなか進まない状況があったこと等から、環境省は、公的な最終処分場の設置を促進するため、次の対策を実施している。</p> <p>① 廃棄物処理センターの指定制度の創設</p> <p>平成 3 年度の廃棄物処理法の改正（第 15 条の 5 等の追加）により、公共の信用力を活用して住民の環境悪化への懸念を緩和しつつ公的な最終処分場の整備を促進するため、地方公共団体が拠出又は出資を行った財団法人又は株式会社が最終処分場建設等を行う場合、当該法人を廃棄物処理センターとして環境大臣が指定（廃棄物処理法第 15 条の 5 第 1 項）する制度が創設された。</p> <p>環境省は、廃棄物処理センターに対し、i) 事業の用に供する土地についての特別土地保有税の非課税措置（平成 5 年度から）、ii) 廃棄物処理センターに対する事業者の出えん金について損金算入の特例適用（平成 5 年度から）等の支援措置を講じているほか、都道府県に対しては、廃棄物処理センターの整備促進を図るため、同センターを設置した場合の経営状況等の将来予測について、環境省が実施する基礎調査（廃棄物処理センター整備基本計画調査）の結果を提供するなどしている。</p> <p>さらに、平成 12 年度からは、後述のとおり、都道府県等が周辺住民に受け入れられやすい処理施設の設置、運営に関するノウハウを蓄積するために設けられた産業廃棄物処理施設モデル的整備事業（国庫補助事業。以下「モデル的整備事業」という。）による最終処分場等の設置を同事業による補助金の交付対象</p>	<p>表 3-㉕</p>

勸告事項	説明図表番号
<p>としている。</p> <p>② モデル的整備事業の創設</p> <p>環境省は、平成 12 年度に、都道府県等が関与して産業廃棄物の処理を行うためのモデル的な施設を整備し、処理施設の安全性に対する十分な配慮等周辺住民の理解が得やすい処理施設を設置・運営していくためのノウハウを都道府県等が蓄積することを目的にモデル的整備事業を開始した。同事業は、都道府県等、廃棄物処理センター、PFI 選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 5 項による選定事業者）又は広域的廃棄物処理センター（基本的な方針第 4 の 3 に掲げる大都市圏域における広域的な廃棄物処理センターであって 2 以上の都道府県等により設立されたもの。）が 1 ヘクタール以上の最終処分場等の設置を行う場合、国庫補助（補助対象事業費の 4 分の 1 を補助。平成 17 年度予算額 38 億円）を行うものである。</p> <p>しかしながら、処分場の残余年数がひっ迫している地域において、廃棄物処理センターの指定及びモデル整備事業による処分場の設置が進捗していない状況が、以下のとおりみられる。</p> <p>i) 廃棄物処理センターの指定の状況をみると、基本的な方針において、国がその役割として公共の関与による産業廃棄物処理施設の整備を推進することとしているにもかかわらず、制度創設後 13 年が経過した平成 17 年 8 月現在、指定された廃棄物センターは、16 都道府県の 16 センターにとどまっている。また、その指定状況をも、当省の試算からみて当該都道府県の最終処分場の残余年数が 2 年に満たない 13 都道府県のうち、廃棄物処理センターが指定されているのは 5 都道府県に過ぎず、最終処分場の残余年数のひっ迫が顕著とされる首都圏において、廃棄物処理センターが指定されているのは茨城県及び神奈川県のみとなっている。</p> <p>ii) モデル的整備事業の実施状況をみると、平成 17 年 8 月現在、同事業により設置された最終処分場が稼働しているものが 2 処分場、建設中のものが 5 処分場ある（設置主体は、2 都道府県及び 5 廃棄物処理センターの計 7 主体）。これら 7 処分場が所在する都道府県の最終処分場の残余年数（当省試算）をみると、大半が 4 年以上（2 年未満が 2 都道府県、4 年以上 7 年未満が 3 都道府県、10 年以上が 2 都道府県。7 都道府県平均で 10.2 年）となっている。</p> <p>また、特に最終処分場がひっ迫している首都圏についてみると、同事業により最終処分場を設置したもの及び建設中のものは、茨城県及び神奈川県の 2 処分場のみとなっている。</p> <p>これらの状況からみて、最終処分場の残余年数がひっ迫している首都圏等の地域における廃棄物処理センターの指定及びモデル的整備事業による最終処分場の</p>	<p>表 3 - ㉔</p> <p>表 3 - ㉕</p> <p>表 3 - ㉖</p> <p>表 3 - ㉗</p>

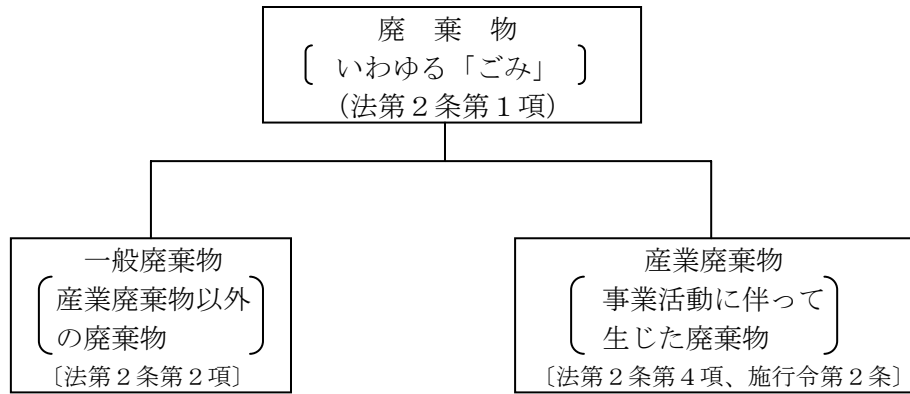
勸 告 事 項	説明図表番号
<p>用しているもの（1業者）</p> <p>③ 平成 15 年度に受け入れた食品の原料として使用した動植物性の残さ 1 万 8,610 t を発酵処理し、混合飼料や堆肥として全量再生利用しているもの（1業者）</p> <p>④ 平成 15 年度に受け入れた汚泥、廃油、廃アルカリ等 21 万 7,000 t を、「塩化揮発法」により分離・回収又は焼却し、セメント原料又は高炉用ペレット原料として全量再生利用しているもの（1業者）</p> <p>⑤ オイルエレメントの金属部分の処理について、平成 15 年 7 月に分解分別処理システム（エレメント自動分別カッター）を独自開発し、金属部分の再生利用を可能とした。それ以降、オイルエレメントの金属部分の 6 割ないし 7 割を回収しているもの（1業者）</p> <p>⑥ 蛍光灯の処理について、蛍光灯破砕機により破砕処理を行った後、ガラスはグラスウールの原料として、また水銀蒸気は水銀として再生利用しているもの（1業者）</p> <p>イ 環境省による情報提供実施状況</p> <p>基本的な方針（前述 1 カ参照）においては、「国は、国民及び事業者の自主的な取組を促進するため、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努める」とされており、環境省は、平成 14 年度に排出事業者及び処理業者における廃棄物の減量化に向けた取組例を収集し、15 年 3 月に「産業廃棄物の資源循環の促進に向けて」という報告書を作成し、各地方公共団体に配布する等の措置を講じている。</p> <p>上記報告書の中には、当省が把握した上記の取組例 6 件のうち 2 件（上記アの④及び⑤）は含まれていないが、環境省は、上記報告書の作成・配布の後、このような取組例の収集、事業者等への提供は行っておらず、今後も、具体的にを行う予定はないとしている。</p> <p>しかし、中間処理残さの再生利用等に関する技術は日進月歩であることなどから、環境省においては、今後とも、定期的かつ継続的にこのような取組例の収集・事業者等への情報提供に取り組むことが必要となっている。</p> <p>したがって、環境省は、産業廃棄物の最終処分量の減量化により最終処分場の延命化を図る観点から、中間処理残さの再生利用等に効果的な技術や事例を定期的に収集し、事業者等に提供するなど事業者等への情報提供を一層推進する必要がある。</p>	

図1-① 廃棄物処理法の仕組みの概要



(注) 廃棄物処理法等に基づき当省が作成した。

図 1 - ② 廃棄物処理法に基づく廃棄物の種類



- ①ごみ（可燃物、不燃・焼却不適物）
- ②粗大ごみ
- ③し尿及び浄化槽に係る汚泥
- ④動物（家畜を除く。）のふん尿及び死体

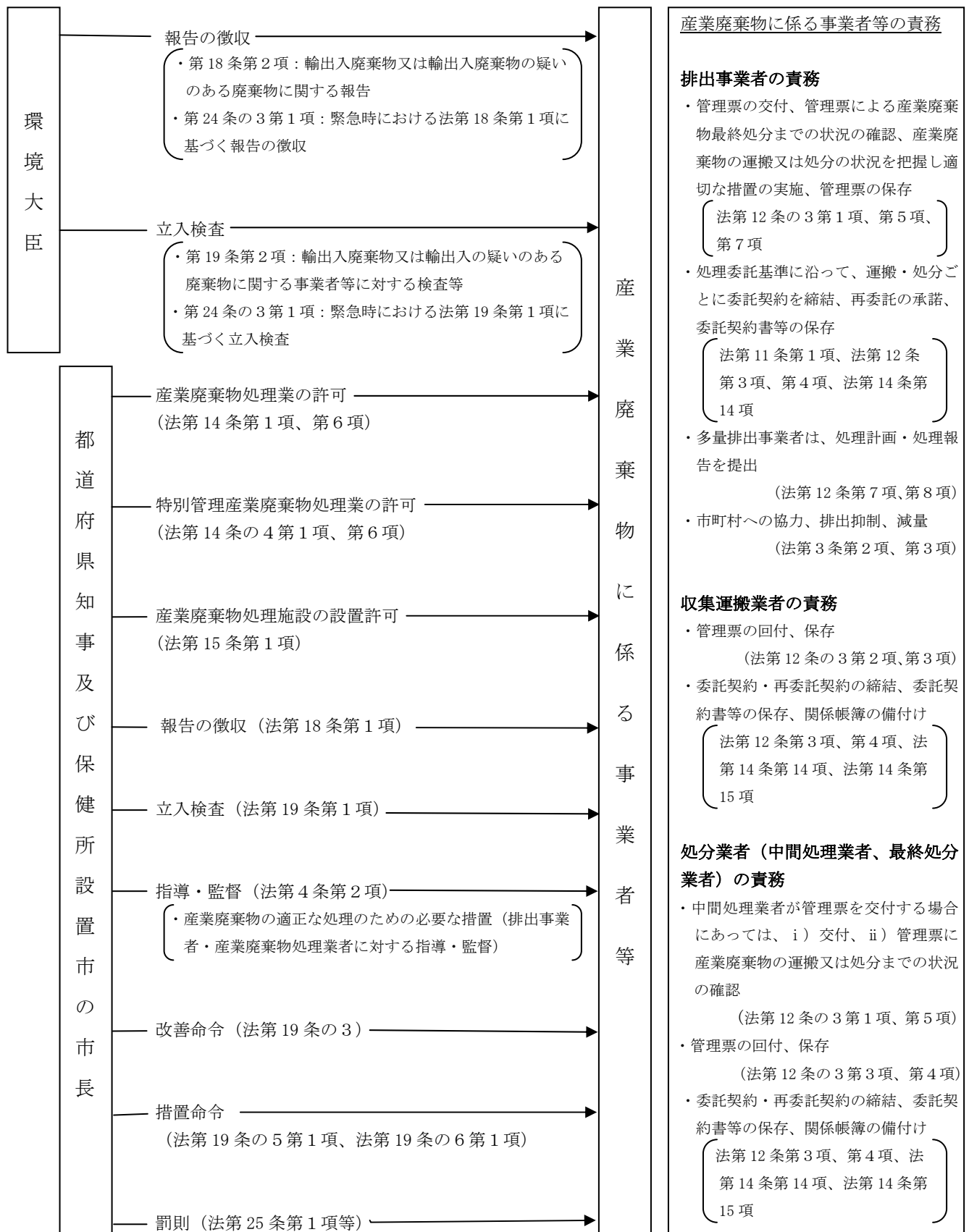
計 4 種類

- ①燃え殻（火力発電所の石炭殻、灰かす等）
- ②汚泥（工場排水等の処理液に残る泥状のもの等）
- ③廃油（鉱物性及び動植物性油脂に係るすべての廃油）
- ④廃酸（廃硫酸、廃塩酸等酸性のすべての廃液）
- ⑤廃アルカリ（廃ソーダ液、金属石けん液をはじめアルカリ性のすべての廃液）
- ⑥廃プラスチック類（合成樹脂くず等合成高分子系化合物の固形状及び液状のすべての廃プラスチック類）
- ⑦紙くず（紙製造業、製本業等の特定の業種から排出されるもの）
- ⑧木くず（木材製造業、工作物除去等の特定の業種から排出されるもの）
- ⑨繊維くず（繊維工業、工作物の除去等の特定の業種から排出されるもの）
- ⑩動植物性残さ（食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物）
- ⑪動植物性固形不要物（と畜場及び食鳥処理場において家畜の解体等により生ずる骨等の残渣）
- ⑫ゴムくず（天然ゴムくずのみを含むもの）
- ⑬金属くず（鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くず等）
- ⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ⑮鉱さい（製鉄所の炉の残さいなど）
- ⑯がれき類（工作物の除去等に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片等）
- ⑰動物のふん尿
- ⑱動物の死体
- ⑲ばいじん（工場等の排ガスで、集じん施設によって集められたもの）
- ⑳ ①～⑲までの産業廃棄物を処分するために処理したもの（コンクリート固形化物など）

計 20 種類

(注) 廃棄物処理法等に基づき当省が作成した。

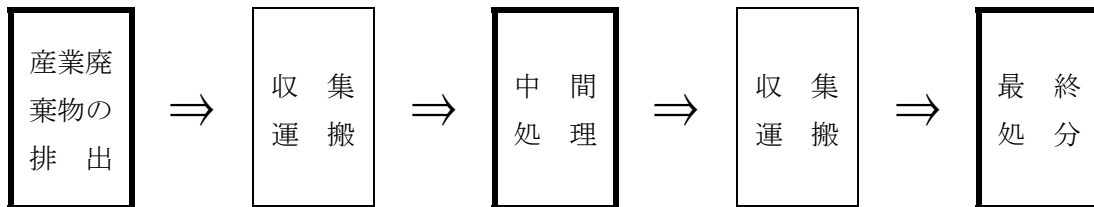
図1-③ 廃棄物処理法における産業廃棄物に係る規制等の仕組みの概要



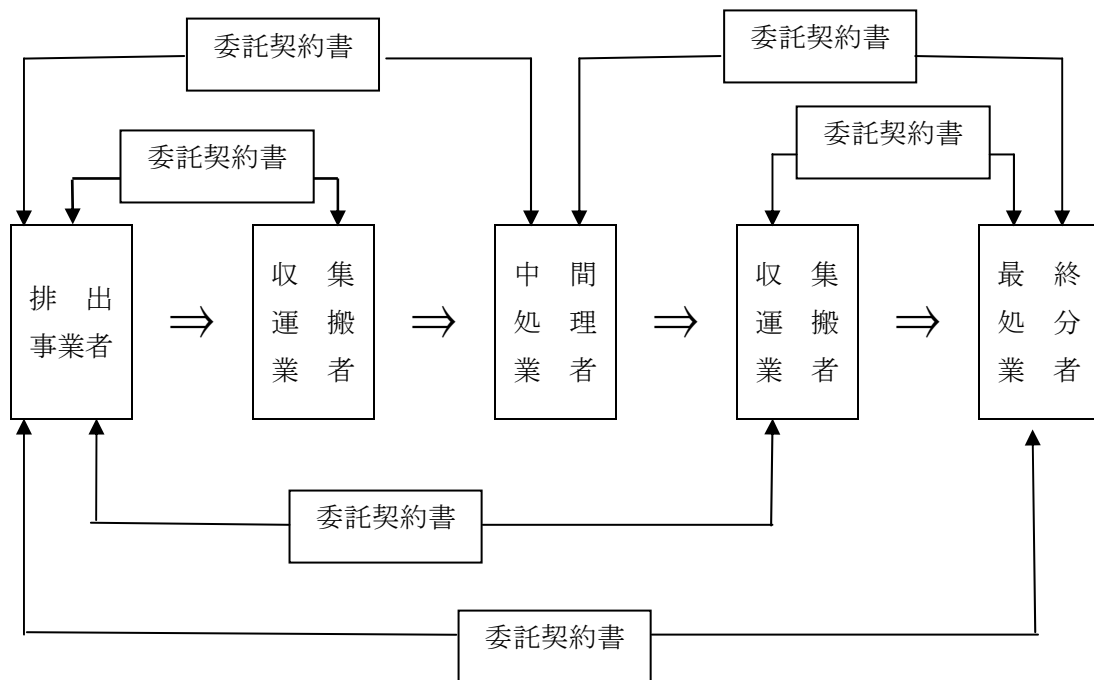
(注) 廃棄物処理法等に基づき当省が作成した。

図 1-④ 産業廃棄物の流れ、委託契約制度の仕組み、委託契約書の法定記載事項等

〔産業廃棄物の流れ（標準パターン）〕

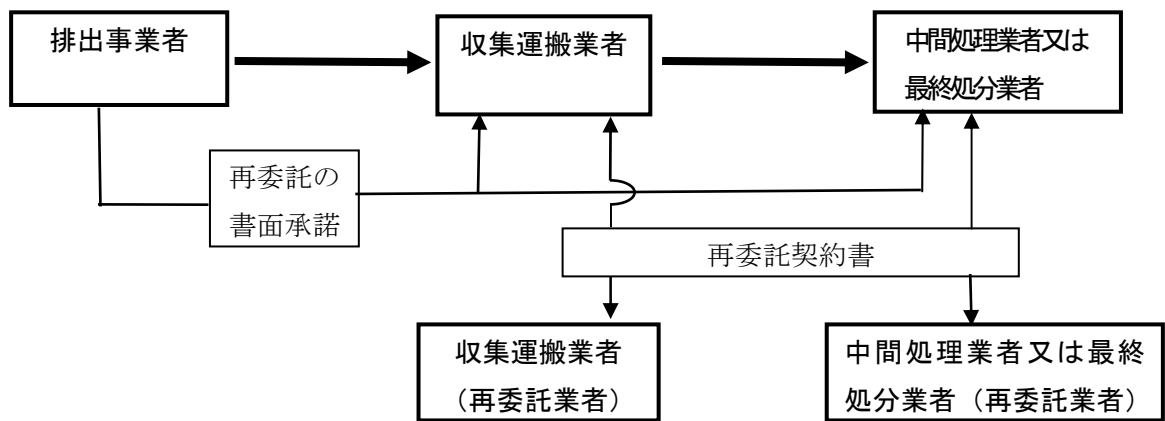


〔委託契約制度の仕組み（標準パターン）〕



(注) 下段は排出事業者から直接、最終処分業者に持ち込む場合である。

〔再委託契約の仕組み〕



【委託契約書・再委託契約書の法定記載事項】

1 すべての委託契約書・再委託契約書に共通する記載事項

- (1) 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- (2) 委託契約の有効期間
- (3) 委託者が受託者に支払う処理料金
- (4) 産業廃棄物処理業者の許可の事業範囲
- (5) 委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項
 - ①産業廃棄物の性状、荷姿
 - ②性状の変化（腐敗、揮発等）
 - ③他の産業廃棄物との混合等により生ずる支障
 - ④その他取扱い時に注意すべき事項
- (6) 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- (7) 契約解除の場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

2 運搬を委託・再委託する場合の記載事項

- (1) 運搬の最終目的地の所在地
- (2) 受託者が、積替え又は保管を行う場合には、その積替え又は保管場所の所在地、当該場所において保管できる産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限
- (3) 安定型産業廃棄物を委託する場合、積替え又は保管場所において、他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項

3 処分又は再生を委託・再委託する場合の記載事項

- (1) 処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生の方法、その処分又は再生に係る施設の処理能力
- (2) 中間処理を委託する場合、中間処理後の産業廃棄物の最終処分を行う場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力

[委託契約書・再委託契約書の添付書類]

- 1 産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可証の写し
- 2 再生利用業の認定証の写し
- 3 その他、他人の産業廃棄物の運搬又は処分を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分が、その事業の範囲に含まれる者であることを証明する書面

[再委託を行う場合の承諾書の記載事項]

- 1 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- 2 受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号
- 3 承諾の年月日
- 4 再受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号

[産業廃棄物を再受託者に引き渡す際に交付することが義務付けられている文書の記載事項]

- 1 再委託する産業廃棄物の種類及び数量
- 2 産業廃棄物の運搬を再委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- 3 産業廃棄物の処分又は再生を再委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法、その処分又は再生に係る施設の処理能力
- 4 中間処理を再委託する場合、当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力

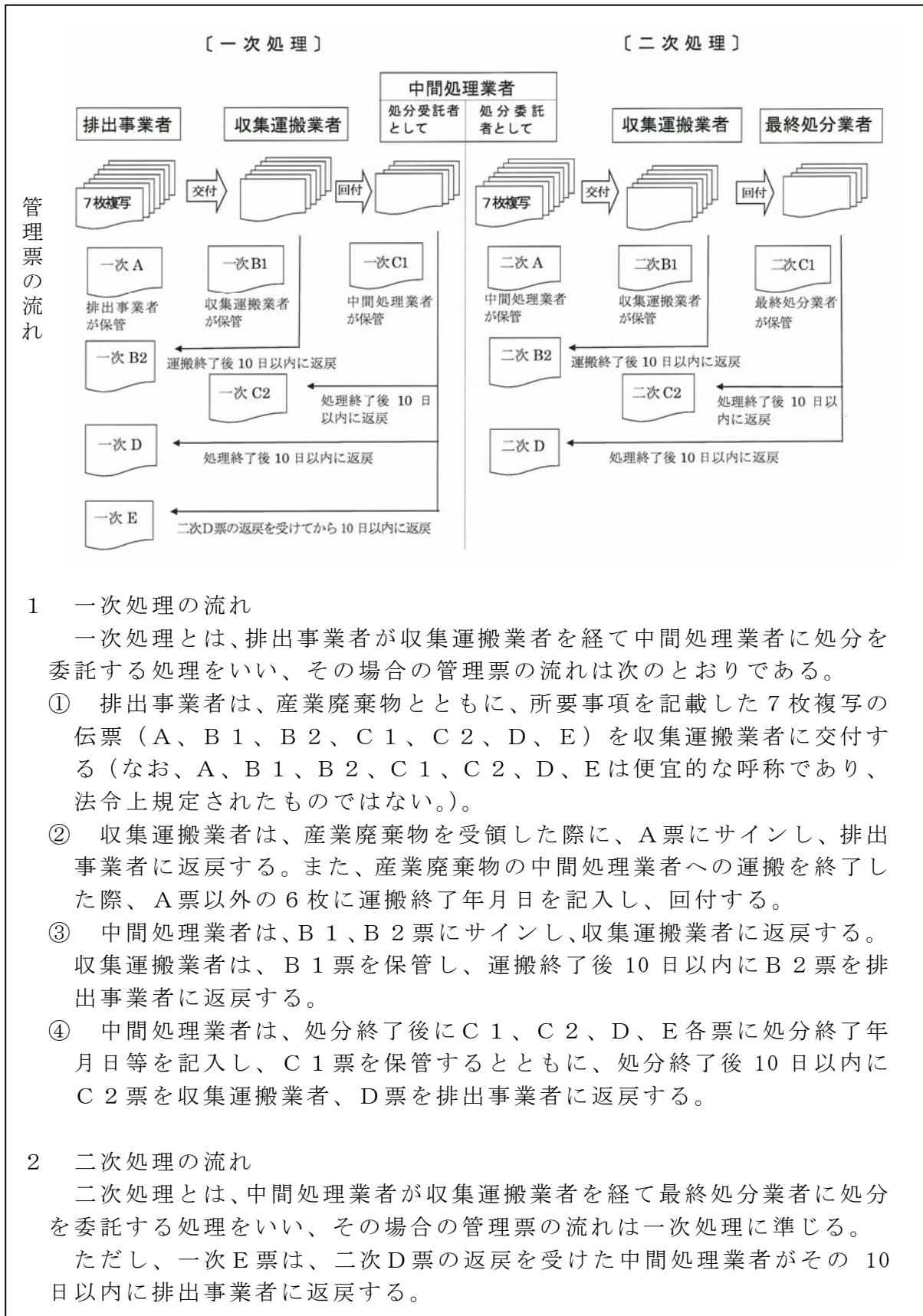
【保存年限】

契約の終了の日から5年間

(注) 廃棄物処理法等に基づき当省が作成した。

図 1 - ⑤ 管理票制度の仕組み、管理票の法定記載事項等

〔管理票制度の仕組み〕



〔管理票の法定記載事項〕

1 排出事業者又は中間処理業者の記載事項

- (1) 管理票の交付年月日及び交付番号
- (2) 氏名又は名称及び住所
- (3) 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- (4) 管理票の交付を担当した者の氏名
- (5) 運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び住所
- (6) 運搬先の事業場の名称及び所在地、運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、その積替え又は保管場所の所在地
- (7) 産業廃棄物の種類、数量及び荷姿
- (8) 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
- (9) 中間処理業者（(10)に規定する場合を除く。）にあつては、当該産業廃棄物に係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号
- (10) 中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子マニフェスト使用事業者に限る。）にあつては、当該産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び情報処理センター登録番号

2 収集運搬業者の記載事項

- (1) 運搬を担当した者の氏名
- (2) 運搬を終了した年月日
- (3) 積替え又は保管の場所において受託した産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集を行った場合には、拾集量

3 中間処理業者又は最終処分業者の記載事項

- (1) 処分を担当した者の氏名
- (2) 処分を終了した年月日
- (3) 当該処分が最終処分である場合にあつては、当該最終処分を行った場所の所在地

〔保存年限〕

管理票の写しの送付を受けた日から5年間

（注）廃棄物処理法等に基づき当省が作成した。

表1-① 「産業廃棄物におけるマニフェストシステム（積荷目録制）の実施について」（平成2年3月26日付け衛産第18号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）

産業廃棄物処理については、産業廃棄物の性状が十分把握されないまま処理されることによる事故や環境汚染の発生がみられ、また、産業廃棄物の広域的な処理の増大により不法投棄等が増加している。このような状況において、排出事業者がその処理を委託した産業廃棄物の流れを自ら把握すること及び排出事業者が産業廃棄物の処理を他の者に委託する場合、産業廃棄物の性状等に関する情報を正確に伝達することによって、産業廃棄物の移動に関する情報を正確に伝達することによって、産業廃棄物の移動に関する管理体制を強化し、もって、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るため、産業廃棄物の性状、取扱い上の注意事項等を記載した積荷目録（マニフェスト）を産業廃棄物の流れの中に組み込み、積荷目録の管理を通じて産業廃棄物の流れを管理するマニフェストシステムについて、マニフェストシステム実施要綱を定め、本年4月1日より実施することとしたので、下記の事項に留意し、排出事業者、廃棄物処理業者等関係者に対し、本要綱の周知徹底を図られたい。

なお、平成元年11月13日付け衛環第174号水道環境部長通知別添中別紙「医療廃棄物処理ガイドライン」1章1・2の3に掲げる感染性廃棄物（以下「感染性廃棄物」という。）以外の産業廃棄物については、本年6月1日からの適用を予定しており、別添「マニフェストシステム実施要綱」別紙様式2及び3その他必要な事項については別途通知することとしているので了知されたい。

記

- 1 産業廃棄物の広域的な処理が増大している状況の下においてマニフェストシステムの信頼性を確保しつつ、効率的に実施するという観点から全国統一のシステムの下に実施されることが必要であると考えられるので、現在、都道府県等が実施しているマニフェストシステムは可及的速やかに、別添「マニフェストシステム実施要綱」によるマニフェストシステムに移行されたいこと。また、積荷目録用紙も統一された規格のものを用いることとされたいこと。
- 2 マニフェストシステムは、その目的からすべての産業廃棄物の処理において普及を図る必要があるが、その普及を図るための指導は、当面緊急性の高いものに重点を置きつつ行っていくことが適当であると考えられるので、平成2年度においては、次の産業廃棄物について重点的な指導を行われたいこと。
 - (1) 感染性廃棄物
 - (2) 建設業から排出される産業廃棄物
 - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第2号イ及びロに規定する産業廃棄物を排出する事業場から排出される産業廃棄物
- 3 感染性廃棄物であって一般廃棄物に当たるものについては、「マニフェストシステム実施要綱」に準じて取り扱うよう指導されたいこと。

[別添]

マニフェストシステム指導要綱

第一 目的

この要綱は、マニフェストシステムを実施することにより、排出事業者がその処理を委託した産業廃棄物の流れを自ら把握すること及び排出事業者が産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合、産業廃棄物の性状等に関する情報を正確に伝達することによって、不法投棄等の産業廃棄物の不適正処理の防止、産業廃棄物の処理過程における事故の防止等を図り、もって、生活環境の保全、公衆衛生の向上を確保することを目的とする。

第二 適用の範囲

この要綱は、産業廃棄物の処理を委託する排出事業者、産業廃棄物処理業者について適用する。ただし、国、都道府県及び市町村が産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合は適用しない。

第三 用語の定義

- 1 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第三項に掲げるものをいう。
- 2 産業廃棄物処理業者 産業廃棄物の処理を業として行う者
- 3 収集・運搬業者 産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者
- 4 処分業者 産業廃棄物の処分を業として行う者
- 5 積荷目録 別紙様式1、別紙様式2又は別紙様式3に掲げるA票、B票、C票及びD票をつづった複写式伝票

第四 産業廃棄物の処理を委託する排出事業者及び産業廃棄物処理業者の責務

- 1 排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託しようとする産業廃棄物の引渡しごとに、積荷目録の各票の検印欄、受領済印欄及び処理完了印欄以外の欄に必要な事項の記入を自ら行い、その産業廃棄物を収集・運搬業者に引き渡すときに当該積荷目録の各票を当該収集・運搬業者に交付しなければならない。
- 2 収集・運搬業者は、産業排気物の引渡しを受けたときは、当該産業廃棄物に係る積荷目録の記載内容を照合、確認の上、当該産業廃棄物に係る積荷目録の各票の収集・運搬業者受領済印欄に押印又は記名及び日付記入を行い、当該積荷目録のうちのA票を当該産業廃棄物に係る排出事業者に交付しなければならない。
- 3 排出事業者は、収集・運搬業者から交付されたA票を保管しなければならない。
- 4 収集・運搬業者は、産業廃棄物を排出事業者が当該産業廃棄物の処分を委託した処分業者に引き渡すときに、当該産業廃棄物に係る積荷目録のB票、C票及びD票を当該産業廃棄物に係る収集・運搬業者に交付しなければならない。
- 5 処分業者は、産業廃棄物の引渡しを受けたときは、当該産業廃棄物と当該産業廃棄物に係る積荷目録の記載内容を照合、確認の上、当該産業廃棄物に係る積荷目録の各票の処分業者受領済印欄に押印又は記名及び日付記入を行い、当該積荷目録のうちのB票を当該産業廃棄物に係る収集・運搬業者に交付しなければならない。
- 6 収集・運搬業者は、処分業者から交付されたB票を受領した日から二年間保管しなければならない。
- 7 処分業者は、産業廃棄物の処分を完了したときは、当該産業廃棄物に係る積荷目録のC票及びD票の処分業者処分完了印欄に押印又は記名及び日付記入を行い、当該積荷目録の

うちのC票を当該産業廃棄物の処分を完了した日から二年間保管し、D票を処分完了後速やかに当該産業廃棄物に係る排出事業者に交付しなければならない。ただし、国、都道府県、市町村及び広域臨海環境整備センターが処分を行う場合にあつては、C票を保管しないことができ、また、排出事業者へのD票の交付は、産業廃棄物の引渡しを受けた後、収集・運搬業者を経由して行うことができる。

- 8 排出事業者は、委託した産業廃棄物について処分業者から交付されたD票の記載事項と収集・運搬業者から交付されたA票の記載事項を照合し、排出事業者の指示のとおり産業廃棄物の処理が行われたか否かを確認しなければならない。
- 9 排出事業者は、8による確認を行った後、A票及びD票それぞれの検印欄に押印又は記名及び日付記入を行い、当該A票及びD票を一組として、押印又は記名を行った日から二年間保管しなければならない。また、排出事業者又は収集・運搬業者に産業廃棄物を引き渡した日から一ヶ月以内に処分業者からD票が交付されない場合、又は、委託した産業廃棄物が不適正に処理されたおそれがある場合は、収集・運搬業者又は処分業者に対し、いかなる処理を行ったか等必要な事項について確認する等必要な措置を講じなければならない。

第五 複写式伝票の種類

排出事業者は、委託しようとする産業廃棄物の種類ごとに次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる様式の複写式伝票を使用しなければならない。

一	感染性廃棄物であつて産業廃棄物に当たるもの	別紙様式1による複写式伝票
二	建設業から排出される産業廃棄物	別紙様式2による複写式伝票
三	前二項に掲げる以外の産業廃棄物	別紙様式3による複写式伝票

(別紙様式1～3省略)

(注) 1 「産業廃棄物におけるマニフェストシステム(積荷目録制)の実施について」(平成2年3月26日付け衛産第18号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)に基づき当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

表 1-② 複写式伝票による管理票の頒布数量と電子マニフェストの登録件数

(単位：つづり、件数、%)

年度 区分	平成 10	11	12	13	14	15
複写式伝票 (A)	40,030,000	41,000,000	44,000,000	52,000,000	45,000,000	38,000,000
電子マニフェ スト (B)	8,041	77,181	97,470	146,502	408,051	812,140
複写式伝票の 頒布数量に対 する電子マニ フェスト登録 件数の比率 (B/A)	0.02	0.18	0.22	0.28	0.90	2.14

(注) 1 環境省の資料に基づき当省が作成した。

2 「複写式伝票 (A)」欄の数値は、平成 10 年度は (財) 日本産業廃棄物処理振興センター、(社) 全国産業廃棄物連合会及び建設九団体副産物対策協議会の 3 団体の合計頒布実績 (概算) に基づくものであり、11 年度以降は、全国産業廃棄物連合会及び建設九団体副産物対策協議会の 2 団体の合計頒布実績 (概算) に基づくものである。

3 「電子マニフェスト (B)」欄の数値は、(財) 日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムに加入している排出事業者がシステムに登録した件数である。

表 1-③ 電子マニフェストシステムへの加入者数の推移

(単位：事業者及び業者)

年度 区分	平成 10	11	12	13	14	15
排出事業者	143	170	189	222	328	487
収集運搬業者	178	240	300	462	619	785
処分業者	181	217	270	402	572	729
加入者数計	502	627	759	1,086	1,519	2,001

(注) 1 環境省の資料に基づき当省が作成した。

2 (財) 日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムへの加入者数である。

表1-④ 環境省（旧厚生省）が都道府県等に対して発出している廃棄物処理法の改正時の施行通知のうち、委託基準及び再委託基準、管理票制度に関して事業者に対する周知徹底と厳正な運用について通知している主なもの

通知名称等	通知の内容（抜粋）
<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」（昭和52年3月26日環計第36号厚生省環境衛生局水道環境部長通知）</p>	<p>一 一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業に関する事項（略）</p> <p>二 一般廃棄物処理施設に関する事項（略）</p> <p>三 事業者の産業廃棄物の処理に関する事項</p> <p>（一）<u>産業廃棄物の処理に関する事業者の責任を明確化するため産業廃棄物の処理を他人に委託する場合に従うべき基準の設定、事業場内における産業廃棄物の適正な処理を行わせるための産業廃棄物処理責任者制度の創設、産業廃棄物の処理に関する記録の作成及び保存義務について新たな規定を設けたこと。</u></p> <p>（二）<u>事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、法第一四条第一項の許可を受けた産業廃棄物処理業者その他の産業廃棄物の処理を適法に業として行うことのできる者であって当該委託しようとする産業廃棄物の処理の業務をその事業の範囲内に含むものに委託しなければならないこと。従って運搬のみを業として行うことのできる者に対し、当該産業廃棄物の処分をも併せて委託することができないのはもとより、処分を業として行うことのできる者に委託する場合であっても、その者が委託しようとする産業廃棄物の処分の内容をその事業の範囲に含む者に対してでなければ委託できないので事業者等に対しこの趣旨を十分徹底させること。</u></p> <p>（三）～（四）（略）</p> <p>四 産業廃棄物処理業に関する事項（略）</p> <p>五 産業廃棄物処理施設に関する事項（略）</p> <p>六 その他（略）</p>
<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」（平成4年8月13日衛環第232号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）</p>	<p>第一 総則的事項（略）</p> <p>第二 一般廃棄物に関する事項（略）</p> <p>第三 産業廃棄物に関する事項</p> <p>1 産業廃棄物処理計画（略）</p> <p>2 多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の排出事業者の処理計画（略）</p> <p>3 <u>産業廃棄物の運搬又は処分等の委託の基準</u></p> <p>（1）<u>産業廃棄物の処理の委託が適正に行われることは、産業廃棄物の適正処理を確保するための基本となるものであることに鑑み、委託基準を強化したところであり、改正後の委託基準に基づき適正な委託が行われるよう事業者等に対し十分指導されたいこと。</u></p> <p>（2）<u>排出事業者は、その排出する産業廃棄物の処理を委託しようとする</u></p>

	<p>する者が他人の産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生が事業の範囲に含まれている者であることを十分確認し、その者に委託しなければならないことはもちろんであるが、今回新たに書面による委託契約を締結して委託しなければならないこととし、かつ、当該委託契約書に委託する産業廃棄物の種類及び数量等一定の事項についての条項が含まれていなければならないこととしたこと。</p> <p>4 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業（略）</p> <p>5 <u>特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分等の委託の基準</u> 特別管理産業廃棄物の排出事業者は、特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を他人に委託する場合には、委託しようとする者に対し、委託に先立って委託業務の遂行に必要な情報を文書に記載して提供しなければならないこと。</p> <p>6 <u>特別管理産業廃棄物管理票</u> 特別管理産業廃棄物管理票制度は、排出事業者がその処理を委託した特別管理産業廃棄物の移動及び処理の状況を自ら把握し、あわせて、不法投棄等の不適正処理を未然に防止する等のために設けられたものであるので、関係の排出事業者及び処理業者に周知徹底し、その円滑な定着を図ること。</p> <p>7 産業廃棄物処理施設（略）</p> <p>第四 廃棄物処理センターに関する事項（略）</p> <p>第五 その他の事項（略）</p>
<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」（平成9年12月17日厚生省生衛第1112号各都道府県知事・政令市市長宛厚生事務次官通知）</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号）は、平成9年6月18日に公布されたところであるが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成9年政令第352号）によって、平成9年12月17日（改正規定の一部については平成10年6月17日又は平成10年12月1日）から施行することとされた。その改正の趣旨及び内容は左記のとおりであるので、了知のうえ、関係者に周知徹底を図るとともに、その施行に万全を期せられたく命により通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 改正の趣旨</p> <p>我が国においては、経済成長や国民生活の向上等に伴い、廃棄物が大量に排出される一方で、廃棄物の減量や再生利用は必ずしも十分に進んでいない状況にある。</p> <p>他方、廃棄物を適正に処理するために必要な最終処分場等の廃棄物処理施設については、近年の廃棄物処理に対する住民の不安や不信感の高まりを背景として、その設置や運営をめぐる紛争が多発し、その確保がますます困難となっており、このような傾向が続けば、将来、</p>

	<p>廃棄物の適正な処理に支障を来たしかねない深刻な状況にある。また、産業廃棄物の不法投棄が跡を絶たず、その解決が強く求められている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、<u>廃棄物の減量化・再生利用の推進、廃棄物処理施設に係る規制の見直し及び不法投棄対策を柱とする総合的な対策を講じ、廃棄物の適正処理の確保に向けた対策の積極的な推進を図ることとしたものである。</u></p> <p>第二 改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 廃棄物の減量及び再生利用（略） 二 廃棄物処理施設の設置に関する事項（略） 三 廃棄物処理施設の維持管理に関する事項（略） 四 廃棄物処理業者に関する事項（略） 五 産業廃棄物管理票制度に関する事項 <p>(一) <u>産業廃棄物管理票制度の適用範囲</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>従前の特別管理産業廃棄物管理票制度の適用範囲を、すべての産業廃棄物に拡大し、産業廃棄物管理票制度とすること。</u></p> <p>(二) 電子情報処理組織の使用（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 六 生活環境の保全上の支障の除去等に関する事項（略） 七 産業廃棄物適正処理推進センターに関する事項（略） 八 罰則の強化（略） 九 情報交換の促進等（略） 十 施行期日等（略）
<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」（平成10年5月7日生衛発第780号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第一 産業廃棄物の設置許可手続（略） 第二 許可の基準等（略） 第三 維持管理に関する基準（略） 第四 廃棄物処理施設の維持管理に関する記録の作成及び閲覧（略） 第五 維持管理積立金制度について（略） 第六 許可を要しない廃棄物処理施設の軽微な変更（略） 第七 許可の取消等（略） 第八 廃棄物の保管に関する基準（略） 第九 <u>産業廃棄物処理の委託基準及び再委託基準の強化について</u> <u>排出事業者の処理責任の履行を徹底するため、産業廃棄物処理の委託基準及び再委託基準の強化・明確化を行うこととしたこと。</u> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>不適正な処理委託による産業廃棄物の不適正処理を防止するため、委託契約書に記載すべき事項として、施設の処理能力（処分又は再生の場合）、積替え又は保管の場所に関する事項（運搬の委託の場合）、委託契約の有効期間、委託者が受託者に支払う料金及び産業廃棄物の性状等委託者の有する適正な処理のために必要な事項に関する情報を追加するものとしたこと。</u> (2) <u>産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者が受託した産業廃棄物の処理を他人に委託（以下「再委託」という。）</u>

	<p> <u>する場合には、その処理についての責任の所在の明確化を図るため、当該処理業者はあらかじめ再受託者の氏名等を明らかにした上で、当該再委託について排出事業者の書面による承諾を受けなければならないこととしたこと。</u> </p> <p> (3) <u>前記の趣旨を踏まえ、排出事業者並びに産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物の処理の委託及び再委託が適正に行われるよう十分指導し、特に、報告徴収又は立入検査を行う際には、委託契約書の提出を求めるとともに、違反者に対して個別に是正するよう指導し、これに従わない場合には告発を検討する等厳しく対処されたいこと。</u> </p> <p> (4) (略) </p> <p> 第一〇 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可について (略) </p> <p> 第一一 PCBの処理基準及び処理施設の技術上の基準に関する事項 (略) </p> <p> 第一二 様式の改正について (略) </p> <p> 第一三 生活環境保全上の支障の除去等の措置について (略) </p> <p> 第一四 建設業に係る廃棄物の定義等の見直し (略) </p> <p> 第一五 その他 (略) </p>
--	--

(注) 1 廃棄物処理法関係の各通知に基づき当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

表1-⑤ 「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成13年3月23日付け環廃産第116号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）（抜粋）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第105号）の施行による産業廃棄物管理票制度の見直しについては、平成12年9月28日付け衛環第78号をもって厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長から通知されたところであるが、なお、下記事項に留意の上、事業者又は産業廃棄物処理業者の事務所若しくは事業場に立入検査を行う際には、その実施状況を把握するなど制度の厳正な運用に当たられたい。

記

第1 産業廃棄物管理票

1. 総論

産業廃棄物管理票制度は、事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者に対して産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度であること。

なお、事業者は、産業廃棄物の処理を委託する際には、書面により委託契約を行うことなど委託基準を遵守しなければならないが、これは処理責任を有する事業者と受託者とが委託内容について互いに十分確認することを趣旨とするものであって、委託契約を行う際に遵守すべき義務である。これに対して、産業廃棄物管理票に係る義務は、実際に処理を委託した産業廃棄物を引き渡す際に遵守すべきものであって、委託基準とは別途必要とされる義務であること。

2. 管理票の交付

(1) 交付手続

① 事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時に運搬受託者（処分のみを委託する場合にあっては処分受託者）に管理票を交付しなければならないこと。このため通常は、運搬受託者が複数の運搬車を用いて運搬する場合には、運搬車ごとに交付することが必要となるが、複数の運搬車に対して同時に引き渡され、かつ、運搬先が同一である場合には、これらを1回の引渡しとして管理票を交付して差し支えないこと。

② （略）

③ 「産業廃棄物の種類ごとに交付する」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第2条に規定する産業廃棄物の種類ごとに管理票を交付することを原則とするが、例えばシュレッダーダストのように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合には、これを1つの種類として管理票を交付して差し支えないこと。

④ 産業廃棄物が1台の運搬車に引き渡された場合であっても、運搬先が複数である場合には運搬先ごとに管理票を交付しなければならないこと。

⑤ 管理票は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

以下「規則」という。)様式第2号の6によるものでなければならないことから、交付された書面がこれによらないで作成されたものである場合には、管理票の不交付と判断されること。

(2) 記載事項

管理票は、規則様式第2号の6により作成した書面に必要な事項を記載しなければならないが、記載事項については以下によること。

- ① 「種類」は、法第2条第4項及び令第2条に規定する産業廃棄物の種類を原則とし、特別管理産業廃棄物である場合にはその旨を記載しなければならないが、例えばシュレツダーダストのように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合には、その混合物の一般的な名称を記載して差し支えないこと。
- ② 「数量」の記載は、重量、体積、個数などその単位系は限定されないこと。
- ③ 「交付番号」は、事業者が当該管理票を特定できる任意の番号を記載すること。
- ④ 「交付を担当した者の氏名」は、事業者の氏名又は名称ではなく、実際に管理票の交付を担当した従業者の氏名を記載すること。
- ⑤ 「運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称」及び「運搬又は処分を受託した者の住所」は、事業者が管理票を交付する際に記載しなければならないこと。
- ⑥ 「荷姿」は、バラ、ドラム缶、ポリ容器など具体的な荷姿を記載すること。
- ⑦ 「最終処分を行う場所の所在地」は、最終処分を行う予定先の事業場の所在地を記載するものであって、事業場の所在地の市町村名及び事業場の名称などを記載することで差し支えないこと。事業者は、中間処理を委託する場合であっても、処分受託者からその委託先を調査するなどして記載しなければならないこと。また、「最終処分」とは、埋立処分、海洋投入処分又は再生をいうことから、委託した産業廃棄物について中間処理後に一部分が再生され、その余の部分が埋立処分される場合には、再生処理施設と最終処分場のいずれも記載しなければならないこと。なお、最終処分の予定先が複数である場合など管理票に記載することが困難である場合には、別途委託契約書に記載されたとおりであることを記載し、これを省略して差し支えないこと。
- ⑧ 中間処理業者が記載すべき「交付又は回付された当該産業廃棄物に係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号」は、例えば、木くずの焼却処分を行う中間処理業者が、焼却後の燃え殻の埋立処分を委託する場合は、当該燃え殻に係る焼却処分を受託した木くずについて、その焼却処分を委託した事業者の氏名又は名称及び当該事業者から交付された管理票の交付番号を記載するものであること。なお、中間処理を委託した事業者が複数である場合など管理票に記載することが困難な場合には、別途帳簿に記載されたとおりであることを記載し、これを省略して差し支えないこと。

(3) 管理票の交付を要しない場合(略)

3. 管理票の写しの送付

(1) 収集運搬を受託した場合

- ① 事業者が管理票の写しを送付するのは、運搬の最終的な目的地まで運搬し、事業者から委託された運搬業務を完了させた運搬受託者であること(再委託を受けた運搬受託者が運

搬業務を完了させた場合には、当該再受託者がこれに該当すること。)

- ② 「産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集」とは、積替え又は保管の場所において、実際に拾集した量を記載するものであること。
- ③ 運搬受託者は、やむを得ず運搬を再委託する場合は、再受託者に産業廃棄物を引き渡す際に、事業者から交付された管理票を引き渡すこと。再受託者は、運搬を受託した者の氏名又は名称などの必要な事項を訂正の上、運搬終了後に管理票の写しを事業者へ送付すること。

(2) 最終処分を受託した場合

- ① 処分受託者は、最終処分が終了したときは、管理票に処分を担当した者の氏名、最終処分を終了した年月日及び最終処分を行った場所の所在地を記載して10日以内にその写しを処分を委託した中間処理業者（事業者から最終処分を受託した場合にあっては、事業者）へ送付すること。
- ② 「処分を担当した者の氏名」は、事業者の氏名又は名称ではなく、実際に処分を担当した従業者の氏名を記載すること。
- ③ 再生を受託した場合における「最終処分を終了した年月日」については、実際に有償売却された年月日をいうものではなく、中間処理をして産業廃棄物を客観的に有償売却できる性状の物とした年月日をいうものであること。
- ④ 「最終処分を行った場所の所在地」は、最終処分を行った事業場の所在地を記載するものであって、事業場の所在地の市町村名及び事業場の名称などを記載することで差し支えないこと。
- ⑤ 処分受託者は、やむを得ず処分を再委託する場合は、再受託者に産業廃棄物を引き渡す際に、事業者から交付された管理票又は運搬受託者から回付された管理票を引き渡すこと。再受託者は、処分を受託した者の氏名又は名称などの必要な事項を訂正の上、処分終了後に管理票の写しを事業者へ送付すること。

(3) 中間処理を受託した場合

- ① 処分受託者は、処分が終了したときは、管理票に処分を担当した者の氏名及び処分を終了した年月日を記載して10日以内にその写しを処分を委託した事業者（中間処理業者から処分を受託した場合にあっては、中間処理業者とする。以下同じ。）へ送付すること。
- ② 処分受託者は、最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、事業者から交付された管理票に最終処分を終了した年月日及び最終処分を行った場所の所在地を記載して10日以内にその写しを事業者へ送付すること。
- ③ 最終処分が終了した旨を記載した管理票の写しの送付期限は、中間処理後の産業廃棄物について複数の最終処分を委託した場合にあっては、これらすべてについて管理票の写しの送付を受けたときから10日以内であること。なお、中間処理後の産業廃棄物について、焼却処分を受託した場合における中間処理後の産業廃棄物とは、焼却後の燃え殻をいうものであって、焼却に伴って生じたばいじん及び汚泥はこれに含まれないこと。
- ④ その他、(2)に記載した事項を準拠されたいこと。

4. 管理票の写し等の保存

- (1) 事業者は、運搬受託者又は処分受託者から送付された管理票の写しを送付を受けたときから5年間保存しなければならないこと。
- (2) 事業者が、事業場以外の場所において管理票の写しを保存することは差し支えないが、都道府県による立入検査の際には速やかに検査を受けることができるようにこれを保存すべきであること。

5. 管理票の写しが送付されない場合の講ずべき措置

- (1) 事業者は、管理票の交付の日から90日（特別管理産業廃棄物に係る管理票にあつては、60日）以内にその写しの送付を受けないとき及び管理票の交付の日から180日以内に最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けないときは、処理の状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、その講じた措置等を都道府県知事に報告しなければならないこと。
- (2) 事業者が講ずべき必要な措置としては、例えば、委託した産業廃棄物が処分されずに放置されている場合にあつては、委託契約を解除して他の産業廃棄物処分業者に委託するなど、個別の状況に応じた適切な措置が採り得るものであること。

第2 電子情報処理組織の使用(略)

第3 その他

1. 帳簿の備付け(略)

2. 本年3月31日以前に管理票が交付された場合の取扱い(略)

3. 虚偽の管理票の交付の禁止

産業廃棄物処理業者の自己名義による架空の管理票の売買が行われ、不法投棄を誘発しかねない問題となっていることから、産業廃棄物処理業者が、産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をした管理票を交付することを禁止し、この違反を罰則の対象としたものであること。

したがって、法第12条の4の対象となる虚偽の記載をした管理票とは、運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、運搬又は中間処理若しくは最終処分が終了した旨の記載がされた文書であつて、これを交付をした産業廃棄物処理業者の名義で作成されたものをいうものであること。

(注) 1 本表は、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成13年3月23日付け環産第116号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）に基づき当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

表1-⑥ 「産業廃棄物に関する立入検査及び指導の強化について」（平成2年4月24日
付け衛産第30号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知）

産業廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力賜っているところであるが、産業廃棄物の適正処理を確保するためには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第19条第1項に基づく立入検査を公正かつ効率的に行い、また、同法第20条第1項に基づく環境衛生指導員による産業廃棄物の処理に関する指導を確実に行う必要がある。

このため、左記の点に留意し排出事業者の事業場、産業廃棄物処理業者の事業場及び産業廃棄物処理施設（以下「事業場等」という。）に対する立入検査及び産業廃棄物の処理に関する指導（以下「立入検査等」という。）の強化を図られたい。

記

1 立入検査等に関する計画の作成

年度当初に一年間の立入検査等に関する計画を次の要領で作成し、その計画に基づき効率的な立入検査等を実施すること。

(1) 年間計画には、立入検査等の対象とする事業場等、立入検査等の回数、立入検査の内容及び指導の内容を定めることとする。年間計画の作成に当たっては、必ず次の事項について基本方針を策定すること。

① 当該年度に特別に立入検査等を実施する業種、産業廃棄物の種類、地域等の選定。

これらの選定に当たっては、当該年度において特に新たな規制等が適用される事業場等、前年度行政処分を受けた処理業者の事業場等、過去の立入検査において改善事項が多岐にわたる事業場等、周辺住民から多くの苦情が寄せられる事業場等などを対象にすること。

② 産業廃棄物の処理に関する重点的指導事項の決定。

この重点的指導事項としては、処理能力を超えた過大な産業廃棄物の受入の是正、最終処分場からの浸出液による公共水域の汚濁防止、減量化の推進、他都道府県への産業廃棄物の流出対策等が考えられること。

(2) 計画の作成に当たっては、立入検査等を実施するために必要な人員の配置、器材の整備等について配慮すること。

(3) 計画の作成に当たっては、都道府県と政令市との間の連絡を密にし、統一的かつ効率的な計画とすること。

(4) 年間計画は必要に応じ年度途中において、必要な見直しを行うこと。

2 立入検査等の実施

立入検査等に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 年間計画に基づいて、個々の立入検査等の事業場等を選定すること。

(2) 立入検査等を行う事業場等に対しては、原則として、あらかじめ連絡をすることなく立

ち入ること。

- (3) 立入検査等をする環境衛生指導員又はその他の職員(以下「環境衛生指導員等」という。)は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示すること。
- (4) 環境衛生指導員等は、事業場等の管理に責任を有する者、産業廃棄物処理責任者及び技術管理者を立会人として、立入検査等を行うこと。
- (5) 検査に当たっては、立入検査及び産業廃棄物の処理に関する指導表(以下「立入検査表」という。)を持参し、立入検査表に沿って、処理基準及び義務規定の遵守状況を検査するとともに計画に定めた指導方針に基づいて事業者等に必要な指導を行い、その検査結果及び指導事項を立入検査表に記録すること。
- (6) 措置すべき事項を指示する場合は、口頭によらず必ず文書により行うこと。措置すべき事項については具体的に示し、できるだけ措置期限を指示すること。
措置すべき事項等の指示に当たっては、立入検査表を複写式にして一部を立会人に渡す方法も考えられること。
- (7) 産業廃棄物、地下水又は放流水の水質等の分析を行い生活環境保全上の支障の有無を把握するため検体の採取に努めること。

3 立入検査後の措置

- (1) 環境衛生指導員等は、立入検査等の結果を直ちに都道府県知事又は政令市長(以下「都道府県知事等」という。)に報告すること。
- (2) 都道府県知事等は、措置すべき事項等を指示した事業者等からは改善計画書を徴し、また改善計画の履行を確認すること。
- (3) 明らかに廃棄物処理法又はこの法律に基づく処分に違反している場合は、すみやかに改善命令又は行政処分を行うこと。
- (4) 立入検査表は保存し、次回の立入検査資料、立入検査計画の作成資料、再許可申請の審査資料等として活用すること。
- (5) 都道府県知事等は、立入検査等の基本方針、立入検査等の回数、措置した事項及びその件数等について一年間の結果を取りまとめ、一般に公表し、関係者に周知させること。

4 立入検査表の作成

都道府県知事等は、公正な立入検査等の実施、検査内容の徹底、立入検査等の記録の保存を図るため、立入検査等に必要な立入検査表をあらかじめ、別添の立入検査表(案)に基づいて作成すること。

[別 添]

立入検査及び産業廃棄物の処理に関する指導表（排出事業者用）

検査日 年 月 日

環境衛生指導員氏名

事業者名		立会人氏名	
事業所の所在地		処理施設の所在地	
業種及び主な製品、原材料			
発生する産業廃棄物の種類・量及び有害な産業廃棄物の種類・量			
自己処理	収集運搬する産業廃棄物の種類		
	中間処理する産業廃棄物の種類 中間処理方法、中間処理施設 中間処理量		
	埋立処分する産業廃棄物の種類 最終処分場の面積、埋立容量 埋立処分量		
収集、運搬及び処分の基準			
収集、運搬及び処分に当たっては、産業廃棄物が飛散し、及び流失しないようにすること。			
処理施設の設置に当たっては、生活環境の保全上支障を生ずるおそれがないようにすること。			
収集及び運搬の基準			
運搬車、運搬容器等は、産業廃棄物が飛散し、及び流失し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。			
処分の基準			
埋立処分の場所は、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の処分の場所であることを表示がされていること。			
埋立地の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。			
埋立地には、ねずみが生息し、及びか、はえその他の害虫が発生しないようにすること。			
有害な産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水としゃ断されている場所で行うこと。			
浸出液によって公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないように必要な措置を講ずること。			
有害な産業廃棄物若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、あらかじめ、総理府令で定める基準に適合するものにし、又は環境庁長官が定めるところにより固型化すること。			
汚でいの陸上埋立処分を行う場合には、あらかじめ、焼却し、又は含水率 85% 以下にすること。			

	有機性汚での水面埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却すること。	
	廃油の埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却すること。	
	廃プラスチック類の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね 15cm 以下に破碎し、切断し、若しくは熔融加工し、又は焼却すること。	
	ゴムくずの埋立処分を行う場合には、あらかじめ、最大径 15cm 以下に破碎し、若しくは切断し、又は焼却すること。	
	ばいじんの埋立処分を行う場合には、あらかじめ大気中に飛散しないように梱包する等必要な措置を講ずること。	
	腐敗物を含む産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さはおおむね 3 m（腐敗物がおおむね 40%以上であるときは、おおむね 50cm）以下とし、かつ、一層ごとにその表面を土砂でおおむね 50cm おおうこと。	
	廃酸及び廃アルカリは、埋立処分を行ってはならないこと。	
	産業廃棄物の海洋投入処分は、海洋投入基準にしたがって行うこと。	
	埋立処分を行うのに特に支障がないと認められる場合は、海洋投入処分を行わないようにすること。	
保 管	保管方法、保管量、保管日数	
	保管施設により行い、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れるおそれがないようにすること。	
	保管施設には、ねずみが生息し、及びか、はえその他の害虫が発生しないようにすること。	
委 託 処 理	委託する産業廃棄物の種類・量 収集・運搬業者名 処分業者名、処分方法、処分場所	
	他人の産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。	
	有害な産業廃棄物の処分を委託しようとするときは、処分を委託しようとする者に対し、処分を委託する産業廃棄物の種類及びその数量等を記載した文書を交付すること。	
産業廃棄物処理責任者等	産業廃棄物処理責任者の氏名	
	有害な産業廃棄物を生ずる施設を有する。	
	産業廃棄物処理施設に該当する施設を有する。	
	産業廃棄物処理責任者を置き、又は変更したときは、30 日以内に必要事項を記載した報告書を提出しなければならない。	

	帳簿を事業場ごとに備え、産業廃棄物の処理について定められた事項を毎月末までに、前月中における事項について記載しなければならない。	
	帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。	
	有害な産業廃棄物の処理に関し、必要事項を記載した報告書を毎年6月30日までに提出しなければならない。	
その他の	産業廃棄物処理業者との委託契約書は、適正である。	
	マニフェストの使用は適正である。	
	事業者による産業廃棄物処理計画の内容 再生利用・資源化の状況	
措置すべき事項（指摘事項）及び措置期限		
1 処理基準		
2 委託基準		
3 管理体制		
4 減量化再生利用		

立入検査及び産業廃棄物の処理に関する指導表（収集運搬業者用）（略）

立入検査及び産業廃棄物の処理に関する指導表（処分業者用）

検査日 年 月 日

環境衛生指導員氏名

処理業者名		立会人氏名	
事業所の所在地		保管施設の所在地	
許可番号		許可年月日	
役員数		従業員数	
作業時間			
中間処理	中間処理する産業廃棄物の種類 中間処理方法、中間処理施設 中間処理量		
埋立処分	埋立処分する産業廃棄物の種類 最終処分場の面積、埋立容量 埋立処分量 残余容量、埋立期間		

海洋投入	海洋投入する産業廃棄物の種類 海洋投入船の名称 海洋投入海域、海洋投入量	
処分基準	処分に当たっては、産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。	
	処理施設の設置に当たっては、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないようにすること。	
	埋立処分場所は、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の処分場所であることの表示がされていること。	
	埋立地の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	
	埋立地には、ねずみが生息し、及びか、はえその他の害虫が発生しないようにすること。	
	有害な産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水としゃ断されている場所で行うこと。	
	浸出液によって公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないように必要な措置を講ずること。	
	有害な産業廃棄物若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、あらかじめ、総理府令で定める基準に適合するものにし、又は環境庁長官が定めるところにより固型化すること。	
	汚での陸上埋立処分を行う場合には、あらかじめ、焼却し、又は含水率85%以下にすること。	
	有機性汚での水面埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却すること。	
	廃油の埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却すること。	
	廃プラスチック類の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね 15cm 以下に破碎し、切断し、若しくは熔融加工し、又は焼却すること。	
	ゴムくずの埋立処分を行う場合には、あらかじめ、最大径 15cm 以下に破碎し、若しくは切断し、又は焼却すること。	
	ばいじんの埋立処分を行う場合には、あらかじめ大気中に飛散しないように梱包する等必要な措置を講ずること。	
腐敗物を含む産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さはおおむね 3 m（腐敗物がおおむね 40%以上であるときは、おおむね 50cm）以下とし、かつ、一層ごとにその表面を土砂でおおむね 50cm おおうこと。		
廃酸及び廃アルカリは、埋立処分を行ってはならないこと。		

	有害な産業廃棄物の海洋投入処分は、行つてはならないこと。	
	海洋投入処分する燃えがらは、熱しやく減量 15%以下のものに限る。	
	海洋投入処分する汚でいは、油分を含まないもの、フェノール類を含まないもの、廃駆除剤でないものに限る。	
	海洋投入処分する廃酸又は廃アルカリは、油分を含まないもの、フェノール類を含まないもので pH5.0 以上 9.0 以下のものに限る。	
	海洋投入処分する動植物性残さは、磨砕し、かつ、油分を除去すること。	
	海洋投入処分する動物のふん尿は、浮遊性のきょう雑物を除去したのものに限る。	
	廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、動物の死体を海洋投入処分していない。	
	海洋投入処分に適する自動航行記録装置を装備した運搬船を使用している。	
	許可の期限または許可の条件を遵守している。	
	事業の範囲を変更しようとするときは、許可を受けなければならない。	
	帳簿を事業場ごとに備え、産業廃棄物の処理について定められた事項を毎月末までに、前月中における処理に関する事項について記載しなければならない。	
	帳簿は、1 年ごとに閉鎖し、閉鎖後 5 年間事業場ごとに保存すること。	
	必要事項を記載した報告書を毎年 6 月 30 日までに提出しなければならない。	
	事業の全部又は一部を廃止したときは、届け出なければならない。	
	住所、氏名又は名称、法人の役員、事務所および事業場の所在地、主要な設備等の構造等が変更になった場合は、10 日以内に届け出なければならない。	
	中間処理後に生ずる産業廃棄物の種類 中間処理後に生ずる産業廃棄物の処理方法 中間処理後に生ずる産業廃棄物の処理業者	
	中間処理後に生ずる産業廃棄物の埋立処分を行うのに特に支障がないと認められる場合には、海洋投入処分を行わないようにすること。	
	中間処理後に生ずる産業廃棄物の処理は、適正である。	
その他	排出事業者との委託契約書は適正である。	
	有害な産業廃棄物の受託に当たっては、文書の告知を受けている。	
	中間処理後に生ずる産業廃棄物の処理業者との委託契約書は、適正である。	
	マニフェストの使用は適正である。	
	産業廃棄物処理施設に該当する施設を有している。	
	他県市の産業廃棄物処理業の許可	
	一般廃棄物処理業の許可	

その他特記事項	
措置すべき事項（指摘事項）及び措置期限 1 処理基準 2 委託基準 3 管理体制 4 減量化再生利用	

立入検査及び産業廃棄物の処理に関する指導表（中間処理施設用）（略）

立入検査及び産業廃棄物の処理に関する指導表（最終処分場用）（略）

- （注） 1 「産業廃棄物に関する立入検査及び指導の強化について」（平成2年4月24日付け衛産第30号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知）に基づき当省が作成した。
- 2 下線は当省が付した。

表 1-⑦ 不法投棄の量・件数の推移(全国ベース)

(単位：件、t)

年度 区分	平成 10	11	12	13	14	15	(参考) 15
投棄件数	1,197 (100)	1,049 (87.6)	1,027 (85.8)	1,150 (96.1)	934 (78.0)	894 (74.7)	893 (74.6)
投 棄 量	424,300 (100)	433,293 (102.1)	403,274 (95.0)	241,676 (57.0)	318,181 (75.0)	744,978 (175.6)	177,978 (41.9)

- (注) 1 環境省の「産業廃棄物不法投棄実態調査」に基づき当省が作成した。
- 2 都道府県等が当該年度に把握した不法投棄件数のうち、1件当たりの投棄量が10t以上(ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案については、10t未満も含む。)のものを計上している。
- 3 ()内の数値は、平成10年度を100とした場合の指数である。
- 4 15年度(参考)の数値は、岐阜市椿洞の不法投棄事案(廃棄量約567,000t)を除いた投棄件数、投棄量を計上した。

表1-⑧ 最終処分場数及び残存容量の経年変化（施設設置者別）

（単位：施設、百万t）

区分	年度	平成						
		9	10	11	12	13	14	
最終処分場数		2,951 (100.0)	2,972 (100.0)	2,749 (100.0)	2,750 (100.0)	2,711 (100.0)	2,655 (100.0)	
	民間		2,684 (91.0)	2,696 (90.7)	2,518 (91.6)	2,519 (91.6)	2,483 (91.6)	2,409 (90.7)
		排出事業者	618 (24.2)	615 (20.7)	566 (20.6)	567 (20.6)	554 (20.4)	575 (21.7)
		処理業者	2,066 (51.7)	2,081 (70.0)	1,952 (71.0)	1,952 (71.0)	1,929 (71.2)	1,834 (69.0)
	公共	267 (9.0)	276 (9.3)	231 (8.4)	231 (8.4)	228 (8.4)	246 (9.3)	
残存容量		211 (100.0)	190 (100.0)	184 (100.0)	176 (100.0)	179 (100.0)	182 (100.0)	
	民間		160 (75.8)	156 (82.1)	153 (83.2)	149 (84.7)	151 (84.4)	145 (79.7)
		排出事業者	51 (24.2)	49 (25.8)	43 (23.4)	41 (23.3)	40 (22.3)	42 (23.1)
		処理業者	109 (51.7)	107 (56.3)	110 (59.8)	108 (61.4)	111 (62.0)	103 (56.6)
	公共	51 (24.2)	35 (18.4)	31 (16.8)	27 (15.3)	28 (15.6)	37 (20.3)	

（注）1 環境省（旧厚生省）の「産業廃棄物行政組織等調査」に基づき当省が作成した。なお、数値は各年度末時点のものである。

また、最終処分場の残存容量は、重量ベースによるものとし、「m³」と「t」の換算率は1対1とした。

2 () 内の数値は、各年度の最終処分場数、残存容量を100とした場合の指数である。

表1-⑨ 排出量、中間処理による減量化量、再生利用量、最終処分量、最終処分場の残存容量及び残余年数並びに最終処分場数の推移

(単位：百万 t、年、施設)

年度 区分	平成 9	10	11	12	13	14
排出量 (A = B + C + D)	415 (100)	408 (98.3)	400 (96.4)	406 (97.8)	400 (96.4)	393 (94.7)
中間処理による 減量化量 (B)	179 (100)	179 (100)	179 (100)	177 (98.9)	175 (97.8)	172 (96.1)
再生利用量 (C)	169 (100)	172 (101.8)	171 (101.2)	184 (108.9)	183 (108.3)	182 (107.7)
最終処分量 (D)	67 (100)	58 (86.6)	50 (74.6)	45 (67.2)	42 (62.7)	40 (59.7)
最終処分場の残 存容量 (E)	211 (100)	190 (90.0)	184 (87.2)	176 (83.4)	179 (84.8)	182 (86.3)
最終処分場の残 余年数 (E/D)	3.2 (100)	3.3 (103.1)	3.7 (115.6)	3.9 (121.9)	4.3 (134.4)	4.5 (140.6)
最終処分場数	2,951 (100)	2,972 (100.7)	2,749 (93.2)	2,750 (93.2)	2,711 (91.9)	2,655 (90.0)
新設数	129 (100)	136 (105.4)	26 (20.2)	33 (25.6)	28 (21.7)	41 (31.8)
廃止数	672 (100)	98 (14.6)	197 (29.3)	55 (8.2)	46 (6.8)	53 (7.9)

(注) 1 環境省(旧厚生省)の「産業廃棄物排出・処理状況調査」及び「産業廃棄物行政組織等調査」に基づき当省が作成した。なお、数値は各年度実績及び各年度末時点のものである。

また、最終処分場の残存容量は、重量ベースによるものとし、「m³」と「t」の換算率は1対1とした。

2 ()内の数値は、平成9年度を100とした場合の指数である。

表1-⑩ 「廃棄物・リサイクル対策に係る課題への対応について」（平成16年1月28日中央環境審議会意見具申）（抜粋）

1. 背景と経緯(抄)

我が国における廃棄物を取り巻く現状は、依然としてその排出量が高水準で推移するとともに、最終処分場残余容量のひっ迫や悪質な不法投棄の多発等といった生活環境への悪影響が懸念される事象のほか、排出者や廃棄物処理業者が抱える廃棄物処理の管理体制上の問題など多面的な課題を抱えているところである。

(略)

2. 基本的な考え方

廃棄物・リサイクル対策に係る当面の課題については、循環型社会の構築に向けた廃棄物・リサイクル制度の在り方とあわせて、個別に必要な対応を講じる必要がある。このため、「『環境立国』実現のための廃棄物・リサイクル対策」で示された3つの視点につき、それぞれ以下の考え方にに基づき、対策を講じていくべきである。

(1) 広域的な廃棄物処理に係る国の役割の強化

一の都道府県の区域内では収まらないような不適正処理事案などの広域的な廃棄物処理に係る問題は、緊急に対策を講ずる必要がある場合であっても、その規模、範囲の大きさからその解決に時間を要することがあることから、都道府県と国との役割分担に配慮しつつも、更なる国の役割について検討する必要がある。

(2) 不法投棄の撲滅と優良業者の育成

依然として問題となっている廃棄物の不法投棄や、廃棄物を巡る紛争の発生等の課題に対して、未然防止・早期対応の観点から、更なる解決策を打ち出していくことが必要である。また、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択できるよう、廃棄物の適正処理を確実に行う優良な処理業者を育成するための取組を推進するとともに、優良な処理業者を選択することの重要性について排出事業者の意識を高めていくことが必要である。

(3) 廃棄物処理施設を巡る問題への対応

循環型社会の構築に向けた基盤である廃棄物処理施設を確保するため、国も施設の整備に対し積極的な支援を行うとともに、処理施設の安全性に関する課題について必要な対応を行うほか、廃棄物処理法の目的に照らして実施可能と判断される手続についての規制の合理化を進めていくことが必要である。

3. 国の役割の強化

(1) 現状と課題

産業廃棄物の処理に関する事務については、排出事業者の事業活動の広域性も考慮し、都道府県がその事務を行うこととされているところであるが、産業廃棄物の不法投棄問題に代表されるように、一の都道府県の区域内では収まらないような事案が見られることから、問題解決に向けた広域的な取組が求められている。このため、平成15年の廃棄物処理法改正により、国の責務として、廃棄物の適正な処理の実施等に関し「広域的な見地からの調整を行うこと」が明記され、また、産業

廃棄物に関して、緊急時において環境大臣が事業者等に対して直接に報告徴収及び立入検査を行うことができるようになった。

しかしながら、都道府県の区域を超えて生活環境の保全上の支障を生じさせるような産業廃棄物の不法投棄事案等においては、それぞれの区域における生活環境の保全の観点から行う対策が、隣県にまで拡大するような支障に対して必ずしも有効な対策とはならないおそれがある。このため、産業廃棄物の不適正処理問題のうち広域的かつ緊急の対応が必要な場合においては、国が関係都道府県の調整を行うのみならず、より強力に関与していく必要がある。

(2) 対策の方向性

産業廃棄物の不適正な処理により都道府県の区域を越えて生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するために緊急の必要がある場合には、国は、当該支障の除去又は発生の防止に関する必要な対応を講ずることを都道府県に対して指示することにより、広域的な見地からの生活環境の保全を図っていくべきである。また、このような場合において、都道府県から廃棄物の処理に係る助言その他の技術的援助を求められた場合には、国は、これに応じて必要な助言を含めた技術的援助を行っていくべきである。

あわせて、都道府県と国との役割分担について留意しつつ、環境省に設置されている地方環境対策調査官事務所の体制を充実させ、広域的な不法投棄事案に係る問題解決のための知見の集積及び対策の提案等、国の問題解決能力の強化を図るべきである。

さらに、国民や事業者に対し、不法投棄の撲滅に向けた取組等への理解と協力を求めていくため、国においても廃棄物の排出抑制や処理の実態等の情報提供を積極的に行っていくべきである。

4. 不法投棄の撲滅と適正処理対策の更なる推進（略）

5. 優良な産業廃棄物処理業者の育成（略）

6. 廃棄物処理施設の整備の促進

(1) 現状と課題

一般廃棄物については、近年、様々な排出抑制やリサイクルに関する取組がなされているものの、国民の生活を維持し、生活環境を保全するため、住民等から排出された廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに適切に収集し、運搬し、処分するための事業は、なお不可欠なものであり、これを担う市町村の廃棄物処理事業は、基礎的地方公共団体たる市町村の事務としても極めて重要なものである。

この廃棄物処理事業を実施していくための前提となる廃棄物処理施設の整備に当たっては、そもそも廃棄物が汚物又は不要物（人が不要としたもの）であることから、これを集積し、処理される場所である当該施設の立地周辺の住民にとっては迷惑施設として受け止められ、技術的安全性に対する不安と相まって、立地が依然困難な状況となっている。市町村が責任を持ってこの事業を実施していくためには、今後とも、収集、運搬した廃棄物を適正に処分するために必要な処理施設の確保に努めていく必要がある。

また、産業廃棄物については、優良な民間処理業者等が行う施設整備の促進を基本としつつ、不足する廃棄物処理施設を補うため、公共関与による廃棄物処理施設の確保が図られてきている。しかしながら、産業廃棄物の最終処分場等のひっ迫は深刻な状況にあり、地域によっては処理能力の絶対的な不足を起し、不法投棄等の不適正処理がもたらされる一因ともなっている。

(2) 対策の方向性

循環型社会の構築に向けて、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減させるとの観点から、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした廃棄物の処理体制とならないように廃棄物の排出抑制等を推進していくとともに、適正なリサイクル及び処理を行うために必要となる廃棄物の処理施設の整備を着実に推進していく必要がある。

一般廃棄物の廃棄物処理施設の確保については、全国全ての地域においてあまねく適正処理の体制を確保することを目指し、個々の市町村のみに委ねるのではなく、国も適切な施設の確保がなされるよう積極的に支援すべきである。

この場合、従来、整備の中心としている焼却施設と最終処分場の役割の重要性は、今後、焼却量や最終処分量を減少させたとしても変わるものではなく、市町村が廃棄物・リサイクル対策に万全を期すためにも、既存の最終処分場の活用によるできる限りの埋立容量の確保を含め、基盤的施設として全国あまねく体制が確保されるよう、これらの施設の整備に当たっては、国としての支援をより一層充実すべきである。

また、我が国全体を真の循環型社会に維持発展させるため、全ての地域において一定水準のリサイクル施設等が確保されるよう、国としての支援を更に充実すべきである。

産業廃棄物については、必要な処理能力を確保するため、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を推進するための国の支援をより強力に実施していくべきである。特に、民間における産業廃棄物の最終処分場の設置件数が近年激減し、そのひっ迫が深刻化していることから、最終処分場の確保についてより一層の公共関与の強化を図るべきである。また、それぞれの市町村において、一般廃棄物の処理状況も勘案しつつ、産業廃棄物をあわせて処理することについても積極的に検討されるよう、国において所要の支援に取り組むべきである。

7. 廃止後の最終処分場のリスク管理（略）

8. 廃棄物処理施設に関する事故時の対応（略）

9. 廃棄物処理施設に係る規制の合理化

(1) 現状と課題

廃棄物・リサイクルに関する規制の仕組みの合理化については、平成14年の当部会意見具申においても提言したところであり、広域的なリサイクル等の推進のための環境大臣の認定による特例や、同様の性状を有する廃棄物の処理施設の設置許可の合理化等について、平成15年の廃棄物処理法改正において実現されているところである。今後とも、生活環境保全上の支障を新たに生ずることがないなど、廃棄物処理法の目的に照らして実施可能であると判断される手続については、引き続きその合理化を進めていくことが必要である。

(2) 対策の方向性

廃棄物処理施設が過去に一度設置許可を受け、適正に施設の設置及び維持管理が行われていたものの、当該施設の申請者が廃棄物処理法に規定する欠格要件に該当することが明らかになった場合には、当該施設の設置許可が取り消されることとなっている。この施設を用いて別の者が廃棄物処理施設の許可を受けようとする場合には、施設そのものが適正な処理を行うことができる構造的、技術的な要件を満たしていることから、施設の運営や維持管理を行う事業者や処理業者が適正な廃棄物処理を行うことができる資質を有していることを確認すれば足りる。従って、施設設置者の人

的要件の不備により許可の取消を受けた場合には、当該施設の再度の設置許可において、人的要件の審査は厳格に行う一方で、施設の構造要件に関する審査の省略などの手続の簡素化を講ずるべきである。

この他、施設や業の許可における申請書類の簡素化や様式の統一、既に取得した許可証を提出することにより申請書類の一部を省略可能とする制度の積極的な活用等、積極的に事務手続の合理化を図るべきである。

10. 終わりに

当部会においては、今回、廃棄物を取り巻く諸問題のうち、当面解決すべき課題についてその対応策を以上のとおり取りまとめたところである。今後、国においては、この対応策を踏まえた制度改正、予算確保による事業の実施、廃棄物の適正処理に係る監視体制の強化等に努め、不法投棄や廃棄物処理を巡る紛争等の課題を解決していくよう要請する。

また、平成14年11月の意見具申において引き続き中長期的な廃棄物・リサイクル制度の在り方について検討すべきであるとした事項をはじめ、循環型社会の構築を目指した廃棄物の減量化への取組及び各種リサイクル法の施行の状況を踏まえた検討などなお取り組むべき課題は多いと認識すべきであり、引き続き必要な検討を進めていくべきである。

- (注) 1 「廃棄物・リサイクル対策に係る課題への対応について」(平成16年1月28日中央環境審議会意見具申)に基づき当省が作成した。
- 2 下線は当省が付した。

表1-⑪ 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成13年5月7日環境省告示第34号)(抜粋)

一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的方向

近年、我が国における社会経済活動が拡大し、国民生活が物質的に豊かになる一方で、廃棄物の排出量の高水準での推移、最終処分場の残余容量のひっ迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生、不法投棄の増大等、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されてきた。これらの問題に対応するため、近年、数次にわたる廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)の改正及びリサイクルの推進に係る諸法の制定等の対応が図られている。

今後は、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号。以下「基本法」という。)及び循環型社会形成推進基本計画に沿って、これらの法制度の適切な実施と相まって、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、いわゆる循環型社会の実現を図ることが必要である。

このため、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策においては、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用(再使用、再生利用及び熱回収をいう。以下「適正な循環的利用」という。)を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。

まず、廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量化を促進するためには、国民、事業者、国及び地方公共団体がそれぞれの適切な役割分担を踏まえた取組を積極的に行うことが必要である。

また、循環型社会を構築する基盤として、廃棄物の適正な処理体制の確保は必要不可欠である。特に産業廃棄物については、適正に処理するために必要な施設の整備が進まず、悪質な不法投棄等の不適正処理が増大し、これにより産業廃棄物処理に対する地域住民の不信感が増大し、処理施設の設置や運営をめぐる反対もあることから、さらに施設整備が困難となって焼却施設や最終処分場等の産業廃棄物処理施設の設置許可件数が急激に減少しており、このままではその適正な処理に著しい支障を来し、生活環境の保全はもとより、経済活動にも重大な影響をもたらすおそれがあることから、適正な処理体制の確保が急がれている。

このため、事業者の責任において適正に処理しなければならないという原則に沿って、民間による処理体制確保を基本としつつ、必要な処理能力を確保するため、国として、廃棄物処理センター等の公共の関与による安全で安心できる処理施設の整備を推進することが必要である。

このほか、国民の環境に関する意識の高揚等に対応して、廃棄物の処理体制の確保に当たっては、施設の安全性等に関する情報公開を一層進め、地域住民の理解を深めていくことが必要である。

二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項(略)

三 廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

1 施策の基本的枠組み（略）

2 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割

(1) 国民の役割（略）

(2) 事業者の役割（略）

(3) 地方公共団体の役割

（略）

都道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めるものとする。また、その区域内における産業廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を促進するとともに、適正な処分が確保されるよう事業者に対して必要な指導監督を実施するものとする。さらに、事業者の責任において適正に処理しなければならないという原則に沿って、民間による処理体制の確保を基本としつつ、必要な処理能力を確保するため、廃棄物処理センター等の公共関与により、産業廃棄物処理施設を整備することも検討する。

(4) 国の役割

国は、国民及び事業者の自主的な取組を促進し、また、地方公共団体によるそれらのための取組を支援するため、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めるものとする。また、生活環境保全上支障のない確実な再生利用について廃棄物処理法に基づく処理業及び処理施設の設置の許可を不要とする特例措置や、製造事業者等による広域的な廃棄物の適正処理について廃棄物処理法に基づく処理業の許可を不要とする特例措置の円滑な運用を図るものとする。

また、市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化の進め方並びに一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示すことなどを通じて技術的及び財政的な支援に努めるとともに、広域的な見地からの調整を行うことに努めるものとする。これに加え、産業廃棄物に関しては、緊急の必要がある場合には、報告徴収、立入検査及び都道府県に対する必要な指示を行い、関係都道府県と一体となって課題の解決を図るものとする。

さらに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を推進するため、地方公共団体と連携しつつ、独立行政法人環境再生保全機構及び日本環境安全事業株式会社を活用して広域的な処理施設の整備及び円滑な処理を進めていくものとする。

3 廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制の確保（略）

四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項（略）

五 その他廃棄物の減量その他適正な処理に関し必要な事項（略）

(注) 1 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月7日環境省告示第34号）に基づき当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

表2 調査事項別の調査内容、調査対象事業者等数、法令違反等事例の概要等

(単位：都道府県、事業者等、件、枚、契約、%)

区分 調査事項	調査内容		調査対象事業者等の所在する都道府県の数等		調査対象事業者等数					調査件数 (A)	法令違反等事例の概要等 (B)	
			都道府県数	都道府県名	排出事業者	収集運搬業者	中間処理業者	最終処分業者	計		(B/A)	
委託契約の締結状況	契約締結の有無の調査		13	北海道、青森、岩手、宮城、福島、埼玉、千葉、大阪、和歌山、広島、徳島、香川、福岡	21	20	20	20	81	81事業者等	委託契約を締結すべき委託先のうち一部の委託先と契約を締結していないもの・・・2事業者等	2.5%
	契約内容の委託基準・再委託基準への適合状況の調査									592契約	委託基準又は再委託基準に適合していないもの・・・28契約	4.7%
	契約書に記載すべき事項の記載漏れ、記載誤りの有無に関する調査									81事業者等	13事業者等	16.0%
										592契約	記載漏れ又は記載誤りとなっているもの・・・274契約	46.3%
	計									81事業者等	63事業者等(延べ75事業者等)	77.8%
管理票制度の励行状況	管理票の追跡調査	管理票の交付の有無の調査	10	北海道、青森、岩手、宮城、埼玉、千葉、大阪、広島、香川、福岡	23	—	—	—	23	23排出事業者	管理票を交付していないもの・・・2排出事業者	8.7%
		管理票の記載、保存、返戻等の適正状況の調査	27	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、岐阜、愛知、大阪、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、福岡、熊本、大分	21	69	36	46	141(延べ172)	管理票 59件 調査に協力を得られなかった事業者に係る2件を含まない。	管理票による産業廃棄物の排出・処理の流れの管理が適切に行われていないもの・・・42件 [18排出事業者]	71.2%
	管理票に記載すべき事項の記載漏れ、記載誤りの有無に関する調査		13	北海道、青森、岩手、宮城、福島、埼玉、千葉、大阪、和歌山、広島、徳島、香川、福岡	21	20	20	20	81	管理票 1,579枚	記載漏れ又は記載誤りとなっているもの・・・756枚	47.9%
			81事業者等	57事業者等	70.4%							
	計		27		23	73	38	54	157(延べ188)	157事業者等	85事業者等(延べ113事業者等)	54.1%
合計			27		23	73	38	54	157(延べ188)	157事業者等	97事業者等	61.8%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「委託契約の締結状況」欄の「計」、「管理票制度の運用」欄の「計」、「合計」欄の数値は、実数である。

3 相互に兼務している事業者等があることから、「管理票の記載、保存、返戻等の適正状況の調査」欄に掲載している「調査対象事業者等数」欄の「排出事業者」欄、「収集運搬業者」欄、「中間処理業者」欄及び「最終処分業者」欄の各欄の数値の合計と実数である「計」欄の数値とは、一致しない。兼務している事業者等の内訳は、収集運搬業者及び中間処理業者として調査しているものが22事業者等、収集運搬業者及び最終処分業者として調査しているものが7事業者等、収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者として調査しているものが1事業者等

4 「管理票の交付の有無の調査」欄の「調査対象事業者等数」の「収集運搬業者」(69事業者等)、「中間処理業者」(36事業者等)及び「計」(141事業者等)並びに「調査件数」(管理票59件)には、追跡調査の協力が得られなかった収集運搬業者、中間処理業者各1事業者とこの業者に係る管理票2件は含まれていない。

5 「契約締結の有無の調査」欄の「法令違反等事例の概要等」の詳細については表3-①を、「契約内容の委託基準・再委託基準への適合状況の調査」の「法令違反等事例の概要等」の詳細については表3-②を、「契約書に記載すべき事項の記載漏れ、記載誤りの有無に関する調査」欄の「法令違反等事例の概要等」の詳細については表3-③を、各々参照。

また、「管理票の交付の有無の調査」欄の「法令違反等事例の概要等」の詳細については表3-⑥を、「管理票の記載、保存、返戻等の適正状況の調査」欄の「法令違反等事例の概要等」の詳細については表3-⑦を、「管理票に記載すべき事項の記載漏れ、記載誤りの有無に関する調査」欄の「法令違反等事例の概要等」の詳細については表3-⑧を、各々参照。

表 3-① 委託先ごとに書面により契約を締結することが義務付けられている委託契約について、契約を締結していないもの

- 排出事業者は、廃棄物処理法第 12 条第 4 項及び廃棄物処理法施行令第 6 条の 2 第 3 号の規定に基づき、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合、委託先ごとに書面により委託契約を締結することが義務付けられているが、委託契約を締結すべき委託先のうち一部の委託先と契約を締結していないもの（2 事業者等（1 排出事業者及び 1 収集運搬業者）に係る計 2 契約）

都道府県名	事業者等名（事業者等の区分）	事例の内容
埼玉県	E 1（排出事業者）	排出事業者の E 1 は、収集運搬業者である P 2 に、廃プラスチック類等の収集運搬業務を委託しているが、同社の事務処理上のミスにより P 2 との間に委託契約を締結しないまま収集運搬業務を行わせている。
広島県	Q 2（収集運搬業者）	収集運搬業者である Q 2 は、 ①排出事業者の R 2 から、平成 13 年 4 月以降、廃アルカリ等について、②排出事業者の S 2 から、14 年 12 月以降、四塩化炭素、トルエン等の引火性廃油について、③排出事業者の T 2 から、14 年 9 月に、廃アルカリについての収集運搬業務の委託を受けているが、委託数量が少量であるため排出事業者が委託契約の締結に消極的であることなどから、3 排出事業者との間に委託契約を締結しないまま収集運搬業務を行っている。

（注）当省の調査結果による。

表 3-② 委託契約の手續・内容、契約書の保存等について、委託基準又は再委託基準に適合していないもの

- ① 排出事業者は、廃棄物処理法第 12 条第 4 項及び廃棄物処理法施行令第 6 条の 2 第 2 号の規定に基づき、産業廃棄物の処分を行うことにつき都道府県知事等の許可を受けた者であって委託しようとする産業廃棄物の処分がその事業の範囲に含まれるものに委託することが義務付けられているが、最終処分業の許可期間が満了し、無許可となった最終処分業者と、従前の契約を自動更新により継続しているもの（1 排出事業者に係る 1 契約）

都道府県名	事業者等名（事業者等の区分）	事例の内容
香川県	S 1（排出事業者）	排出事業者の S 1 は、平成 10 年 7 月以降、収集運搬兼中間処理兼最終処分業者の U 2 に、燃え殻の運搬業務及び最終処分業務を委託している。しかし、S 1 が、委託業者の許可内容の確認を行った上で契約することとされていることを承知していないため、U 2 の最終処分業の許可期間が 13 年 12 月に終了し、同社が無許可業者となったにもかかわらず、自動更新により最終処分業務の委託を含む契約を継続している。

（注）当省の調査結果による。

- ② 排出事業者が、産業廃棄物の運搬又は処分を収集運搬業者、中間処理業者又は最終処分業者に委託する場合には、平成 10 年 5 月に発出された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」（平成 10 年 5 月 7 日付け衛環第 37 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）により、二者間契約の徹底を図るため、委託者が受託者に支払う料金を明確にすることとされているが、収集運搬業者に支払う運搬料金と中間処理業者又は最終処分業者に支払う処分料金とが区分されず、委託者が処分業の許可を有しない収集運搬業者に一括して支払う契約となっているもの（1 排出事業者に係る 1 契約）

都道府県名	事業者等名（事業者等の区分）	事例の内容
岩手県	C 1（排出事業者）	排出事業者の C 1 は、平成 14 年 6 月以降、廃油の運搬業務を収集運搬兼中間処理兼最終処分業者の V 2 に、中間処理業務を収集運搬兼中間処理業者の W 2 に委託している。しかし、C 1 が、委託契約の内容ごとに料金を定めることとされていることを承知していないため、それぞれの契約書に運搬料と処分料を合わせた単価を記載し、委託料は、運搬業務を委託する V 2 に一括して支払う契約を締結している。

（注）当省の調査結果による。

- ③ 廃棄物処理法施行令第6条の2第4号及び廃棄物処理法施行規則第8条の4の3の規定に基づき、委託契約書は契約の終了の日から5年間保存することが義務付けられているが、委託契約書の全部又は一部を保存していないもの（2排出事業者及び2収集運搬業者に係る計5契約）

都道府県名	事業者等名（事業者等の区分）	事例の内容
埼玉県	E1（排出事業者）	排出事業者のE1は、汚泥の運搬業務を収集運搬業者のX2に委託しているが、委託契約の締結年月日が古く、その後は自動更新により契約していたことなどのため、委託契約書を保存していない。
北海道	Y2（収集運搬・中間処理・最終処分業者）	収集運搬兼中間処理兼最終処分業者のY2は、排出事業者のZ2から、がれき類等の運搬業務の委託を受けているが、Y2の不注意のため、基本契約書のみを保存し、個別契約書を保存していない。
香川県	M1（排出事業者）	排出事業者のM1は、廃プラスチック、ガラスくずの運搬業務及び中間処理業務を収集運搬兼中間処理業者のW1に委託しているが、平成15年6月に最終処分場所の変更に伴い契約変更を行ったものの、M1の不注意により当該委託契約書を保存していない。
岩手県	A3（収集運搬業者）	収集運搬業者のA3は、平成14年1月に排出事業者のB3から、また、排出事業者のC3（委託契約書の一部が保存されていないため契約時期は不明）から、がれき類等の運搬業務の委託を受けているが、A3の不注意により委託契約書の一部を保存していない。

（注）当省の調査結果による。

- ④ 産業廃棄物の運搬業務又は処分業務を委託する場合、廃棄物処理法第12条第4項並びに廃棄物処理法施行令第6条の2第3号及び廃棄物処理法施行規則第8条の4の規定に基づき、委託契約書に収集運搬業又は処分業の許可証の写し等を添付することが義務付けられているが、契約書に許可証の写しが添付されていないもの（3排出事業者及び1中間処理業者に係る計6契約）

都道府県名	事業者等名（事業者等の区分）	事例の内容
北海道	L1（排出事業者）	排出事業者のL1は、平成15年6月から7月まで、ガラスくず、陶磁器くず、廃石膏ボード等の中間処理業務を中間処理業者のD3に委託している。しかし、L1が、委託契約書に添付することとされている許可証の写しを徴収していないため、D3の許可証の写しが添付されていない。
	E3（中間処理業者）	中間処理業者のE3は、平成12年3月以降、廃酸、廃油等の二次中間処理業務を中間処理業者のF3に委託している。しかし、E3が、許可証の写しの添付が義務付けられた平成12年10月1日以降も自動更新により契約を継続し、契約書の見直しを行っていないため、委託契約書に添付することとされているF3の許可証の写しが添付されていない。
埼玉県	E1（排出事業者）	排出事業者のE1は、平成15年2月以降、廃油の運搬及び中間処理業務を収集運搬兼中間処理業者のG3に、13年4月以降、廃油の運搬業務を収集運搬兼中間処理業者のH3に、また、廃プラスチック類の中間処理業務を中間処理業者のI3に委託している。しかし、E1が、委託契約書に添付することとされている許可証の写しを契約書と別々に保管しているため、各社の許可証の写しが添付されていない。
香川県	M1（排出事業者）	排出事業者のM1は、平成13年4月以降、感染性産業廃棄物の運搬及び中間処理業務を収集運搬兼中間処理業者のJ3に委託している。しかし、M1が、委託契約書に添付することとされている許可証の写しの確認を十分に行っていないため、J3の許可証の写しが、収集運搬業、処分業ともに有効期限切れのものとなっている。

（注）当省の調査結果による。

- ⑤ 運搬業務の委託を受けている収集運搬業者、処分の委託を受けている中間処理業者又は最終処分業者が、当該業務を再委託する場合には、廃棄物処理法第14条第14項、廃棄物処理法施行令第6条の12第1号及び廃棄物処理法施行規則第10条の6の3の規定に基づき、委託する産業廃棄物の種類及び数量、受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号等の記載を含む承諾書を、排出事業者から交付されることが義務付けられているが、承諾書に必要な事項が記載されていないもの（1排出事業者、2収集運搬業者及び1中間処理業者に係る計4契約）

都道府県名	事業者等名（事業者等の区分）	事例の内容
北海道	K3（排出事業者）	排出事業者のK3は、旧K1時代の平成13年5月以降、収集運搬兼中間処理兼最終処分業者であるL3に、汚泥及び廃油の運搬業務及び中間処理業務を委託していたが、14年7月～8月の焼却施設の改修工事期間中は、F3に中間処理業務を再委託している。この再委託に先立ち、平成14年6月に、L3は、旧K1から承諾書の交付を受けているが、旧K1及びL3が再委託基準を十分に承知していないため、承諾書に記載することとされている事項のうち、産業廃棄物の数量、受託者の住所及び許可番号並びに再受託者の住所及び許可番号が記載されていない。
	M3（収集運搬・最終処分業者）	収集運搬兼最終処分業者のM3は、排出事業者のN3から、平成15年4月以降、汚泥の運搬業務の委託を受けているが、バキューム車を使用する運搬契約については、収集運搬業者のO3に再委託している。この再委託に先立ち、M3は、N3から承諾書の交付を受けているが、N3及びM3が再委託基準を十分に承知していないため、承諾書に記載することとされている事項のうち、廃棄物の数量、受託者の許可番号、再受託者の名称、住所及び許可番号が記載されていない。
広島県	Q2（収集運搬業者）	収集運搬業者のQ2は、排出事業者のP3から、平成13年1月以降、廃酸及び汚泥の運搬業務の委託を受けているが、大型車両を使用する運搬業務については、15年6月までQ3に再委託している。この再委託に先立ち平成13年2月に、Q2は、P3から承諾書の交付を受けているが、P3及びQ2が再委託基準を十分に承知していないため、承諾書に記載することとされている事項のうち、廃棄物の数量が記載されていない。
青森県	R3（中間処理業者）	中間処理業者のR3は、排出事業者のS3から、平成13年9月以降、感染性産業廃棄物の運搬及び中間処理業務の委託を受けているが、焼却炉の修理期間中の15年2月～3月は、中間処理業者のT3に再委託している。この再委託に先立ち平成15年2月に、R3は、S3から承諾書の交付を受けているが、S3及びR3が再委託基準を十分に承知していないため、承諾書に記載することとされている事項のうち、再委託する廃棄物の数量、再受託者の許可番号が記載されていない。

（注）当省の調査結果による。

- ⑥ 管理票は産業廃棄物の運搬、処分を委託する場合に、廃棄物処理法第12条の3第1項及び廃棄物処理法施行規則第8条の21の規定に基づき、自ら記載することが義務付けられているが、これを収集運搬業者が代行し、排出事業者がその対価を支払う契約となっているなど、排出事業者の義務に反する契約を締結しているもの（1収集運搬業者に係る11契約）

都道府県名	事業者等名（事業者等の区分）	事例の内容
青森県	E2（収集運搬業者）	<p>収集運搬業者のE2は、平成15年4月以降、排出事業者のF2など10事業者から、廃酸、廃アルカリ、汚泥等の運搬業務の委託を受けているが、委託契約書に、排出事業者に代わり、管理票の購入、作成を行う手数料として1枚当たり350円又は契約数量の総額として1,470円の管理手数料を徴収する旨を明記している。</p> <p>また、排出事業者であるU3と締結している運搬委託契約において、手数料は徴収しないが、排出事業者に代わり管理票を作成し、排出事業者に提出し検収を受ける旨を契約書に添付する仕様書において定めている。</p>

（注）当省の調査結果による。

表3-③ 委託契約書に記載すべき事項について記載漏れ又は記載誤りとなっているもの（項目3(1)ア(イ)を除く）

(単位：事業者等、件)

調査対象事業者等の区分	調査対象事業者等数 (A)	調査対象とした契約件数 (B)	記載漏れ又は記載誤りとなっているものの状況								委託契約書に左のいずれかが不適切であるもの	
			委託する産廃の種類、数量	受託者に支払う料金	運搬の最終目的地の所在地、中間処理又は最終処分場所(所在地)、方法、施設の処理能力	有効期間	許可の事業範囲	適正処理のための必要事項	契約解除の際の処理されない廃棄物の取扱	積替え保管を行う場合の記載の不備	事業者等(C) (率C/A)	件数(D) (率D/B)
排出事業者	21	157 (100)	10 (6.4)	12 (7.6)	19 (12.1)	5 (3.2)	19 (12.1)	6 (3.8)	1 (0.6)	3 (1.9)	14 (66.7)	48 (30.6)
収集運搬業者	20	111 (100)	24 (21.6)	20 (18.0)	27 (24.3)	7 (6.3)	21 (18.9)	5 (4.5)	6 (5.4)	6 (5.4)	15 (75.0)	58 (52.3)
中間処理業者	20	164 (100)	68 (41.5)	29 (17.7)	9 (5.5)	14 (8.5)	14 (8.5)	7 (4.3)	8 (4.9)	0 (0)	17 (85.0)	95 (57.9)
最終処分業者	20	160 (100)	39 (24.4)	40 (25.0)	12 (7.5)	11 (6.9)	22 (13.8)	1 (0.6)	14 (8.8)	1 (0.6)	14 (70.0)	73 (45.6)
計	81	592 (100)	141 (23.8)	101 (17.1)	67 (11.3)	37 (6.3)	76 (12.8)	19 (3.2)	29 (4.9)	10 (1.7)	60 (74.1)	274 (46.3)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「記載漏れ又は記載誤りとなっているものの状況」欄の各欄の()内の数値は、「調査対象とした契約件数」欄の件数に占める比率である。

表3-④ 委託契約の締結、管理票制度の励行に関する法令違反等事例の発生理由

(単位：事業者等、%)

区分	法令違反等事例が みられた事業者等 数	左のうち、18都 道府県等の管轄 区域内に所在す る調査対象事業 者等数 (実数)	事業者等における法令違反等事例の発生理由 (複数回答)			
			法令の不知・理解 不足	不注意	遵法精神の欠如	その他
委託契約、 管理票の別						
委託契約の締結	63	57 (100)	48 (84.2)	11 (19.3)	0 (0.0)	4 (7.0)
管理票制度の励行	85	52 (100)	27 (51.9)	25 (48.1)	16 (30.8)	3 (5.8)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内の数値は、「左のうち、18都道府県等の管轄区域内に所在する調査対象事業者等数 (実数)」欄の事業者等数に占める構成比である。

3 「事業者等における法令違反等事例等の発生理由」の各欄は複数の発生理由に該当する事業者等の延べ数のため、各欄の合計値は実数である「左のうち、18都道府県等の管轄区域内に所在する調査対象事業者等数 (実数)」欄と一致しない。

表3-⑤ 調査対象18都道府県等が実施している委託基準、管理票の運用に係る啓発事業の実施状況（平成15年度）

（単位：都道府県等）

区分 都道府県等名	啓発事業の実施の有無	排出事業者を対象とした啓発事業				収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者を対象とした啓発事業			
		啓発事業の実施の有無	啓発事業の実施方法			啓発事業の実施の有無	啓発事業の実施方法		
			研修会・説明会の実施	冊子等の作成・配布	その他の啓発事業の実施		研修会・説明会の実施	冊子等の作成・配布	その他の啓発事業の実施
北海道	○	○	×	○	×	○	×	×	○
札幌市	○	○	×	○	×	○	×	○	×
青森県	○	○	○	○	×	×	×	×	×
岩手県	○	○	○	○	×	○	○	○	○
宮城県	○	○	○	○	×	○	×	○	×
仙台市	○	○	○	×	×	×	×	×	×
埼玉県	○	○	○	×	×	○	○	×	×
さいたま市	○	×	×	×	×	○	○	×	×
千葉県	○	○	×	○	○	○	○	×	×
千葉市	○	○	×	○	×	○	○	×	×
大阪府	○	○	○	○	×	○	×	○	×
堺市	○	○	×	○	×	×	×	×	×
広島県	○	○	○	○	×	○	○	○	×
広島市	○	○	○	○	×	○	○	○	×
香川県	○	○	○	○	×	○	○	○	×
高松市	○	○	○	○	×	○	○	○	×
福岡県	○	○	○	○	×	○	○	×	×
北九州市	×	×	×	×	×	×	×	×	×
計	17	16	11	14	1	14	10	8	2

（注）1 当省の調査結果による。

2 各欄の「○」印は、当該啓発事業（都道府県産業廃棄物協会への委託又は補助事業を含む。）を実施していることを、「×」印は実施していないことを示す。なお、広島県の「排出事業者を対象とした啓発事業」欄のうち、研修・説明会の実施状況については、当省が調査対象とした管轄区域内を担当している地域事務所（県出先機関）の実績である。

表3-⑥ 排出事業者は、廃棄物処理法第12条の3第1項の規定に基づき、産業廃棄物の引渡しと同時に管理票を交付することが義務付けられているが、管理票を交付していないもの（2排出事業者）

都道府県名	排出事業者名	事例の内容
香川県	B4	B4は、製品の製造過程で発生する動植物性残さ（年間約120t）と汚泥を自社焼却炉で焼却後、焼却灰（年間約40t）の収集運搬及び処分をそれぞれ処理業者に委託している。B4は、それぞれの業者との委託契約書において、「処理を委託するときは、廃棄物処理法に定める管理票を必ず交付するものとする」旨を明記しているものの、従来から管理票は交付していないとして、いずれも収集運搬業者に管理票を交付していない。
香川県	C4	C4は、製品の製造過程で発生する動植物性残さ（年間約600t）を、ほぼ毎日、処分業者の工場まで自社で運搬し、処分（飼料化）を委託している。処分業者との委託契約書において、「産業廃棄物の排出の都度、管理票に必要事項を記入し交付する」旨を明記しているものの、管理票の交付を処分業者から求められたことがないとして、処分業者に管理票を交付していない。

（注）当省の調査結果による。

表3-⑦ 事業者等が、管理票の記載、保存、返戻等を適正に行っていない管理票42件の類型別総括表

法令違反等事例の類型	排出事業場名	管理票交付番号・交付年月日	一 次 処 理			二 次 処 理		
			排出事業者	収集運搬業者	中間処理業者	収集運搬業者	最終処分業者	
<p>a</p> <p>排出事業者は、廃棄物処理法第12条の3第1項及び廃棄物処理法施行規則第8条の21の規定に基づき、管理票に産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称、所在地等を自ら記載することが義務付けられている。</p> <p>しかし、記載すべき事項の一部を自らは記載せず、収集運搬業者又は中間処理業者に記載させているものがある（7排出事業者が交付した管理票16件）。</p>	A 1等7排出事業者	40009435513 平 14. 12. 28 等 16 件	<p>排出事業者が管理票に記載することとされている事項の一部を収集運搬業者又は中間処理業者に記載させている。</p>					

【凡例】

- ① : 管理票の交付・返戻が適正に行われていないもの、管理票の記載が適正に行われていないもの
- ② : 管理票の交付・返戻が適正に行われていない内容、管理票の記載が適正に行われていない内容
- ③ : 保存されていない管理票
- ④ : 処理の流れの関連性が不明

法令違反等事例の類型	排出事業場名	管理票交付番号・交付年月日	一 次 処 理			二 次 処 理		
			排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕	
<p>b</p> <p>中間処理業者は、廃棄物処理法第 12 条の 3 第 4 項の規定に基づき、最終処分業者から返戻された二次 D 票により最終処分が適正に終了したことを確認の上、排出事業者へ一次 E 票を返戻することが義務付けられている。</p> <p>しかし、最終処分業者から返戻された二次 D 票に記載された最終処分終了年月日と異なる日付が一次 E 票の最終処分年月日欄に記載され、排出事業者へ返戻されているものがある（8 中間処理業者が返戻した管理票 9 件）。</p>	B 1 等 8 排出事業者	20219755146 平 14. 12. 30 等 9 件		<p>二次 D 票の最終処分 終了年月日と異なる。</p>				
<p>c</p> <p>収集運搬業者又は中間処理業者は、廃棄物処理法第 12 条の 3 第 5 項及び廃棄物処理法施行規則第 8 条の 26 並びに、廃棄物処理法第 12 条の 3 第 8 項及び第 8 条の 30 の規定に基づき、回付又は返戻された管理票を 5 年間保存することが義務付けられている。</p> <p>しかし、これが保存されていないものがある（2 収集運搬業兼中間処理業者において保存されていなかった管理票 2 件）。</p>	I 1 等 2 排出事業者	93154306895 平 14. 9. 24 等 2 件		<p>管理票が保存され ていない。</p>				

法令違反等事例の類型	排出事業場名	管理票交付番号・交付年月日	一 次 処 理			二 次 処 理		
			排出事業者	収集運搬業者	中間処理業者	収集運搬業者	最終処分業者	
d 中間処理業者は、廃棄物処理法第 12 条の 3 第 1 項及び同法施行規則第 8 条の 21 の規定に基づき、中間処理前後の産業廃棄物の流れの中で一次管理票と二次管理票の関連を明らかにするため、中間処理後の二次管理票に一次管理票に記載されている排出事業者の氏名又は名称及び交付番号を記載すること、また、廃棄物処理法第 14 条第 15 項及び同法施行規則第 10 条の 8 の規定に基づき、別途作成する帳簿に一次管理票に記載されている排出事業者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号を二次管理票と関連させて記載することが義務付けられている。 しかし、これらの記載を行っていないことから、一次管理票の交付番号と二次管理票の交付番号の照合すらできないものがある（3 中間処理業者において記載されなかった管理票 5 件）。	K 1 等 4 排出事業者	20214946264 平 14. 12. 4 等 5 件	<pre> graph LR subgraph Primary [一次処理] A1[一次 A] --> B1[一次 B1] B1 --> C1[一次 C1] C1 --> B2[一次 B2] C1 --> D1[一次 D] E1[一次 E] end subgraph Secondary [二次処理] A2[二次 A] --> B2[二次 B1] B2 --> C2[二次 C1] D2[二次 D] end C1 -.-> A2 D2 -.-> E1 </pre> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">一次管理票の交付番号と二次管理票の交付番号すら照合できない。</p>					

法令違反等事例の類型	排出事業場名	管理票交付番号・交付年月日	一 次 処 理			二 次 処 理		
			排出事業者	収集運搬業者	中間処理業者	収集運搬業者	最終処分業者	
e i) 収集運搬業者、中間処理業者又は最終処分業者は、廃棄物処理法第12条の3第2項及び廃棄物処理法施行規則第8条の23並びに、廃棄物処理法第12条の3第3項及び廃棄物処理法施行規則第8条の25の規定に基づき、産業廃棄物の運搬、中間処理又は最終処分終了後10日以内に管理票をその交付者等である排出事業者、中間処理業者又は収集運搬業者に返戻すること、また、ii) 中間処理業者は、廃棄物処理法第12条の3第4項及び同法施行規則第8条の25の3の規定に基づき、最終処分業者から二次D票の返戻を受けた後10日以内に一次E票を排出事業者に戻ることが義務付けられているが、11日以上経過しているが管理票が返戻されず、中には1か月を超える期間返戻されていないものがある(4収集運搬業兼中間処理業者、14収集運搬業者、15中間処理業者及び1最終処分業者から返戻された管理票30件、うち31日以上遅延しているものは1収集運搬業者兼中間処理業者、5収集運搬業者及び3中間処理業者から返戻された管理票7件)。	K1等14排出事業者	20214946360 平14.11.29 等30件	<pre> graph LR subgraph Primary [一次処理] P1[一次A] --> P2[一次B1] P2 --> P3[一次C1] P2 --> P4[一次C2] P3 --> P5[一次D] P4 --> P5 P5 --> P6[一次E] end subgraph Secondary [二次処理] S1[二次A] --> S2[二次B1] S2 --> S3[二次C1] S2 --> S4[二次B2] S3 --> S5[二次C2] S4 --> S5 S5 --> S6[二次D] end P3 --> S1 S6 --> P6 P2 -.-> ① P1 P3 -.-> ② P4 P3 -.-> ③ P5 S6 -.-> ④ P6 </pre>					

①②③④のいずれかの段階で管理票の返戻が遅延

(注) 当省の調査結果による。

表3-⑧ 管理票に記載すべき事項について記載漏れ又は記載誤りとなっているもの(項目3(2)ア(イ)を除く。)

(単位：事業者等、枚)

調査対象事業者等区分	調査対象事業者数	調査対象とした管理票の枚数	排出事業者及び中間処理業者が記載すべき事項											収集運搬業者が記載すべき事項			中間処理業者が記載すべき事項	最終処分業者が記載すべき事項			記載すべき事項のいずれかが不適切であった管理票の枚数	記載すべき事項のいずれかが不適切であった管理票に係る事業者等数	
			交付年月日	交付を担当した者の氏名	排出事業者の氏名又は名称、住所	排出事業場の名称、所在地	廃棄物の種類	廃棄物の数量	廃棄物の荷姿	運搬受託者の氏名又は名称、住所	運搬先の事業場の名称、住所	積換え保管場の所在地	処分受託者の氏名又は名称、住所	最終処分を行う場所の所在地	運搬を担当した者の氏名	運搬を終了した年月日	有価物の捨集量	一次管理票を交付した者の氏名又は名称、交付番号	処分を担当した者の氏名	最終処分を終了した年月日			最終処分を行った場所の所在地
排出事業者	21	420 (100)	11 (2.6)	11 (2.6)	0 (0)	17 (4.0)	16 (3.8)	86 (20.5)	68 (16.2)	6 (1.4)	31 (7.4)	75 (17.9)	40 (9.5)	144 (34.3)	-	-	-	-	-	-	-	241 (57.4)	19
収集運搬業者	20	392 (100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 (0.3)	42 (10.7)	86 (21.9)	-	-	-	-	123 (31.4)	10
中間処理業者	20	399 (100)	3 (0.8)	5 (1.3)	0 (0)	5 (1.3)	8 (2.0)	43 (10.8)	2 (0.5)	0 (0)	13 (3.3)	71 (17.8)	13 (3.3)	131 (32.8)	-	-	-	221 (55.4)	-	-	-	276 (69.2)	16
最終処分業者	20	368 (100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43 (11.7)	2 (0.5)	91 (24.7)	116 (31.5)	12
計	81	1,579 (100)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	756 (47.9)	57

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内の数値は、「調査対象とした管理票の枚数」欄の枚数に占める比率である。

表3-⑨ 管理票制度の励行に関する法令違反等事例がみられなかった事業者等及び法令違反等事例がみられた事業者等の研修への参加状況

(単位：事業者等)

研修の参加実績 管理票制度 の励行に関 する法令違 反等事例の有無	合 計 (18 都道府県等の管轄区域 内に所在する調査対象事 業者等数 (a)	左のうち、産業廃棄物に関 する研修参加の有無を回 答した事業者等数 (b)	(b)のうち、研修に参加し ている事業者等数 (c)	(c)のうち、その内容が管 理票制度に重きをおいた 研修に参加している事業 者等数
管理票制度の励行に関する法令違反等事例がみられなかった事業者等	16	16 (100)	16 (100.0)	12 (75.0)
管理票制度の励行に関する法令違反等事例がみられた事業者	57	48 (100)	38 (79.2)	24 (50.0)
計	73	64 (100)	54 (84.4)	36 (56.3)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内の数値は、「左のうち、産業廃棄物に関する研修参加の有無を回答した事業者等数」欄の事業者等数に占める構成比である。

表3-⑩ 排出事業者が、自社において産業廃棄物の正確な数量（重量）の測定が困難であること等から、管理票の数量欄に産業廃棄物の数量等を記載していないもの

都道府県名	事業者等名（事業者等の区分）	事例の内容			
青森県	N1（排出事業者）	<p>N1は、総合建設業を営んでおり、表1のとおり、建設現場や解体現場で発生する大量の産業廃棄物を排出しており、例えば平成14年度には約1万8,650tのがれき類等を産業廃棄物として排出している。</p> <p>排出事業者は、管理票に産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称、所在地等を自ら記載することとされているが、N1は、大量に発生するがれき類等の数量（重量）を測定するための機器の設置場所を建設現場等に確保することが困難であること等から、がれき類等について、建設現場等で数量（重量）を測定せずに、収集運搬業者のトラックに積み込み、中間処理業者に搬送させている。中間処理業者は、自らの事業場内に設置しているトラックスケール（貨物をトラックに積載したままで、貨物の正味重量を計測する装置）でがれき類等を積載したトラックを計測にかけ、産業廃棄物の数量（重量）の測定を行っている。</p> <p>このため、N1は、表2のとおり、管理票に産業廃棄物の数量（重量）を記載せずに収集運搬業者に交付しており、産業廃棄物の数量（重量）を計測している中間処理業者が、産業廃棄物の数量（重量）を管理票に記載している。</p>			
表1 N1における産業廃棄物の排出量の推移					
		平成12年度	13	14	15(7月まで)
産業廃棄物	主な廃棄物の種類	がれき類	がれき類	がれき類	がれき (アスファルト)
	排出総量（トン換算）	15,522.98 t	5,227.4 t	18,658.41 t	595.53 t
特別管理産業廃棄物	主な廃棄物の種類	無し	廃油	廃油	無し
	排出総量（トン換算）	0 t	0.81 t	0.75 t	0 t
計	主な廃棄物の種類	がれき類	がれき類	がれき類	がれき (アスファルト)
	排出総量（トン換算）	15,522.98 t	5,228.21 t	18,659.16 t	595.53 t

表2 管理票の追跡調査を行ったもののうち、排出事業者が記載することとされている管理票の法定記載事項の一部を中間処理業者に記載させているもの

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付番号・交付年月日	種類	数量	一次処理			二次処理		
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕	
N 1 〔青森県〕 総合建設業	20234185344 平 14. 10. 14	廃プラスチック類	50 kg		〔青森県〕	〔青森県〕	〔青森県〕	〔青森県〕	
N 1 〔青森県〕 総合建設業	20139431535 平 14. 12. 16	廃プラスチック、紙くず、木くず	630 kg		〔青森県〕	〔青森県〕	〔青森県〕	〔青森県〕	

都道府県名	事業者等名（事業者等の区分）	事例の内容																																							
埼玉県	D1（排出事業者）	<p>D1は、医薬品原体、医薬品及び医薬部外品の製造並びに医薬品の研究開発を行っており、表1のとおり、製造現場や研究現場で発生する大量の廃油、汚泥等の産業廃棄物を排出しており、例えば平成14年度には約4,600tの汚泥、廃油等の産業廃棄物を排出している。</p> <p>排出事業者は、管理票に産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称、所在地等を自ら記載することとされているが、D1は、大量に発生する汚泥等の数量（重量）を測定するためのトラックスケールを設置しておらず、自社において正確な数量（重量）を測定することが困難であること等から、汚泥の液状のもの又は廃油については、管理票の数量欄に数量（重量）を記載せず荷姿欄に例えば「タンクローリー」等と記載し、収集運搬業者のタンクローリーに積み込み、搬送させている。また、汚泥のうち砂状のものについても、自社において正確な数量（重量）を測定することが困難であること等から、管理票の数量欄に例えば「約2,000kg」と概数のみ記載する一方で、荷姿欄に例えば「段ボール、ポリ容器」等と記載し、収集運搬業者のトラックに積み込み搬送させている。中間処理業者は、自らの事業場内に設置しているトラックスケールでこれらの産業廃棄物を計測にかけ、産業廃棄物の数量（重量）の測定を行っている。</p> <p>このため、D1は、表2のとおり、管理票に産業廃棄物の数量（重量）を記載せずに収集運搬業者に交付しており、産業廃棄物の数量（重量）を計測している中間処理業者が、産業廃棄物の数量（重量）を管理票に記入している。</p> <p>なお、特別管理産業廃棄物のうち感染性廃棄物については、収集運搬業者が、重量計を持ち込み、搬出時に数量（重量）を測定し、管理票に重量を記入した後、中間処理業者に搬送している。</p> <p>表1 D1における産業廃棄物の排出量の推移</p> <table border="1" data-bbox="1071 1035 2656 1598"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成12年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15(7月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">産業廃棄物</td> <td>主な廃棄物の種類</td> <td>汚泥</td> <td>汚泥</td> <td>汚泥</td> <td>汚泥</td> </tr> <tr> <td>排出総量(トン換算)</td> <td>1,030t</td> <td>1,370t</td> <td>1,080t</td> <td>426t</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別管理産業廃棄物</td> <td>主な廃棄物の種類</td> <td>廃油</td> <td>廃油</td> <td>廃油</td> <td>廃油</td> </tr> <tr> <td>排出総量(トン換算)</td> <td>4,620t</td> <td>3,529t</td> <td>3,526t</td> <td>996t</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>主な廃棄物の種類</td> <td>汚泥、廃油</td> <td>汚泥、廃油</td> <td>汚泥、廃油</td> <td>汚泥、廃油</td> </tr> <tr> <td>排出総量(トン換算)</td> <td>5,650t</td> <td>4,899t</td> <td>4,606t</td> <td>1,422t</td> </tr> </tbody> </table>			平成12年度	13	14	15(7月まで)	産業廃棄物	主な廃棄物の種類	汚泥	汚泥	汚泥	汚泥	排出総量(トン換算)	1,030t	1,370t	1,080t	426t	特別管理産業廃棄物	主な廃棄物の種類	廃油	廃油	廃油	廃油	排出総量(トン換算)	4,620t	3,529t	3,526t	996t	計	主な廃棄物の種類	汚泥、廃油	汚泥、廃油	汚泥、廃油	汚泥、廃油	排出総量(トン換算)	5,650t	4,899t	4,606t	1,422t
		平成12年度	13	14	15(7月まで)																																				
産業廃棄物	主な廃棄物の種類	汚泥	汚泥	汚泥	汚泥																																				
	排出総量(トン換算)	1,030t	1,370t	1,080t	426t																																				
特別管理産業廃棄物	主な廃棄物の種類	廃油	廃油	廃油	廃油																																				
	排出総量(トン換算)	4,620t	3,529t	3,526t	996t																																				
計	主な廃棄物の種類	汚泥、廃油	汚泥、廃油	汚泥、廃油	汚泥、廃油																																				
	排出総量(トン換算)	5,650t	4,899t	4,606t	1,422t																																				

表2 管理票の追跡調査を行ったもののうち、排出事業者が記載することとされている管理票の法定記載事項の一部を中間処理業者に記載させているもの

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類	数量	一次処理			二次処理		
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕	
D 1 〔埼玉県〕 医薬品及び医 薬部外品製造業	20260476692 平 14. 12. 24	引火性 廃油 (特別管 理)	10, 350 kg		<p>排出事業者が管理票に記載することとされている事項の一部を中間処理業者に記載させている。</p>	<p>二次D票の最終処分終了年月日と異なる。</p>			
D 1 〔埼玉県〕 医薬品及び医 薬部外品製造業	25049314522 平 14. 2. 7	汚泥(有 害) (特別管 理)	1, 590 kg		<p>排出事業者が管理票に記載することとされている事項の一部を中間処理業者に記載させている。</p>				

都道府県名	事業者等名（事業者等の区分）	事例の内容																																							
福岡県	U1（排出事業者）	<p>U1は、プレス用精密金型、工作機械及びICリードフレームの製造・販売を行っており、表1のとおり、製造工程で発生する廃アルカリ、汚泥、廃プラスチック類等の産業廃棄物を排出しており、例えば平成14年度には約1,550tの廃アルカリ、汚泥等を産業廃棄物として排出している。</p> <p>排出事業者は、管理票に産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称、所在地等を自ら記載することとされているが、U1は、トラックスケールを保有しておらず、自社において正確な数量（重量）を測定することが困難であること等から、廃プラスチック類について、管理票の数量欄に数量（重量）を記載せず荷姿欄も空欄のまま収集運搬業者のトラックに積み込み搬送させている。また、汚泥、強アルカリについても、同様の理由から、管理票の数量欄に数量（重量）を記載せず荷姿欄に例えば「フレコン」、「ローリー」と記載して、収集運搬業者のタンクローリー等に積み込み搬送させている。中間処理業者は、自らの事業場内に設置しているトラックスケールで廃アルカリ、汚泥、廃プラスチック類等を積載したトラック、タンクローリーを計測にかけ、これらの産業廃棄物の数量（重量）の測定を行っている。</p> <p>このため、U1は、表2のとおり、管理票に産業廃棄物の数量（重量）を記載せずに収集運搬業者に交付しており、産業廃棄物の数量（重量）を計測している中間処理業者が、産業廃棄物の数量（重量）を管理票に記載している。</p> <p style="text-align: center;">表1 U1における産業廃棄物の排出量の推移</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成12年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15(7月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">産業廃棄物</td> <td>主な廃棄物の種類</td> <td>燃え殻=17.3、 汚泥=226.5、 廃プラスチック=53.5、 ガラス陶磁器くず=19.6</td> <td>燃え殻=10.3、 汚泥=159.1、 廃プラスチック=57.1、 ガラス陶磁器くず=19.6</td> <td>燃え殻=15.6、 汚泥=280、 廃プラスチック=109.4、 ガラス陶磁器くず=10.8</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>排出総量（トン換算）</td> <td>337.9 t</td> <td>374 t</td> <td>420.5 t</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別管理産業廃棄物</td> <td>主な廃棄物の種類</td> <td>廃酸=62.4、 廃アルカリ=987.1</td> <td>廃酸=15.1、 廃アルカリ=902.2</td> <td>廃酸=1.1、 廃アルカリ=1135.3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>排出総量（トン換算）</td> <td>1,049.5 t</td> <td>917.7 t</td> <td>1,137.7 t</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>主な廃棄物の種類</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>排出総量（トン換算）</td> <td>1,387.4 t</td> <td>1,291.7 t</td> <td>1,558.2 t</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			平成12年度	13	14	15(7月まで)	産業廃棄物	主な廃棄物の種類	燃え殻=17.3、 汚泥=226.5、 廃プラスチック=53.5、 ガラス陶磁器くず=19.6	燃え殻=10.3、 汚泥=159.1、 廃プラスチック=57.1、 ガラス陶磁器くず=19.6	燃え殻=15.6、 汚泥=280、 廃プラスチック=109.4、 ガラス陶磁器くず=10.8	—	排出総量（トン換算）	337.9 t	374 t	420.5 t	—	特別管理産業廃棄物	主な廃棄物の種類	廃酸=62.4、 廃アルカリ=987.1	廃酸=15.1、 廃アルカリ=902.2	廃酸=1.1、 廃アルカリ=1135.3	—	排出総量（トン換算）	1,049.5 t	917.7 t	1,137.7 t	—	計	主な廃棄物の種類	—	—	—	—	排出総量（トン換算）	1,387.4 t	1,291.7 t	1,558.2 t	—
		平成12年度	13	14	15(7月まで)																																				
産業廃棄物	主な廃棄物の種類	燃え殻=17.3、 汚泥=226.5、 廃プラスチック=53.5、 ガラス陶磁器くず=19.6	燃え殻=10.3、 汚泥=159.1、 廃プラスチック=57.1、 ガラス陶磁器くず=19.6	燃え殻=15.6、 汚泥=280、 廃プラスチック=109.4、 ガラス陶磁器くず=10.8	—																																				
	排出総量（トン換算）	337.9 t	374 t	420.5 t	—																																				
特別管理産業廃棄物	主な廃棄物の種類	廃酸=62.4、 廃アルカリ=987.1	廃酸=15.1、 廃アルカリ=902.2	廃酸=1.1、 廃アルカリ=1135.3	—																																				
	排出総量（トン換算）	1,049.5 t	917.7 t	1,137.7 t	—																																				
計	主な廃棄物の種類	—	—	—	—																																				
	排出総量（トン換算）	1,387.4 t	1,291.7 t	1,558.2 t	—																																				

表2 管理票の追跡調査を行ったもののうち、排出事業者が記載することとされている管理票の法定記載事項の一部を中間処理業者に記載させているもの

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類	数量	一次処理		二次処理	
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕
U1 〔福岡県〕 精密機械製造業	20160650624 平14.12.26	汚泥	2,720 kg		〔福岡県〕	〔福岡県〕	
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; width: fit-content;"> 排出事業者が管理票に記載することとされている事項の一部を中間処理業者に記載させている。 </div>							
U1 〔福岡県〕 精密機械製造業	20160650635 平14.12.28	強アルカリ (特別管理)	8,840 kg		〔福岡県〕	〔福岡県〕	
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; width: fit-content;"> 排出事業者が管理票に記載することとされている事項の一部を中間処理業者に記載させている。 </div>							

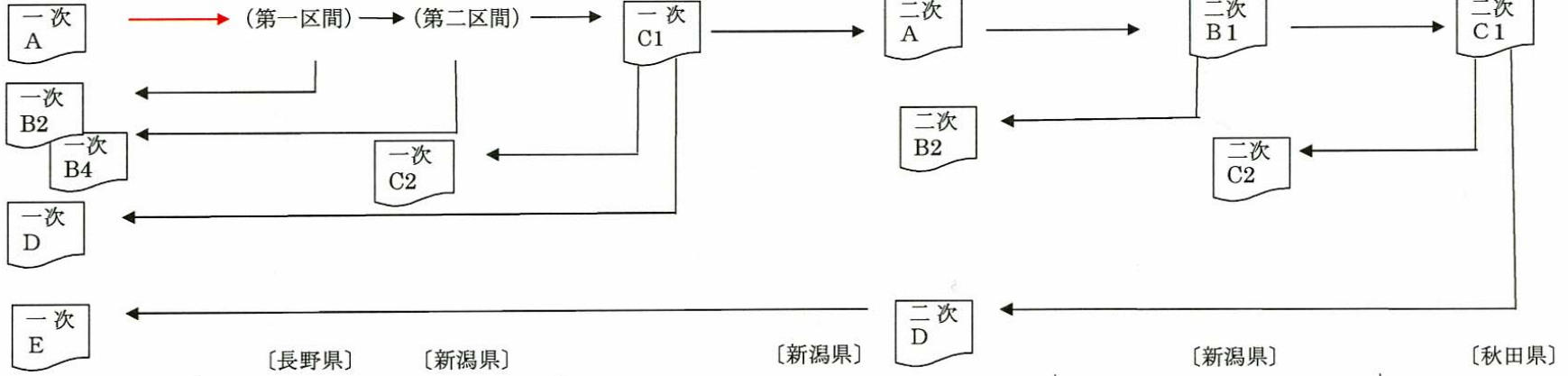
都道府県名	事業者等名（事業者等の区分）	事例の内容																																							
千葉県	F1（排出事業者）	<p>F1は、電子部品の製造業を営んでおり、TABテープ（プリント配線基盤の代わりにテープ状のフィルムを使用したもの）を生産しており、表1のとおり、製造工程で発生する廃アルカリ、汚泥、強酸等の産業廃棄物を排出しており、例えば平成14年度には約2,060tの廃アルカリ、汚泥等を産業廃棄物として排出している。</p> <p>排出事業者は、管理票に産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称、所在地等を自ら記載することとされているが、F1は、自社において正確な数量（重量）を測定することが困難であること等から、廃アルカリについては、管理票の数量欄に数量（重量）を記載せず荷姿欄に例えば「ローリー」と記載して、収集運搬業者のタンクローリーに積み込み搬送させている。また、廃プラスチック類についても、自社において正確な数量（重量）を測定することが困難であること等から、管理票の数量欄に数量（重量）を記載せず荷姿欄に例えば「バラ」と記載して、収集運搬業者に搬送させている。中間処理業者は、自らの事業場内に設置しているトラックスケールでこれらの産業廃棄物を計測にかけ、産業廃棄物の数量（重量）の測定を行っている。</p> <p>このため、F1は、表2のとおり、管理票に産業廃棄物の数量（重量）を記載せずに収集運搬業者に交付しており、産業廃棄物の数量（重量）を計測している中間処理業者が、産業廃棄物の数量（重量）を管理票に記載している。</p> <p style="text-align: center;">表1 F1における産業廃棄物の排出量の推移</p> <table border="1" data-bbox="1151 877 2724 1570"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成12年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15(7月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">産業廃棄物</td> <td>主な廃棄物の種類</td> <td>汚泥、廃プラ、廃アルカリ</td> <td>汚泥、廃プラ、廃アルカリ</td> <td>汚泥、廃プラ、廃アルカリ</td> <td>汚泥、廃プラ、廃アルカリ</td> </tr> <tr> <td>排出総量（トン換算）</td> <td>汚泥 1,200 t (他は資料不在により不明)</td> <td>汚泥 1290 t 廃プラ 316 t 廃アルカリ 0 t</td> <td>汚泥 1270 t 廃プラ 238 t 廃アルカリ 1345 t</td> <td>未集計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別管理産業廃棄物</td> <td>主な廃棄物の種類</td> <td>強酸、強アルカリ</td> <td>強酸、強アルカリ</td> <td>強酸、強アルカリ</td> <td>強酸、強アルカリ</td> </tr> <tr> <td>排出総量（トン換算）</td> <td>強酸(資料不在により不明) 強アルカリ 3446 t</td> <td>強酸 2036 t 強アルカリ 1340 t</td> <td>強酸 795 t 強アルカリ 738 t</td> <td>未集計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>主な廃棄物の種類</td> <td>汚泥、強アルカリ</td> <td>汚泥、強酸</td> <td>汚泥、強酸</td> <td>汚泥、強酸</td> </tr> <tr> <td>排出総量（トン換算）</td> <td>4646 t</td> <td>3326 t</td> <td>2065 t</td> <td>未集計</td> </tr> </tbody> </table>			平成12年度	13	14	15(7月まで)	産業廃棄物	主な廃棄物の種類	汚泥、廃プラ、廃アルカリ	汚泥、廃プラ、廃アルカリ	汚泥、廃プラ、廃アルカリ	汚泥、廃プラ、廃アルカリ	排出総量（トン換算）	汚泥 1,200 t (他は資料不在により不明)	汚泥 1290 t 廃プラ 316 t 廃アルカリ 0 t	汚泥 1270 t 廃プラ 238 t 廃アルカリ 1345 t	未集計	特別管理産業廃棄物	主な廃棄物の種類	強酸、強アルカリ	強酸、強アルカリ	強酸、強アルカリ	強酸、強アルカリ	排出総量（トン換算）	強酸(資料不在により不明) 強アルカリ 3446 t	強酸 2036 t 強アルカリ 1340 t	強酸 795 t 強アルカリ 738 t	未集計	計	主な廃棄物の種類	汚泥、強アルカリ	汚泥、強酸	汚泥、強酸	汚泥、強酸	排出総量（トン換算）	4646 t	3326 t	2065 t	未集計
		平成12年度	13	14	15(7月まで)																																				
産業廃棄物	主な廃棄物の種類	汚泥、廃プラ、廃アルカリ	汚泥、廃プラ、廃アルカリ	汚泥、廃プラ、廃アルカリ	汚泥、廃プラ、廃アルカリ																																				
	排出総量（トン換算）	汚泥 1,200 t (他は資料不在により不明)	汚泥 1290 t 廃プラ 316 t 廃アルカリ 0 t	汚泥 1270 t 廃プラ 238 t 廃アルカリ 1345 t	未集計																																				
特別管理産業廃棄物	主な廃棄物の種類	強酸、強アルカリ	強酸、強アルカリ	強酸、強アルカリ	強酸、強アルカリ																																				
	排出総量（トン換算）	強酸(資料不在により不明) 強アルカリ 3446 t	強酸 2036 t 強アルカリ 1340 t	強酸 795 t 強アルカリ 738 t	未集計																																				
計	主な廃棄物の種類	汚泥、強アルカリ	汚泥、強酸	汚泥、強酸	汚泥、強酸																																				
	排出総量（トン換算）	4646 t	3326 t	2065 t	未集計																																				

表2 管理票の追跡調査を行ったもののうち、排出事業者が記載することとされている管理票の法定記載事項の一部を中間処理業者に記載させているもの

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類	数量	一次処理			二次処理		
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕	
F 1 〔千葉県〕 電子部品製造	55021825095 平 14. 12. 30	廃アルカリ	10,500 kg		<p>排出事業者が管理票に記載することとされている事項の一部を中間処理業者に記載させている。</p>				
F 1 〔千葉県〕 電子部品製造	25118910460 平 14. 12. 19	廃プラスチック	810 kg	<p>二次D票の最終処分終了年月日と異なる。</p>	<p>排出事業者が管理票に記載することとされている事項の一部を中間処理業者に記載させている。</p>				

都道府県名	事業者等名 (事業者等の区分)	事例の内容																											
		(続き)																											
		<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">排出事業場名 〔所在地〕 業種</th><th rowspan="2">管理票交付 番号・交付年 月日</th><th rowspan="2">種類</th><th rowspan="2">数量</th><th colspan="2">一次処理</th><th colspan="3">二次処理</th></tr><tr><th>排出事業者</th><th>収集運搬業者 〔業者所在地〕</th><th>中間処理業者 〔処分場所在地〕</th><th>収集運搬業者 〔業者所在地〕</th><th>最終処分業者 〔処分場所在地〕</th></tr></thead><tbody><tr><td>F 1 〔千葉県〕 電子部品製造</td><td>45009606725 平 14. 12. 28</td><td>強酸 (特別 管理)</td><td>9,560 kg</td><td>一次 A 一次 B2 一次 B4 一次 D 一次 E</td><td>(第一区間) → (第二区間) 一次 C1 一次 C2</td><td>二次 A 二次 B2 二次 D</td><td>二次 B1 二次 C2</td><td>二次 C1</td></tr></tbody></table>	排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類	数量	一次処理		二次処理			排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕	F 1 〔千葉県〕 電子部品製造	45009606725 平 14. 12. 28	強酸 (特別 管理)	9,560 kg	一次 A 一次 B2 一次 B4 一次 D 一次 E	(第一区間) → (第二区間) 一次 C1 一次 C2	二次 A 二次 B2 二次 D	二次 B1 二次 C2	二次 C1				
排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類					数量	一次処理		二次処理																			
			排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕		最終処分業者 〔処分場所在地〕																					
F 1 〔千葉県〕 電子部品製造	45009606725 平 14. 12. 28	強酸 (特別 管理)	9,560 kg	一次 A 一次 B2 一次 B4 一次 D 一次 E	(第一区間) → (第二区間) 一次 C1 一次 C2	二次 A 二次 B2 二次 D	二次 B1 二次 C2	二次 C1																					

排出事業者が管理票に記載することとされている事項の一部を中間処理業者に記載させている。



都道府県名	事業者等名（事業者等の区分）	事例の内容																																							
岩手県	C1（排出事業者）	<p>C1は、金属製品製造業及び電気メッキ業を営んでおり、表1のとおり、半導体、カメラなどエレクトロニクス、精密機械部品の表面処理メッキ加工の工程で発生する産業廃棄物を排出しており、例えば平成14年度には約1,140tの汚泥、廃酸等を産業廃棄物として排出している。</p> <p>排出事業者は、管理票に産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称、所在地等を自ら記載することとされているが、これらの産業廃棄物の多くは液状であり、C1は、自社において正確な数量（重量）を測定することが困難であること等から、液状の産業廃棄物について、管理票の数量欄に数量（重量）を記載せず荷姿欄も空欄のままに、または、荷姿欄に荷姿での数量を例えば「4DR（ドラム缶）」等と記載して、収集運搬業者兼中間処理業者のトラックに積み込み搬送させている。また、廃プラスチック類等の産業廃棄物についても、自社において正確な数量（重量）を測定することが困難であること等から、廃プラスチック類の産業廃棄物について、管理票の数量欄に数量（重量）を記載せず荷姿欄に荷姿での数量を例えば「バラ70個？大袋8個」と記載して、収集運搬業者兼中間処理業者のトラックに積み込み搬送させている。収集運搬業者兼中間処理業者は、自らの事業場内に設置している計量器でこれらの産業廃棄物を計測にかけ、産業廃棄物の数量（重量）の測定を行っている。</p> <p>このため、C1は、表2のとおり、管理票に産業廃棄物の数量（重量）を記載せずに収集運搬業者兼中間処理業者に交付しており、産業廃棄物の数量（重量）を計測している収集運搬業者兼中間処理業者が、産業廃棄物の数量（重量）を管理票に記載している。</p> <p>表1 C1における産業廃棄物の排出量の推移</p> <table border="1" data-bbox="1121 989 2694 1409"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成12年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15(7月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">産業廃棄物</td> <td>主な廃棄物の種類</td> <td>汚泥、廃酸</td> <td>汚泥、廃酸</td> <td>汚泥、廃酸</td> <td>汚泥</td> </tr> <tr> <td>排出総量（トン換算）</td> <td>1,313 t</td> <td>776 t</td> <td>722 t</td> <td>160 t</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別管理産業廃棄物</td> <td>主な廃棄物の種類</td> <td>廃アルカリ</td> <td>廃酸、廃アルカリ</td> <td>廃酸、廃アルカリ</td> <td>廃酸、廃アルカリ</td> </tr> <tr> <td>排出総量（トン換算）</td> <td>116 t</td> <td>338 t</td> <td>424 t</td> <td>113 t</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>主な廃棄物の種類</td> <td>上記</td> <td>上記</td> <td>上記</td> <td>上記</td> </tr> <tr> <td>排出総量（トン換算）</td> <td>1,429 t</td> <td>1,114 t</td> <td>1,146 t</td> <td>273 t</td> </tr> </tbody> </table>			平成12年度	13	14	15(7月まで)	産業廃棄物	主な廃棄物の種類	汚泥、廃酸	汚泥、廃酸	汚泥、廃酸	汚泥	排出総量（トン換算）	1,313 t	776 t	722 t	160 t	特別管理産業廃棄物	主な廃棄物の種類	廃アルカリ	廃酸、廃アルカリ	廃酸、廃アルカリ	廃酸、廃アルカリ	排出総量（トン換算）	116 t	338 t	424 t	113 t	計	主な廃棄物の種類	上記	上記	上記	上記	排出総量（トン換算）	1,429 t	1,114 t	1,146 t	273 t
		平成12年度	13	14	15(7月まで)																																				
産業廃棄物	主な廃棄物の種類	汚泥、廃酸	汚泥、廃酸	汚泥、廃酸	汚泥																																				
	排出総量（トン換算）	1,313 t	776 t	722 t	160 t																																				
特別管理産業廃棄物	主な廃棄物の種類	廃アルカリ	廃酸、廃アルカリ	廃酸、廃アルカリ	廃酸、廃アルカリ																																				
	排出総量（トン換算）	116 t	338 t	424 t	113 t																																				
計	主な廃棄物の種類	上記	上記	上記	上記																																				
	排出総量（トン換算）	1,429 t	1,114 t	1,146 t	273 t																																				

表2 管理票の追跡調査を行ったもののうち、排出事業者が記載することとされている管理票の法定記載事項の一部を中間処理業者に記載させているもの

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類	数量	一次処理			二次処理		
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕	
C 1 〔岩手県〕 金属製品製造業	20211059724 平 14. 11. 29	廃棄プラスチック類	270 kg		〔岩手県〕	〔岩手県〕	〔岩手県〕	〔岩手県〕	〔岩手県〕
C 1 〔岩手県〕 金属製品製造業	40005067196 平 14. 12. 7	強酸 (特別管理)	990 kg		〔長野県〕	〔長野県〕	〔新潟県〕	〔新潟県〕	〔秋田県〕

排出事業者が管理票に記載することとされている事項の一部を中間処理業者に記載させている。

排出事業者が管理票に記載することとされている事項の一部を中間処理業者に記載させている。

都道府県名	事業者等名（事業者等の区分）	事例の内容																																																																																			
大阪府	H1（排出事業者）	<p>H1は、パソコンのハードディスクドライブ、液晶画面のバックライト等に使用されるプリント基板の製造販売業を営んでおり、表1のとおり、プリント基板製造に係る樹脂基盤に焼き付けた回路のメッキ工程から、強酸性廃液、強アルカリ性廃液等の産業廃棄物を排出しており、例えば平成14年度には約130tの強酸性廃液、強アルカリ性廃液等を産業廃棄物として排出している。</p> <p>排出事業者は、管理票に産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称、所在地等を自ら記載することとされているが、H1は、自社において正確な数量（重量）を測定することが困難であること等から、液状の産業廃棄物について、管理票の数量欄に数量（重量）を記載せず荷姿欄も空欄のままに、または、荷姿欄に荷姿での数量を例えば「10tバキューム車」等と記載して、収集運搬業者のバキューム車等に積載し、中間処理業者に搬送させている。中間処理業者は、自らの事業場内に設置しているトラックスケールで強酸性廃液、強アルカリ性廃液等を積載したバキューム車等を計測にかけ、これらの産業廃棄物の数量（重量）の測定を行っている。</p> <p>このため、H1は、表2のとおり、管理票に産業廃棄物の数量（重量）を記載せずに収集運搬業者に交付しており、産業廃棄物の数量（重量）を計測している中間処理業者が、産業廃棄物の数量（重量）を管理票に記載している。</p> <p style="text-align: center;">表1 H1における産業廃棄物の排出量の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;"></th> <th>平成12年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15(7月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">産業廃棄物</td> <td style="text-align: center;">主な廃棄物の種類</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">排出総量（トン換算）</td> <td style="text-align: center;">t</td> <td style="text-align: center;">t</td> <td style="text-align: center;">t</td> <td style="text-align: center;">t</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center;">特別管理産業廃棄物</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">主な廃棄物の種類</td> <td style="text-align: center;">強アルカリ性廃液</td> <td style="text-align: center;">強アルカリ性廃液</td> <td style="text-align: center;">強アルカリ性廃液</td> <td style="text-align: center;">強アルカリ性廃液</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">強酸性廃液</td> <td style="text-align: center;">強酸性廃液</td> <td style="text-align: center;">強酸性廃液</td> <td style="text-align: center;">強酸性廃液</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">引火性廃油</td> <td style="text-align: center;">引火性廃油</td> <td style="text-align: center;">引火性廃油</td> <td style="text-align: center;">引火性廃油</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">排出総量（トン換算）</td> <td style="text-align: center;">廃アルカリ</td> <td style="text-align: center;">18.82 t</td> <td style="text-align: center;">41.85 t</td> <td style="text-align: center;">63.30 t</td> <td style="text-align: center;">8.51 t</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">廃酸</td> <td style="text-align: center;">72.11 t</td> <td style="text-align: center;">59.27 t</td> <td style="text-align: center;">65.75 t</td> <td style="text-align: center;">0 t</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">廃油</td> <td style="text-align: center;">0.73 t</td> <td style="text-align: center;">0.20 t</td> <td style="text-align: center;">0.29 t</td> <td style="text-align: center;">0 t</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">計</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">主な廃棄物の種類</td> <td style="text-align: center;">強アルカリ性廃液</td> <td style="text-align: center;">強アルカリ性廃液</td> <td style="text-align: center;">強アルカリ性廃液</td> <td style="text-align: center;">強アルカリ性廃液</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">強酸性廃液</td> <td style="text-align: center;">強酸性廃液</td> <td style="text-align: center;">強酸性廃液</td> <td style="text-align: center;">強酸性廃液</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">引火性廃油</td> <td style="text-align: center;">引火性廃油</td> <td style="text-align: center;">引火性廃油</td> <td style="text-align: center;">引火性廃油</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">排出総量（トン換算）</td> <td style="text-align: center;">廃アルカリ</td> <td style="text-align: center;">18.82 t</td> <td style="text-align: center;">41.85 t</td> <td style="text-align: center;">63.30 t</td> <td style="text-align: center;">8.51 t</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">廃酸</td> <td style="text-align: center;">72.11 t</td> <td style="text-align: center;">59.27 t</td> <td style="text-align: center;">65.75 t</td> <td style="text-align: center;">0 t</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">廃油</td> <td style="text-align: center;">0.73 t</td> <td style="text-align: center;">0.20 t</td> <td style="text-align: center;">0.29 t</td> <td style="text-align: center;">0 t</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">91.66 t</td> <td style="text-align: center;">101.32 t</td> <td style="text-align: center;">129.34 t</td> <td style="text-align: center;">8.51 t</td> </tr> </tbody> </table>			平成12年度	13	14	15(7月まで)	産業廃棄物	主な廃棄物の種類					排出総量（トン換算）	t	t	t	t	特別管理産業廃棄物	主な廃棄物の種類	強アルカリ性廃液	強アルカリ性廃液	強アルカリ性廃液	強アルカリ性廃液	強酸性廃液	強酸性廃液	強酸性廃液	強酸性廃液	引火性廃油	引火性廃油	引火性廃油	引火性廃油	排出総量（トン換算）	廃アルカリ	18.82 t	41.85 t	63.30 t	8.51 t	廃酸	72.11 t	59.27 t	65.75 t	0 t	廃油	0.73 t	0.20 t	0.29 t	0 t	計	主な廃棄物の種類	強アルカリ性廃液	強アルカリ性廃液	強アルカリ性廃液	強アルカリ性廃液	強酸性廃液	強酸性廃液	強酸性廃液	強酸性廃液	引火性廃油	引火性廃油	引火性廃油	引火性廃油	排出総量（トン換算）	廃アルカリ	18.82 t	41.85 t	63.30 t	8.51 t	廃酸	72.11 t	59.27 t	65.75 t	0 t	廃油	0.73 t	0.20 t	0.29 t	0 t	合計	合計	91.66 t	101.32 t	129.34 t	8.51 t
		平成12年度	13	14	15(7月まで)																																																																																
産業廃棄物	主な廃棄物の種類																																																																																				
	排出総量（トン換算）	t	t	t	t																																																																																
特別管理産業廃棄物	主な廃棄物の種類	強アルカリ性廃液	強アルカリ性廃液	強アルカリ性廃液	強アルカリ性廃液																																																																																
		強酸性廃液	強酸性廃液	強酸性廃液	強酸性廃液																																																																																
		引火性廃油	引火性廃油	引火性廃油	引火性廃油																																																																																
	排出総量（トン換算）	廃アルカリ	18.82 t	41.85 t	63.30 t	8.51 t																																																																															
		廃酸	72.11 t	59.27 t	65.75 t	0 t																																																																															
		廃油	0.73 t	0.20 t	0.29 t	0 t																																																																															
	計	主な廃棄物の種類	強アルカリ性廃液	強アルカリ性廃液	強アルカリ性廃液	強アルカリ性廃液																																																																															
強酸性廃液			強酸性廃液	強酸性廃液	強酸性廃液																																																																																
引火性廃油			引火性廃油	引火性廃油	引火性廃油																																																																																
排出総量（トン換算）		廃アルカリ	18.82 t	41.85 t	63.30 t	8.51 t																																																																															
		廃酸	72.11 t	59.27 t	65.75 t	0 t																																																																															
廃油	0.73 t	0.20 t	0.29 t	0 t																																																																																	
合計	合計	91.66 t	101.32 t	129.34 t	8.51 t																																																																																

表2 管理票の追跡調査を行ったもののうち、排出事業者が記載することとされている管理票の法定記載事項の一部を中間処理業者に記載させているもの

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類	数量	一次処理			二次処理			三次処理	
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕	
H1 〔大阪府〕 基板製造業	25104510174 平 14. 12. 26	強酸 (特別 管理)	2,850 kg	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 排出事業者が管理票に記載 することとされている事項の 一部を中間処理業者に記載さ せている。 </div>		〔大阪府〕	〔大阪府〕	〔大阪府〕	〔大阪府〕		
H1 〔大阪府〕 基板製造業	25104510163 平 14. 12. 21	強アルカリ (特別 管理)	9,240 kg	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 排出事業者が管理票に記載 することとされている事項の 一部を中間処理業者に記載さ せている。 </div>		〔大阪府〕	〔大阪府〕	〔大阪府〕	〔大阪府〕		

(注) 当省の調査結果による。

表3-⑪ 排出事業者が、管理票の散逸を防止するためとして、基本的に何も記入していない管理票を手渡し、運搬を受託した収集運搬業者に記載させているもの

都道府県名	事業者等名（事業者等の区分）	事例の内容																																							
福岡県	A1（排出事業者）	<p>A1は、果実、野菜加工と果汁飲料及び菓子類の製造販売業を営んでおり、製造工程において、表1のとおり、産業廃棄物を排出しており、例えば平成14年度には約6,000tの有機汚泥、廃酸、動植物性残さ等を産業廃棄物として排出している。</p> <p>排出事業者は、管理票に産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称、所在地等を自ら記載することとされているが、A1は、管理票の散逸を防止するためとして、産業廃棄物と一緒に管理票を収集運搬業者に渡しており、表2のとおり、管理票に記載すべき事項のうち、i) 運搬を受託した者の氏名又は名称、住所、ii) 処分を受託した者の氏名又は名称、住所、iii) 運搬先の事業場の名称及び所在地、iv) 運搬を受託した者が積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地について記載を怠り、運搬を受託した収集運搬業者に記載させている。</p> <p style="text-align: center;">表1 A1における産業廃棄物の排出量の推移</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成12年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15(7月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">産業廃棄物</td> <td>主な廃棄物の種類</td> <td>有機汚泥=3336、 廃酸=710、動植物性残さ=1366、 金属くず=313、 木くず=39、廃プラスチック=93</td> <td>有機汚泥=2612、 廃酸=759、動植物性残さ=1387、 金属くず=422、 木くず=34、廃プラスチック=90</td> <td>有機汚泥=2688、 廃酸=1126、動植物性残さ=921、 金属くず=333、 木くず=81、廃プラスチック=77</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>排出総量(トン換算)</td> <td>6,496 t</td> <td>5,832 t</td> <td>6,001 t</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別管理産業廃棄物</td> <td>主な廃棄物の種類</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>排出総量(トン換算)</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>主な廃棄物の種類</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>排出総量(トン換算)</td> <td>6,496 t</td> <td>5,832 t</td> <td>6,001 t</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			平成12年度	13	14	15(7月まで)	産業廃棄物	主な廃棄物の種類	有機汚泥=3336、 廃酸=710、動植物性残さ=1366、 金属くず=313、 木くず=39、廃プラスチック=93	有機汚泥=2612、 廃酸=759、動植物性残さ=1387、 金属くず=422、 木くず=34、廃プラスチック=90	有機汚泥=2688、 廃酸=1126、動植物性残さ=921、 金属くず=333、 木くず=81、廃プラスチック=77	—	排出総量(トン換算)	6,496 t	5,832 t	6,001 t	—	特別管理産業廃棄物	主な廃棄物の種類					排出総量(トン換算)	t	t	t	t	計	主な廃棄物の種類	—	—	—	—	排出総量(トン換算)	6,496 t	5,832 t	6,001 t	—
		平成12年度	13	14	15(7月まで)																																				
産業廃棄物	主な廃棄物の種類	有機汚泥=3336、 廃酸=710、動植物性残さ=1366、 金属くず=313、 木くず=39、廃プラスチック=93	有機汚泥=2612、 廃酸=759、動植物性残さ=1387、 金属くず=422、 木くず=34、廃プラスチック=90	有機汚泥=2688、 廃酸=1126、動植物性残さ=921、 金属くず=333、 木くず=81、廃プラスチック=77	—																																				
	排出総量(トン換算)	6,496 t	5,832 t	6,001 t	—																																				
特別管理産業廃棄物	主な廃棄物の種類																																								
	排出総量(トン換算)	t	t	t	t																																				
計	主な廃棄物の種類	—	—	—	—																																				
	排出総量(トン換算)	6,496 t	5,832 t	6,001 t	—																																				

表2 管理票の追跡調査を行ったもののうち、排出事業者が記載することとされている管理票の法定記載事項の一部を収集運搬業者に記載させているもの

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類	数量	一次処理		二次処理			
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕	
A1 〔福岡県〕 飲料品製造業	40009435513 平 14. 12. 28	汚泥	10 m ³		〔福岡県〕	〔福岡県〕	〔福岡県〕	〔福岡県〕	〔福岡県〕
A1 〔福岡県〕 飲料品製造業	20233686421 平 14. 12. 26	動植物 性残さ	12,000 kg		〔大分県〕	〔大分県〕			
A1 〔福岡県〕 飲料品製造業	20181662384 平 14. 8. 9	廃プラ スチック	8 m ³		〔福岡県〕	〔福岡県〕	〔福岡県〕	〔福岡県〕	〔福岡県〕

(注) 当省の調査結果による。

表 3-⑫ 収集運搬業者が、管理票に産業廃棄物の種類や数量を記載しているもの

都道府県名	事業者等名(事業者等の区分)	事例の内容
広島県	D2(収集運搬業者)	<p>D2は、約1,000社の排出事業者から、毎年、約2万5,000tの産業廃棄物の収集運搬を受託している。そのうち、中小・零細の事業者の占める割合は、排出事業者数で約9割、排出量で約7割となっている。また、収集運搬を受託している産業廃棄物の種類は、廃油、廃酸、廃アルカリ等の特別管理産業廃棄物を含んでいるなど多種多様となっている。</p> <p>排出事業者は収集運搬業者に交付する管理票に産業廃棄物の種類及び数量を記載することとされているが、これら中小・零細の事業者では、産業廃棄物の数量(重量)については計量器を保有していないことなどから数量(重量)を記載することができない場合が多いとして、D2は、収集運搬を受託している中小・零細の排出事業者のうち大部分の事業者について、管理票への産業廃棄物の種類、数量を排出事業者に代わって記載している。</p>

都道府県名	事業者等名 (事業者等の区分)	事例の内容																														
青森県	E 2 (収集運搬業者)	<p>E 2は、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずに係る産業廃棄物収集運搬業の許可と、汚泥、廃油、廃酸及び廃アルカリに係る特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている。E 2は、次表のとおり、F 2等 10 社との間で廃油、廃酸、廃アルカリ等の運搬契約を締結している。排出事業者 10 社のうち、契約書に排出量が記載されている 8 社の契約期間内における産業廃棄物の排出量についてみると、50kg (2 か月契約) から 12.6 t (1 年契約) と少量となっている。</p> <p>E 2は、このように排出量が少量な排出事業者の便宜を図るためとして、排出事業者に代わって管理票の記載を行っている。</p> <p>表 E 2 が手数料を徴収し管理票の記載を代行する契約を締結しているものの排出事業者等の概要</p> <table border="1" data-bbox="454 1048 1353 1883"> <thead> <tr> <th rowspan="2">契約対象排出事業者 (中間処理業者) 名</th> <th rowspan="2">契約期間</th> <th colspan="2">契約対象産業廃棄物</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>量 (トン換算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F 2</td> <td>平成15年 4 月 1 日 ～16年 3 月 31 日</td> <td>廃酸液 (1.5 m³/年)、廃アルカリ液 (0.6 m³/年)、廃油 (400kg/年)、汚泥 (200kg/年)</td> <td>2.7 t</td> </tr> <tr> <td>G 2</td> <td>平成15年 8 月 1 日 ～16年 7 月 31 日</td> <td>汚泥 (2,400kg/年)</td> <td>2.4 t</td> </tr> <tr> <td>H 2</td> <td>平成15年 8 月 1 日 ～16年 7 月 31 日</td> <td>汚泥 (3,000kg/年)</td> <td>3.0 t</td> </tr> <tr> <td>I 2</td> <td>平成15年 6 月 23 日 ～15年 9 月 22 日</td> <td>廃酸 (定着廃液) 429kg、廃アルカリ (現像廃液) 360kg、廃アルカリ (P S 廃液) 138kg、廃油 (機械油) 15kg、汚泥 (インク・缶) 168kg、廃プラスチック類 (廃棄タンク) 172kg、廃プラスチック類 (廃棄フィルム) 3,253kg、廃酸 (硝酸廃液) 324kg、廃油 (有機溶剤) 27kg、汚泥 (廃棄薬品) 28.5kg</td> <td>4.9145 t</td> </tr> <tr> <td>J 2</td> <td>平成15年 6 月 2 日 ～15年 7 月 31 日</td> <td>廃油 (塗料洗浄液) 738kg</td> <td>0.738 t</td> </tr> <tr> <td>K 2</td> <td>平成15年 4 月 25 日 ～15年 6 月 24 日</td> <td>廃油 (機械油) 10リットル、汚泥 (試薬瓶)、200mg (4 本)、廃酸 (硝酸) 2リットル、廃酸 (定着液) 12リットル、廃アルカリ (現像液) 25リットル</td> <td>0.0498 t</td> </tr> </tbody> </table>	契約対象排出事業者 (中間処理業者) 名	契約期間	契約対象産業廃棄物		種類	量 (トン換算)	F 2	平成15年 4 月 1 日 ～16年 3 月 31 日	廃酸液 (1.5 m ³ /年)、廃アルカリ液 (0.6 m ³ /年)、廃油 (400kg/年)、汚泥 (200kg/年)	2.7 t	G 2	平成15年 8 月 1 日 ～16年 7 月 31 日	汚泥 (2,400kg/年)	2.4 t	H 2	平成15年 8 月 1 日 ～16年 7 月 31 日	汚泥 (3,000kg/年)	3.0 t	I 2	平成15年 6 月 23 日 ～15年 9 月 22 日	廃酸 (定着廃液) 429kg、廃アルカリ (現像廃液) 360kg、廃アルカリ (P S 廃液) 138kg、廃油 (機械油) 15kg、汚泥 (インク・缶) 168kg、廃プラスチック類 (廃棄タンク) 172kg、廃プラスチック類 (廃棄フィルム) 3,253kg、廃酸 (硝酸廃液) 324kg、廃油 (有機溶剤) 27kg、汚泥 (廃棄薬品) 28.5kg	4.9145 t	J 2	平成15年 6 月 2 日 ～15年 7 月 31 日	廃油 (塗料洗浄液) 738kg	0.738 t	K 2	平成15年 4 月 25 日 ～15年 6 月 24 日	廃油 (機械油) 10リットル、汚泥 (試薬瓶)、200mg (4 本)、廃酸 (硝酸) 2リットル、廃酸 (定着液) 12リットル、廃アルカリ (現像液) 25リットル	0.0498 t
契約対象排出事業者 (中間処理業者) 名	契約期間	契約対象産業廃棄物																														
		種類	量 (トン換算)																													
F 2	平成15年 4 月 1 日 ～16年 3 月 31 日	廃酸液 (1.5 m ³ /年)、廃アルカリ液 (0.6 m ³ /年)、廃油 (400kg/年)、汚泥 (200kg/年)	2.7 t																													
G 2	平成15年 8 月 1 日 ～16年 7 月 31 日	汚泥 (2,400kg/年)	2.4 t																													
H 2	平成15年 8 月 1 日 ～16年 7 月 31 日	汚泥 (3,000kg/年)	3.0 t																													
I 2	平成15年 6 月 23 日 ～15年 9 月 22 日	廃酸 (定着廃液) 429kg、廃アルカリ (現像廃液) 360kg、廃アルカリ (P S 廃液) 138kg、廃油 (機械油) 15kg、汚泥 (インク・缶) 168kg、廃プラスチック類 (廃棄タンク) 172kg、廃プラスチック類 (廃棄フィルム) 3,253kg、廃酸 (硝酸廃液) 324kg、廃油 (有機溶剤) 27kg、汚泥 (廃棄薬品) 28.5kg	4.9145 t																													
J 2	平成15年 6 月 2 日 ～15年 7 月 31 日	廃油 (塗料洗浄液) 738kg	0.738 t																													
K 2	平成15年 4 月 25 日 ～15年 6 月 24 日	廃油 (機械油) 10リットル、汚泥 (試薬瓶)、200mg (4 本)、廃酸 (硝酸) 2リットル、廃酸 (定着液) 12リットル、廃アルカリ (現像液) 25リットル	0.0498 t																													

(続き)

契約対象排出事業者(中間処理業者)名	契約期間	契約対象産業廃棄物	
		種類	量(トン換算)
L 2	平成15年4月1日 ～16年3月31日	廃酸液(定着廃液)100kg/年、廃アルカリ液(現像廃液)100kg/年	0.2 t
M 2	平成15年4月16日 ～16年3月31日	定着液、現像液	契約書に数量の記載がないため、不明
N 2	平成15年4月1日 ～16年3月31日	廃酸(定着液)4,000kg/年、廃酸(ホルマリン)300kg/年、廃アルカリ(現像液)5,000kg/年、廃油(キシレン)300kg/年、廃プラスチック類(フィルム)3,000kg/年	12.6 t
O 2	平成15年4月1日 ～16年3月31日	定着液、現像液、プラスチック、X線写真	契約書に数量の記載がないため不明

(注) 当省の調査結果による。

表 3 - ⑬ 委託契約制度及び管理票制度に係る個別法定遵守事項と立入検査通知に基づく立入検査表（立入検査通知で示されている様式で、現在に至るまで改正が行われていないもの）との対照表

立入検査表 検査事項 廃棄物 処理法の 改正（施行 時期	委託契約制度		管理票制度	
	個別法定遵守事項	立入検査表 への検査事 項としての 記載の有無	個別法定遵守事項	立入検査表 への検査事 項としての 記載の有無
昭和51年 6月 (昭和52年 3月)	委託する産業廃棄物の種類・量、収集 運搬業者名、処分業者名、処分方法、処 分場所	○	/	/
	他人の産業廃棄物の収集運搬又は処 分がその事業の範囲に含まれるものに 委託しなければならない。	○		
	産業廃棄物の再委託の禁止（ただし、 産業廃棄物の収集運搬に関してはその 例外とする）	○		
平成3年 10月 (平成4年 7月)	書面による委託契約を締結して委託 しなければならない。	○	/	/
	委託契約書の種類、数量等についての 条項が含まれていなければならない。	×		
	特別産業廃棄物の処分等を他人に委 託する場合には、委託しようとする者に 対し、委託に先立って委託業務の遂行に 必要な情報を文書に記載して提供しな なければならない。	○		
	〔 産業廃棄物の処分に係る再委託基 準の制度化 〕 ①他人の産業廃棄物の収集運搬又は処 分がその事業の範囲に含まれるものに 再委託しなければならない。 ②再受託者に次の事項を記載した文書 を交付 i) 委託産業廃棄物の種類、数量 ii) 運搬先の事業場の名称及び所在地 iii) 当該産業廃棄物に係る最終処分を 行う場所の所在地	×	/	/

立入検査表 検査事項	委託契約制度		管理票制度	
	個別法定遵守事項	立入検査表 への検査事 項としての 記載の有無	個別法定遵守事項	立入検査表 への検査事 項としての 記載の有無
廃棄物 処理法の 改正(施行 時期)				
平成3年 10月 (平成5年 4月)			<p>排出事業者は、特別管理産業廃棄物について、廃棄物を収集運搬業者又は処分業者に引き渡すと同時に、種類ごと、運搬先ごとに以下の事項を記載した管理票を交付しなければならぬ。</p> <p>① 管理票の交付年月日及び交付番号 ② 氏名又は名称及び住所 ③ 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地 ④ 管理票の交付を担当した者の氏名 ⑤ 運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び住所 ⑥ 運搬先の事業場の名称及び所在地 ⑦ 産業廃棄物の種類、数量</p>	×
平成4年 7月 (平成5年 4月)			<p>収集運搬業者は、運搬終了日から10日以内に、運搬担当者の氏名、運搬終了日を記載した管理票の写しを排出事業者に戻さなければならない。</p>	×
			<p>処分業者は、処分終了日から10日以内に、処分担当者の氏名、処分終了日を記載した管理票の写しを排出事業者に戻さなければならない。</p>	×
			<p>排出事業者、収集運搬業者及び処分業者は、管理票の写しを5年間保存しなければならない。</p>	×
			<p>排出事業者は、交付日から60日以内に処分の終了した旨を記載した管理票の写しの送付がないときに、状況把握及び適切な措置を講じなければならない。</p>	×

立入検査表 検査事項	委託契約制度		管理票制度	
	個別法定遵守事項	立入検査表 への検査事 項としての 記載の有無	個別法定遵守事項	立入検査表 への検査事 項としての 記載の有無
廃棄物 処理法の 改正(施行 時期)	平成9年 6月 (平成10年 6月) 委託契約書に、施設の処理能力、積替え又は保管の場所に関する事項、委託契約の有効期間、委託者が受託者に支払う料金及び産業廃棄物の性状等委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報を記載しなければならぬ。	×		
	再委託する場合に、当該処理業者があらかじめ再受託者の氏名又は名称及び当該再委託が委託基準に適合していることを明らかにした上で、排出事業者の書面による承諾を受けなければならない。	×		
平成9年 6月 (平成10年 12月)			〔特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物について管理票制度を導入、電子式管理票制度の導入〕 管理票の記載事項として以下の事項を追加	×
			① 運搬を受託した者が積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地 ② 産業廃棄物の荷姿 ③ 運搬を受託した者が積替え又は保管の場所において有価物の拾集を行おうとした場合には、拾集量の見込み 排出事業者は、交付日から90日以内に処分の終了した旨を記載した管理票の写しの送付がないときに、状況把握及び適切な措置を講じなければならない。	×

立入検査表 検査事項	委託契約制度		管理票制度	
	個別法定遵守事項	立入検査表 への検査事 項としての 記載の有無	個別法定遵守事項	立入検査表 への検査事 項としての 記載の有無
廃棄物 処理法の 改正（施行 時期）	平成12年 6月 （平成12年 10月）	排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託するときは、委託契約書等に許可証等の写しを添付しなければならない。	×	
		排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託するときは、承諾に係る書面に再委託する処理業者の許可番号等を記載することとし、その承諾に係る書面の写しを5年間保存しなければならない。	×	
		排出事業者は、産業廃棄物の中間処理を委託するときは、委託契約書の最終処分場所の所在地（住所、氏名、施設の名称等）、最終処分方法及び施設の処理能力を記載しなければならない。	×	
平成12年 6月 （平成13年 4月）			排出事業者は最終処分の終了した旨の記載がされた管理票の写しの送付を受けることにより最終処分の終了を確認しなければならない。	×
			最終処分業者は、中間処理業者に送付している管理票の写しに最終処分の終了した旨を記載することとし、中間処理業者は最終処分の終了した旨を排出事業者へ送付しなければならない。	×
			排出事業者は、交付日から180日以内に最終処分の終了した旨を記載した管理票の写しの送付がないときに、状況把握及び適切な措置を講じなければならない。	×
平成14年 1月 （平成14年 2月）	契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後から5年間保存しなければならない。	×		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「立入検査表への検査事項としての記載の有無」欄の「○」印は、立入検査表に当該法定遵守事項が記載されていることを示し、「×」印は、記載されていないことを示す。

表 3 - ⑭ 中間処理前後の処理の流れ及び一次管理票と二次管理票の関連を明らかにするため、中間処理の都度、当該中間処理前の産業廃棄物、当該中間処理の内容及び当該中間処理後の産業廃棄物について、管理票の保管及び帳簿等の作成により、記録しておくことが必要な事項と、これに関する廃棄物処理法施行規則の規定状況

<p>中間処理前後の処理の流れ及び一次管理票と二次管理票の関連を明らかにするため、中間処理の都度、当該中間処理前の産業廃棄物、当該中間処理の内容及び当該中間処理後の産業廃棄物について、管理票の保管及び帳簿等の作成により、記録しておくことが必要な事項</p>	<p>廃棄物処理法施行規則第 10 条の 8</p>							
<p>中間処理の都度、管理票の保管及び帳簿等の作成により、次の事項を記録</p> <p>i) 当該中間処理前の産業廃棄物</p> <p>① 受入年月日</p> <p>② 当該産業廃棄物に係る一次管理票の記載事項のうち、交付年月日、交付番号並びに産業廃棄物の種類及び数量</p> <p>ii) 当該中間処理の内容</p> <p>① 中間処理の実施年月日</p> <p>② 処理方法</p> <p>③ 中間処理前の産業廃棄物に係る一次管理票に記載されている産業廃棄物の数量のうち、当該中間処理の対象とされた産業廃棄物の数量</p> <p>④ 当該中間処理で発生した産業廃棄物（中間処理後の残さ）の種類及び数量</p> <p>iii) 当該中間処理後の産業廃棄物</p> <p>① 当該中間処理で発生した産業廃棄物に係る二次管理票の記載事項のうち、交付年月日、交付番号並びに産業廃棄物の種類及び数量</p> <p>② 二次管理票に記載されている産業廃棄物について、複数回の中間処理が行われ、かつ、各回毎の中間処理後のすべての産業廃棄物の数量の合計が、1 枚の二次管理票に記載されている産業廃棄物の数量の合計と同一の場合には、複数回実施している中間処理の各回毎の実施年月日と中間処理で発生した産業廃棄物の種類及び数量</p>	<p>産業廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、<u>産業廃棄物の種類ごとに</u>、次の表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="810 797 1441 1944"> <tr> <td data-bbox="810 797 995 1088"> <p>運搬の委託</p> </td> <td data-bbox="995 797 1441 1088"> <p>一 委託年月日</p> <p>二 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号</p> <p>三 <u>交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号</u></p> <p>四 運搬先ごとの委託量</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1088 995 1655"> <p>処分</p> </td> <td data-bbox="995 1088 1441 1655"> <p>一 <u>受入れ又は処分年月日</u></p> <p>二 <u>交付又は回付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号</u></p> <p>三 <u>受け入れた場合には、受入先ごとの受入量</u></p> <p>四 <u>処分した場合には、処分方法ごとの処分量</u></p> <p>五 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1655 995 1944"> <p>処分の委託</p> </td> <td data-bbox="995 1655 1441 1944"> <p>一 委託年月日</p> <p>二 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号</p> <p>三 <u>交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号</u></p> </td> </tr> </table>		<p>運搬の委託</p>	<p>一 委託年月日</p> <p>二 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号</p> <p>三 <u>交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号</u></p> <p>四 運搬先ごとの委託量</p>	<p>処分</p>	<p>一 <u>受入れ又は処分年月日</u></p> <p>二 <u>交付又は回付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号</u></p> <p>三 <u>受け入れた場合には、受入先ごとの受入量</u></p> <p>四 <u>処分した場合には、処分方法ごとの処分量</u></p> <p>五 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量</p>	<p>処分の委託</p>	<p>一 委託年月日</p> <p>二 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号</p> <p>三 <u>交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号</u></p>
<p>運搬の委託</p>	<p>一 委託年月日</p> <p>二 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号</p> <p>三 <u>交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号</u></p> <p>四 運搬先ごとの委託量</p>							
<p>処分</p>	<p>一 <u>受入れ又は処分年月日</u></p> <p>二 <u>交付又は回付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号</u></p> <p>三 <u>受け入れた場合には、受入先ごとの受入量</u></p> <p>四 <u>処分した場合には、処分方法ごとの処分量</u></p> <p>五 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量</p>							
<p>処分の委託</p>	<p>一 委託年月日</p> <p>二 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号</p> <p>三 <u>交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号</u></p>							

<p>また、二次管理票に記載されている産業廃棄物が、複数回行われている中間処理で発生した産業廃棄物の一部が記載されている場合（残りの産業廃棄物が別の二次管理票に記載されている場合）には、複数回実施している中間処理の各回毎の実施年月日と中間処理で発生したすべての産業廃棄物の種類及び数量並びにこのうち当該二次管理票に記載されている産業廃棄物の種類及び数量</p>	<p>四 <u>交付した管理票ごとの、交付又は回付された受け入れた産業廃棄物に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号</u></p> <p>五 交付した管理票ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る第八条の三十一第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>六 受託者ごとの委託の内容及び委託量</p>
--	--

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「廃棄物処理法施行規則第 10 条の 8」欄内の票の各欄の記載事項のうち、下線を付した部分が、中間処理前後の処理の流れ及び一次管理票と二次管理票の関連を明らかにするため、中間処理の都度、当該中間処理前の産業廃棄物、当該中間処理の内容及び当該中間処理後の産業廃棄物について、管理票の保管及び帳簿等の作成により記録しておくことが必要な事項に関連する記述である。

表3-⑮ 調査対象18都道府県等における委託契約の締結状況に係る立入検査の実施状況

(単位:事業者等)

都道府県等名	委託契約の締結状況についての立入検査の有無	法令違反等事例がみられた事業者等数
北海道	○	3
札幌市	○	4
青森県	○	8
岩手県	○	6
宮城県	×	1
仙台市	○	1
埼玉県	○	6
さいたま市	○	1
千葉県	○	4
千葉市	○	0
大阪府	○	0
堺市	○	1
広島県	○	2
広島市	○	5
香川県	×	4
高松市	×	4
福岡県	×	7
北九州市	○	0
計 18	○ …… 14 × …… 4	委託契約の締結状況について立入検査を実施している担当部局の管轄区域内で法令違反等事例がみられた事業者等数 41事業者等
		委託契約の締結状況について立入検査を実施していない担当部局の管轄区域内で法令違反等事例がみられた事業者等数 16事業者等

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「委託契約の締結状況についての立入検査の有無」欄の「○」印は、立入検査を実施していることを示し、「×」印は、実施していないことを示す。

表3-⑯ 調査対象18都道府県等における管理票制度の運用に係る立入検査の実施状況

(単位:事業者等)

都道府県等名	管理票制度の運用についての立入検査の有無	法令違反等事例がみられた事業者等数
北海道	○	4
札幌市	○	3
青森県	○	7
岩手県	○	7
宮城県	×	2
仙台市	○	4
埼玉県	○	4
さいたま市	○	2
千葉県	○	4
千葉市	○	0
大阪府	○	1
堺市	○	1
広島県	○	1
広島市	○	4
香川県	×	3
高松市	×	5
福岡県	×	6
北九州市	×	1
計 18	○ …… 13	管理票制度の運用について立入検査を実施している担当部局の管轄区域内で法令違反等事例がみられた事業者等数 42事業者等
	× …… 5	管理票制度の運用について立入検査を実施していない担当部局の管轄区域内で法令違反等事例がみられた事業者等数 17事業者等

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「管理票制度の運用についての立入検査の有無」欄の「○」印は、立入検査を実施していることを示し、「×」印は、実施していないことを示す。

表3-⑰ 委託契約の締結に係る法令違反等事例が発生した時点以降における都道府県等による立入検査の実施状況と法令違反等事例の把握状況

(単位：都道府県等、事業者等)

都道府県等名	立入検査を行っている都道府県等	法令違反等事例が発生した時点以降に立入検査を行っている都道府県等	法令違反等事例が発生した時点以降に立入検査が行われている事業者等数	法令違反等事例について、当省の実地調査までの間に、都道府県等において把握漏れとなっている事業者等数、把握している事業者等数	
				把握漏れとなっている事業者等数	把握している事業者等数
北海道	○	○	3	3	0
札幌市	○	○	1	1	0
青森県	○	○	6	6	0
岩手県	○	○	1	1	0
宮城県	×	※	—	—	—
仙台市	○	○	1	1	0
埼玉県	○	○	4	4	0
さいたま市	○	○	1	1	0
千葉県	○	○	3	3	0
千葉市	○	※	—	—	—
大阪府	○	※	—	—	—
堺市	○	○	1	—	—
広島県	○	○	1	1	0
広島市	○	○	4	4	0
香川県	×	※	—	—	—
高松市	×	※	—	—	—
福岡県	×	※	—	—	—
北九州市	○	※	—	—	—
計	14	11	26	25	0

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 「立入検査を行っている都道府県等」欄の「○」印は、立入検査を実施していることを示し、「×」印は、実施していないことを示す。
- 3 「法令違反等事例が発生した時点以降に立入検査を行っている都道府県等」欄の「○」印は、法令違反等事例が発生した時点以降に立入検査を実施していることを示す。
- 4 「法令違反等事例が発生した時点以降に立入検査を行っている都道府県等」欄の「※」印は、次の理由から該当しないことを示す。

- ① 都道府県等が委託契約の締結に関する立入検査を実施していないため、当該欄が該当なしとなるもの
・・・宮城県、香川県、高松市、福岡県
 - ② 都道府県等が委託契約の締結に関する立入検査を実施しているが、当省が調査対象とした事業者に対する立入検査を実施していないため、該当なしとなるもの
・・・千葉市、大阪府、北九州市
- 5 堺市については、法令違反等事例が発生した時点以降に立入検査が行われているが、結果が保存されていないため事例の把握の有無は不明である。

表3-⑱ 管理票制度の励行に係る法令違反等事例が発生した時点以降における都道府県等による立入検査の実施状況と法令違反等事例の把握状況

(単位：都道府県等、事業者等)

都道府県等名	立入検査を行っている都道府県等	法令違反等事例が発生した時点以降に立入検査を行っている都道府県等	法令違反等事例が発生した時点以降に立入検査が行われている事業者等数	法令違反等事例について、当省の実地調査までの間に、都道府県等において把握漏れとなっている事業者等数、把握している事業者等数	
				把握漏れとなっている事業者等数	把握している事業者等数
北海道	○	○	3	3	0
札幌市	○	○	1	1	0
青森県	○	○	6	6	0
岩手県	○	○	4	4	0
宮城県	×	※	—	—	—
仙台市	○	○	1	1	0
埼玉県	○	○	1	1	0
さいたま市	○	○	1	1	0
千葉県	○	○	2	2	0
千葉市	○	※	—	—	—
大阪府	○	※	—	—	—
堺市	○	○	1	—	—
広島県	○	○	1	1	0
広島市	○	○	3	3	0
香川県	×	※	—	—	—
高松市	×	※	—	—	—
福岡県	×	※	—	—	—
北九州市	×	※	—	—	—
計	13	11	24	23	0

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 「立入検査を行っている都道府県等」欄の「○」印は、立入検査を実施していることを示し、「×」印は、実施していないことを示す。
- 3 「法令違反等事例が発生した時点以降に立入検査を行っている都道府県等」欄の「○」印は、法令違反等事例が発生した時点以降に立入検査を実施していることを示す。
- 4 「法令違反等事例が発生した時点以降に立入検査を行っている都道府県等」欄の「※」印は、次の理由から該当しないことを示す。

- ① 都道府県等が管理票制度の励行に関する立入検査を実施していないため、当該欄が該当なしとなるもの・・・宮城県、香川県、高松市、福岡県、北九州市
 - ② 都道府県等が管理票制度の励行に関する立入検査を実施しているが、当省が調査対象とした事業者に対する立入検査を実施していないため、該当なしとなるもの・・・千葉市
 - ③ 都道府県等が管理票制度の励行に関する立入検査を実施しているが、当省が調査対象とした事業者に対する立入検査を不適切事例が発生した時点以降に実施していないため、該当なしとなるもの・・・大阪府
- 5 堺市については、法令違反等事例が発生した時点以降に立入検査が行われているが、結果が保存されていないため事例の把握の有無は不明である。

表3-⑱ 立入検査で委託契約の締結に係る法令違反等事例の把握漏れが発生している都道府県等における立入検査表の作成状況

(単位：都道府県等)

都道府県等名	委託基準に関する個別検査項目の立入検査表への設定の有無	委託基準に関する検査項目の立入検査表への設定に当たり、検査すべき個別事項の設定状況								事業者等別立入検査表の作成状況				
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	検査すべき個別事項がすべて設定してあるもの	排出事業者	収集運搬業者	中間処理業者又は最終処分業者	事業者等別区分なし	事業者等別立入検査表をすべて作成しているもの
北海道	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
札幌市	×	-	-	-	-	-	-	-	-	×	×	○	-	×
青森県	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	-	○
岩手県	○	○	○	×	○	×	×	×	×	○	○	○	-	○
仙台市	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	-	×
埼玉県	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
さいたま市	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
千葉県	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	-	×
広島県	○	×	○	×	×	○	×	×	×	○	○	○	-	○
広島市	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	-	×
計	立入検査表に委託基準に関する検査項目を設定していないもの ：1都道府県等									事業者等別の立入検査表を作成していない、又は作成していても一部の事業者等別のものにとどまっているもの ：7都道府県等				
	検査項目は設定しているものの、委託契約の締結の適正化を図るため検査すべき全ての個別事項を設定していないもの ：9都道府県等													

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、表3-⑰において、立入検査で委託契約の締結に係る法令違反等事例の把握漏れが発生している10都道府県等について

て、立入検査表の作成状況を取りまとめたものである。

3 「委託基準に関する個別検査項目の立入検査表への設定の有無」欄の「○」印は、立入検査表への設定をしていることを示し、「×」印は、設定していないことを示す。

4 「委託基準に関する検査項目の立入検査表への設定に当たり、検査すべき個別事項の設定状況」欄の①～⑦は、次による。

- ① 契約は書面により行なわれているか。
- ② 委託業務ごとに契約が締結されているか。
- ③ 契約書には許可証の写し等が添付されているか。
- ④ 再委託の際の承諾書に法定事項全てが記載されているか。再委託者への業務委託は許可の範囲内か。また、恒常的な再委託契約となっていないか。
- ⑤ 契約書等は5年間保存されているか。
- ⑥ 契約書に廃棄物処理法に違反する事項が記載されていないか。
- ⑦ 契約書に法定記載事項が漏れなく記載されているか。

なお、「○」印は検査すべき個別事項を設定していることを示し、「×」印は、設定していないことを示す。

5 「事業者等別立入検査表の作成状況」欄の「○」印は、事業者等区分について作成していることを示し、「×」印は、作成していないことを示す。

表3-⑳ 立入検査で管理票制度の励行に係る法令違反等事例の把握漏れが発生している都道府県等における立入検査表の作成状況

(単位：都道府県等)

都道府県等名	管理票に関する個別検査項目の立入検査表への設定の有無	管理票に関する検査項目の立入検査表への設定に当たり、検査すべき個別事項の設定状況													事業者等別立入検査表の作成状況					
		排出事業者							収集運搬業者、中間処理業者又は最終処分業者						検査すべき個別事項がすべて設定してあるもの	排出事業者	収集運搬業者	中間処理業者又は最終処分業者	事業者等別区分なし	事業者等別立入検査表をすべて作成しているもの
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬						
北海道	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
札幌市	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	×	○	-	×
青森県	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	-	○
岩手県	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	-	○
仙台市	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	-	×
埼玉県	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
さいたま市	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
千葉県	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	-	×
広島県	○	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	-	○
広島市	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	-	×
計	立入検査表に管理票に関する検査項目を設定していないもの：1都道府県等													事業者等別の立入検査表を作成していない、又は作成していても一部の事業者等別のものにとどまっているもの：7都道府県等						
	検査項目は設定しているものの、管理票制度の運用の適正化を図るため検査すべき全ての個別事項を設定していないもの：9都道府県等																			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、表3-⑱において、立入検査で管理票制度の励行に係る法令違反等事例の把握漏れが発生している10都道府県等について、立入検査表の作成状況を取りまとめたものである。

3 「管理票に関する個別検査項目の立入検査表への設定の有無」欄の「○」印は、立入検査表への設定をしていることを示し、「×」印は、設定していないことを示す。

4 「管理票に関する検査項目への立入検査表への設定に当たり、検査すべき個別事項の設定状況」欄の①～⑬は、次による。

(排出事業者)

- ① 管理票を交付しているか
- ② 管理票の記載は法定記載事項どおりか
- ③ 管理票により運搬、処分が終了したことを確認しているか
- ④ 管理票は5年間保存しているか
- ⑤ 処理業者から管理票の送付は適切に行なわれているか
- ⑥ 交付の日から90日(特別管理産業廃棄物60日)を超過して、送付されている管理票はないか。交付の日から180日を超過して、送付されている最終処分完了の管理票はないか
- ⑦ 管理票が期間内に送付されなかった場合等、保健所へ報告及び適切な措置を講じているか

(収集運搬業者、中間処理業者又は最終処分業者)

- ⑧ 管理票を交付しているか
- ⑨ 管理票の記載は法定記載事項どおりか
- ⑩ 処理終了年月日、担当者の受理印欄等、処理業者が記入する欄の記載は適正化か
- ⑪ 排出事業者に期限内(処理が終了してから10日以内)に管理票の写を送付しているか
- ⑫ 交付の日から90日(特別管理産業廃棄物60日)を超過して、送付されている管理票はないか。交付の日から180日を超過して、送付されている最終処分完了の管理票はないか
- ⑬ 管理票は5年間保存しているか

なお、「○」印は検査すべき個別事項を設定していることを示し、「×」印は、設定していないことを示す。

5 「事業者等別立入検査表の作成状況」欄の「○」印は、事業者等区分について作成していることを示し、「×」印は、作成していないことを示す。

表3-② 最終処分場の残余年数の試算値（平成15年度当初）

(単位：年)

区 分	都道府県数	うち首都圏	内 訳	
			都道府県名	残余年数
残余年数が1年未満のもの	5	2	東京都	0.0
			神奈川県	0.5
			山梨県	0.7
			和歌山県	0.7
			鳥取県	0.8
残余年数が1年以上2年未満のもの	8	2	埼玉県	1.0
			滋賀県	1.3
			岩手県	1.3
			長野県	1.4
			静岡県	1.5
			岐阜県	1.6
			福井県	1.6
			群馬県	1.8
残余年数が2年以上3年未満のもの	5	1	三重県	2.1
			千葉県	2.2
			大阪府	2.4
			徳島県	2.5
			青森県	2.9
残余年数が3年以上4年未満のもの	5	1	栃木県	3.0
			新潟県	3.1
			京都府	3.3
			北海道	3.7
			岡山県	3.8
残余年数が4年以上10年未満のもの	17	1	宮崎県	4.1
			鹿児島県	4.4
			山口県	4.6
			愛媛県	5.1
			高知県	5.2
			愛知県	5.4
			宮城県	5.7
			佐賀県	5.7
			兵庫県	6.1
			茨城県	6.3
			長崎県	6.7
			大分県	7.7
			富山県	8.8
			熊本県	9.2
			福岡県	9.4
奈良県	9.8			
香川県	9.8			
残余年数が10年以上のもの	7	0	広島県	12.5
			山形県	13.6
			秋田県	14.0
			沖縄県	16.2
			石川県	16.3
			福島県	17.4
			島根県	39.2

(参考)	首都圏	1.7
	近畿圏	3.7
	全国平均	4.6

- (注) 1 各種資料に基づき当省が試算を行い作成した。
- 2 残余年数は、環境省統計に基づく平成15年度当初の各都道府県別の最終処分場の残存容量 (m³) を平成14年度の最終処分量推計値 (t) で除して算出した。
なお、「m³」と「t」の換算率は1対1とした。
- 3 最終処分量の推計は、「産業廃棄物排出・処理状況調査」(平成17年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部) の手法に準じ、平成14年度の各都道府県別排出量の10%とした。
- 4 残存容量は都道府県別とし、保健所設置市分は所在都道府県に合算した。なお、最終処分場の類型を問わず、総数を用いた。
- 5 「産業廃棄物の排出及び処理状況等(平成14年度実績)について」(平成17年1月環境省記者発表資料) の手法に準じ、都道府県内で発生した産業廃棄物を当該都道府県内で最終処分すると仮定して算出した。
- 6 ここでいう首都圏とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県をいう。また、近畿圏とは、三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県をいう。

表3-② 中間処理又は最終処分のための産業廃棄物の当該都道府県外への広域移動状況
(単位：万t)

年度 区分	10	11	12	13
北海道・東北	91.4 (4.5)	67.3 (3.1)	116.3 (4.7)	139.6 (5.2)
首都圏	958.5 (47.5)	1,025.2 (46.7)	1,077.6 (43.2)	1,157.5 (43.4)
中部	259.5 (12.9)	387.0 (17.6)	405.0 (16.2)	443.7 (16.6)
近畿	359.8 (17.8)	355.0 (16.2)	384.4 (15.4)	363.2 (13.6)
中国	156.5 (7.8)	136.8 (6.2)	226.9 (9.1)	179.2 (6.7)
四国	46.8 (2.3)	64.2 (2.9)	97.6 (3.9)	128.2 (4.8)
九州・沖縄	76.8 (3.8)	90.3 (4.1)	115.2 (4.6)	147.5 (5.5)
その他	68.0 (3.4)	69.5 (3.2)	70.4 (2.8)	110.3 (4.1)
合計	2,017.3 (100.0)	2,195.3 (100.0)	2,493.4 (100.0)	2,669.2 (100.0)

(注) 1 環境省の「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書(広域移動状況編)」に基づき当省が作成した。

2 () 内の数値は、各年度の合計を100とした場合の構成比である。

3 地域区分は、以下のとおり。

北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
首都圏	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
中部	富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
その他	排出都道府県が明確でないもの

4 平成13年度において、中間処理又は最終処分のため、首都圏から首都圏以外の地域に搬送されている産業廃棄物は約110万tとなっている。

表3-㉓ 最終処分場等への県外産業廃棄物搬入規制の状況（平成14年度）

（単位：年、都道府県）

区分	最終処分場の 残余年数 (当省試算)	何らかの搬入規制が存在					区分	最終処分場の 残余年数 (当省試算)	何らかの搬入規制が存在					
		原則禁止	事前承認	事前協議	事前届出	その他			原則禁止	事前承認	事前協議	事前届出	その他	
北海道	3.7	○	○				滋賀県	1.3						
青森県	2.9	○			○		京都府	3.3						
岩手県	1.3	○			○		大阪府	2.4						
宮城県	5.7	○			○		兵庫県	6.1						
秋田県	14.0	○			○		奈良県	9.8						
山形県	13.6	○			○		和歌山県	0.7	○	○	○			
福島県	17.4	○				○	鳥取県	0.8	○			○		
茨城県	6.3	○		○			島根県	39.2	○		○			
栃木県	3.0	○			○		岡山県	3.8	○		○			
群馬県	1.8						広島県	12.5	○			○		
埼玉県	1.0	○			○		山口県	4.6						
千葉県	2.2	○				○	徳島県	2.5	○	○				
東京都	0.0						香川県	9.8	○					○
神奈川県	0.5						愛媛県	5.1	○	○				
新潟県	3.1	○			○		高知県	5.2	○		○			
富山県	8.1	○			○		福岡県	9.4						
石川県	16.3	○			○		佐賀県	5.7	○	○				
福井県	1.6	○		○			長崎県	6.7	○		○			
山梨県	0.7						熊本県	9.2	○			○		
長野県	1.4	○			○		大分県	7.7	○		○			
岐阜県	1.6	○				○	宮崎県	4.1	○	○	○			
静岡県	1.5	○			○		鹿児島県	4.4	○	○				
愛知県	5.4	○				○	沖縄県	16.2						
三重県	2.1	○				○	合計	4.6	35	7	9	15	4	2

（単位：％）

区分	何らかの搬入規制が存在					
	原則禁止	事前承認	事前協議	事前届出	その他	
47 都道府県を 100 とした場合の割合	74.5	14.9	19.1	31.9	8.5	4.3

- (注) 1 環境省の資料及び最終処分場の残余年数（当省試算）に基づき当省が作成した。
 2 最終処分場の残余年数（当省試算）の詳細は表3-㉓を参照。
 3 「何らかの搬入規制が存在」欄の各欄に該当する事項は、複数回答である。

表3-25 廃棄物処理センター等に対する支援措置の概要

支援措置	開始年度	概要
産業廃棄物処理施設のモデル的整備事業に対する国庫補助	平成12年度	廃棄物処理センター（大都市圏域における広域的な廃棄物処理センターを含む。以下同じ）またはPFI選定事業者が行う産業廃棄物処理施設（最終処分場、焼却施設等）の整備に対して、各都道府県における1施設に限り、当該都道府県等が整備費に充てる目的で出資又は補助した額（国庫補助金を財源とする額を除く。）の4分の1を上限とする額を補助。ただし、その額が、補助対象事業費の4分の1を超える場合は、補助対象事業費の4分の1に相当する額を補助。
最終処分場の安全性及び信頼性確保のための施設に対する国庫補助	平成5年度	廃棄物処理センターが埋立処理場の整備に当たり必要な環境影響評価、地下水観測設備や水質検査設備の整備等の事業を行う場合に、補助対象事業費の2分の1を上限とする額を補助。
廃棄物処理施設整備費補助	平成5年度	廃棄物処理センターにおいて市町村等からの委託を受けて行う一般廃棄物処理施設または公共活動によって生じる産業廃棄物を処理する施設の整備に対して、補助対象事業費の4分の1に相当する額を補助。
事業の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税	平成5年度	廃棄物処理法第15条の6第1号（市町村から委託を受けて、特別管理一般廃棄物の処理、当該処理施設の建設等を行うこと。）、第2号（市町村から委託を受けて、適正処理困難一般廃棄物の処理、当該処理施設の建設等を行うこと。）、第4号（特別管理産業廃棄物の処理、当該処理施設の建設等を行うこと。）又は第5号（産業廃棄物の処理、当該処理施設の建設等を行うこと。）に規定する業務の用に供する土地（事務所、宿舍、遊技施設等の用に供する土地を除く。）に係る特別土地保有税の非課税。
廃棄物処理センターの基金に対する排出事業者の出えん金についての損金算入の特例適用	平成5年度	廃棄物処理センターが廃棄物処理法第15条の7第1項の規定に基づき法第15条の6第4号又は第5号に掲げる業務に関する基金を設けた場合においては、事業者の当該基金に対する出えん金は、出えん方法等が一定の要件（当該基金に対する出えん金は非出えん者よりも処理料金が低く設定されていることなど）を満たしていれば、自己が便益を受ける公共的施設の設置又は改良のために支出する費用として、繰延資産の取扱いを受け、当該出えん金について一定の償却期間内における損金算入が認められる。
廃棄物処理センターに対する都道府県出資又は補助額に関する地方債措置	平成13年度	廃棄物処理センターに対して、都道府県が出資又は補助した額の100%を観光その他事業債による資金手当措置（補助額については平成15年度開始）
廃棄物処理センター整備基本計画調査（国の委託事業）	平成3年度	廃棄物処理センター整備促進のための、都道府県をモデルとした廃棄物処理センター整備に係る調査。 平成3年度から平成15年度までに37の都道府県で実施 〔産業廃棄物処理事業振興財団が受託〕

（注）「廃棄物処理センターの指定申請等に係る留意事項について」（平成12年10月31日付け衛環第88号）等に基づき当省が作成した。

表3-⑳ 平成17年度廃棄物処理施設整備費（産業廃棄物処理施設モデル的整備事業）の概要

1 交付の目的

都道府県又は保健所設置市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下「都道府県等」という。）が関与して産業廃棄物の処理を行うためのモデル的な処理施設を整備し、処理施設の安全性に十分配慮するなど周辺住民の理解が得やすい産業廃棄物の処理施設を設置するための知見及び円滑な事業経営に必要な知見を都道府県等が蓄積することにより、今後の産業廃棄物の処理施設の整備を推進しやすい体制を構築することを目的とする。

2 交付の対象

(1) 対象事業

エを除き、都道府県等が整備費に充てる目的でその費用の一部に相当する額を出資又は整備費の全部若しくは一部を補助することを条件とする。

ア 廃棄物処理センター（廃棄物処理法第15条の5に規定するもの）が行う産業廃棄物の処理施設の整備

イ 広域的廃棄物処理センター（廃棄物処理法第5条の2第1項に基づく基本方針第4の3に掲げる大都市圏域における広域的な廃棄物処理センターであって、二以上の都府県等（大都市圏の都府県及び保健所設置所により設立されたもの）が行う産業廃棄物の処理施設の整備

ウ PFI選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項に規定する選定事業者）が行う産業廃棄物の処理施設の整備

エ 都道府県等が行う産業廃棄物の処理施設の整備（平成16年度以前からの継続事業に限る。）

(2) 交付対象事業者

交付対象事業を実施する廃棄物処理センター、広域的廃棄物処理センター、PFI選定事業者及び都道府県等

(3) 対象施設

ア 焼却施設（施設全体の1日当たりの処理能力が100t以上のもの）

イ 感染性廃棄物の焼却施設（施設全体の1日当たりの処理能力が100t以上のもの）

ウ 安定型最終処分場（産業廃棄物の埋立処分の用に供する面積が1ha以上のもの）

エ 管理型最終処分場（産業廃棄物の埋立処分の用に供する面積が1ha以上のもの）

オ 化学処理施設

カ 産業廃棄物再生利用総合施設（2種類以上の産業廃棄物再生利用施設が一体的に設置される施設）（施設全体の1日当たりの処理能力が100t以上のもの）

なお、ア及びイにあつては、事業開始年度当初における県内人口が100万人未満の場合は、施設全体の1日当たりの処理能力が50t以上のものも補助対象とする（広域的廃棄物処理

センターが行う場合を除く。)

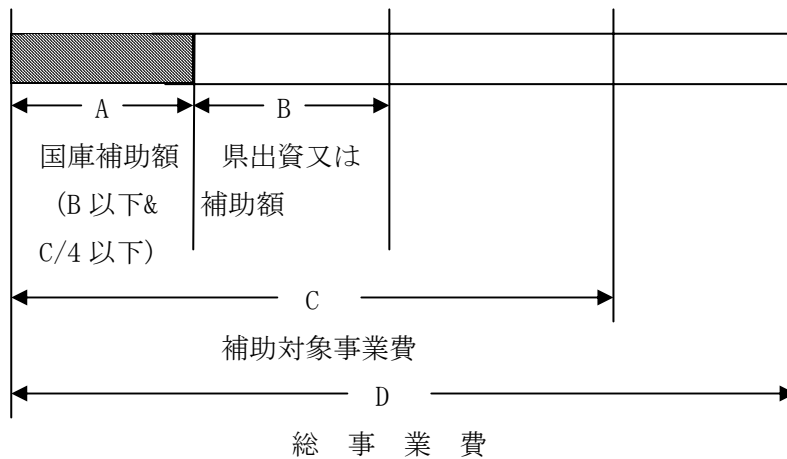
(4) 交付条件

対象施設はそれぞれ都道府県ごとに1つに限り交付の対象とする（広域的廃棄物処理センターが行う場合は、それぞれ大都市圏ごとに1つに限り交付の対象とする。)

3 交付額

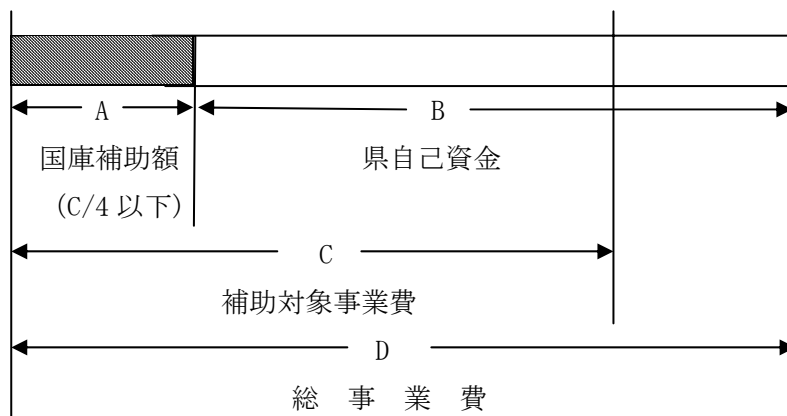
(1) 廃棄物処理センター、広域的廃棄物処理センター、PFI選定事業者

都道府県等が整備費に充てる目的で出資又は補助した額（国庫補助金を財源とする額を除く。以下「出資等の額」という。）を上限とする額（この場合、出資等の額は当該事業に係る整備費に充てる目的で過年度になされたものを含む。）。ただし、その額が、補助対象事業費の4分の1を超える場合は、補助対象事業費の4分の1に相当する額



(2) 都道府県等

都道府県等が当該事業に要した総事業費（寄付金その他を控除した額）に4分の1を乗じた額。ただし、その額が、補助対象事業費の4分の1を超える場合は、補助対象事業費の4分の1に相当する額



- (注) 1 「平成17年度廃棄物処理施設整備費（産業廃棄物処理施設モデル的整備事業）の国庫補助について」（平成17年4月1日付け環産発第050401010号）に基づき当省が作成した。
2 都道府県等が行う産業廃棄物の処理施設の整備については、平成16年度以前からの継続事業に限り、補助対象とされている。

表3-27 廃棄物処理センターの指定及び事業実施状況（平成17年8月現在）

都道府県名	法人名	指定日	事業実施状況（稼働年月）
岩手県	(財)クリーンいわて事業団	平成5年1月7日	・最終処分場、焼却施設、破碎施設が稼働（平成7年9月～）
大分県	(財)大分県環境保全センター	平成5年3月11日	・建設廃材破碎施設、アスファルト再生施設が稼働（平成6年11月～）
長野県	(財)長野県廃棄物処理事業団	平成5年7月21日	・最終処分場の建設を予定
愛媛県	(財)愛媛県廃棄物処理センター	平成5年11月25日	・焼却施設が稼働（平成12年1月～）
香川県	(財)香川県環境保全公社	平成6年3月14日	・処理施設等の計画策定中
新潟県	(財)新潟県環境保全事業団	平成6年6月29日	・焼却施設、最終処分場等が稼働（平成11年4月～）
高知県	(財)エコサイクル高知	平成6年8月1日	・焼却施設、最終処分場の建設を予定
兵庫県	(財)兵庫県環境クリエイトセンター	平成7年11月27日	・最終処分場が稼働（平成13年10月～）
三重県	(財)三重県環境保全事業団	平成11年11月22日	・焼却施設が稼働（平成14年12月～）
神奈川県	(財)かながわ廃棄物処理事業団	平成12年11月2日	・焼却施設が稼働（平成13年6月～）
宮崎県	(財)宮崎県環境整備公社	平成12年12月20日	・平成14年度から最終処分場、焼却施設等を建設中
島根県	(財)島根県環境管理センター	平成12年12月20日	・最終処分場が稼働（平成14年4月～）
茨城県	(財)茨城県環境保全事業団	平成13年12月17日	・最終処分場、焼却施設等が稼働（平成17年8月～）
佐賀県	(財)佐賀県環境クリーン財団	平成14年3月11日	・平成15年度から最終処分場、焼却施設等を建設中
山梨県	(財)山梨県環境整備事業団	平成14年11月25日	・最終処分場の建設を予定
滋賀県	(財)滋賀県環境事業公社	平成14年11月25日	・平成17年度から最終処分場を建設中 ・焼却施設の建設を予定

(注) 環境省の資料による。

表3-㉔ 産業廃棄物処理センターの指定状況及びモデル的整備事業による施設整備状況

(単位：年、都道府県)

区 分	最終処分場の 残余年数 (当省 試算)	産業 廃棄物処 理センタ ーの指 定状 況	モデル 的 整 備 事 業 に よ る 施 設 整 備 状 況		産業廃 棄物処 理セン ターが 左以外 で最終 処分場 を建設 等した もの	区 分	最終処 分場の 残余年 数 (当省 試算)	産 業 廃 棄 物 処 理 セ ン タ ー の 指 定 状 況	モデル 的 整 備 事 業 に よ る 施 設 整 備 状 況		産業廃 棄物処 理セン ターが 左以外 で最終 処分場 を建設 等した もの	
			最終 処分場 を建設 したもの	最終 処分場 を建設 中のもの					最終 処分場 を建設 したもの	最終 処分場 を建設 中のもの		
北海道	3.7					滋賀県	1.3	○	○		○	
青森県	2.9					京都府	3.3					
岩手県	1.3	○			○	大阪府	2.4					
宮城県	5.7					兵庫県	6.1	○				○
秋田県	14.0		○		○	奈良県	9.8					
山形県	13.6					和歌山県	0.7					
福島県	17.4					鳥取県	0.8					
茨城県	6.3	○	○	○	△	島根県	39.2	○	○	○		
栃木県	3.0					岡山県	3.8					
群馬県	1.8					広島県	12.5					
埼玉県	1.0					山口県	4.6					
千葉県	2.2					徳島県	2.5					
東京都	0.0					香川県	9.8	○				
神奈川県	0.5	○	○		○	愛媛県	5.1	○				
新潟県	3.1	○			○	高知県	5.2	○				
富山県	8.1					福岡県	9.4					
石川県	16.3					佐賀県	5.7	○	○		○	
福井県	1.6					長崎県	6.7					
山梨県	0.7	○				熊本県	9.2					
長野県	1.4	○				大分県	7.7	○				
岐阜県	1.6					宮崎県	4.1	○	○		○	
静岡県	1.5					鹿児島県	4.4					
愛知県	5.4					沖縄県	16.2					
三重県	2.1	○				合 計	4.6	16	7	2	5	4

- (注) 1 環境省の資料及び最終処分場の残余年数(当省試算)に基づき当省が作成した。
 2 最終処分場の残余年数(当省試算)の詳細は表3-㉔を参照。
 3 「産業廃棄物処理センターの指定状況」等は平成17年8月末現在である。
 4 モデル的整備事業は、平成12年度から実施。
 5 「産業廃棄物処理センターが左以外で最終処分場を建設等したもの」欄の「○」印は建設したもの、「△」印は建設中を示す。

表 3—㉔ モデル的整備事業（最終処分場）補助実績

（単位：千円）

都道府県名	事業主体名（事業年度）	最終処分場概要	総事業費 (A=B+C)	補助対象事業費 (B)	総補助額	補助対象外事業費 (C)
島根県	(財)島根県環境管理センター (平成12～13年度)	管理型埋立処理場（埋立容量300,000 m ³ ）、安定型埋立処理場（埋立容量1,200,000 m ³ ）	5,937,218 (100)	1,752,552 (29.5)	438,138	4,184,666 (70.5)
宮崎県	(財)宮崎県環境整備公社 (平成14～17年度)	管理型埋立処理場（埋立容量577,000 m ³ ）	6,485,000 (100)	3,903,657 (60.2)	89,325	2,581,343 (39.8)
神奈川県	神奈川県 (平成14～17年度)	管理型埋立処理場（埋立容量750,000 m ³ ）	14,853,022 (100)	12,215,461 (82.2)	3,053,864	2,637,561 (17.8)
茨城県	(財)茨城県環境保全事業団 (平成14～17年度)	管理型埋立処理場（埋立容量2,400,000 m ³ ）	13,077,750 (100)	4,816,959 (36.8)	1,000,000	8,260,791 (63.2)
秋田県	秋田県 (平成15～17年度)	管理型埋立処理場（埋立容量1,072,000 m ³ ）	7,279,067 (100)	5,412,152 (74.4)	1,353,038	1,866,915 (25.6)
佐賀県	(財)佐賀県環境クリーン財団 (平成15～18年度)	管理型埋立処理場（埋立容量413,000 m ³ ）	4,768,678 (100)	4,056,738 (85.1)	765,708	711,940 (14.9)
滋賀県	(財)滋賀県環境事業公社 (平成17～20年度)	管理型埋立処理場（埋立容量1,300,000 m ³ ）	9,902,731 (100)	7,582,072 (76.6)	1,895,520	2,320,659 (23.4)
計			62,303,466 (100)	39,739,591 (63.8)	8,595,593	22,563,875 (36.2)

(注) 1 環境省の資料に基づき当省が作成した。

2 事業費額等については、(財)島根県環境管理センターを除き、見込み額を含む額を掲上した。

3 「補助対象事業費」とは、埋立処分に直接必要な設備に係る工事費、事務費を指す。

また、「補助対象外事業費」とは、用地費、設計費及び場内造成、構内道路、構内照明設備、門・囲障、植栽等に係る工事費、事務費を指す。

4 ()内の数値は、構成比を示す。

表3-⑩ 最終処分場設置に関する住民同意等の規制の状況（平成14年度）

（単位：年、都道府県）

区 分	最終処分場の 残余年数 (当省 試算)	何らかの説明・ 同意が必要				区 分	最終処分場の 残余年数 (当省 試算)	何らかの説明・ 同意が必要				
		住民同意	住民説明	住民同意・ 住民説明	その他			住民同意	住民説明	住民同意・ 住民説明	その他	
北海道	3.7	○	○			滋賀県	1.3	○		○		
青森県	2.9	○	○			京都府	3.3	○	○			
岩手県	1.3	○		○		大阪府	2.4	○			○	
宮城県	5.7	○		○		兵庫県	6.1	○		○		
秋田県	14.0	○	○			奈良県	9.8	○	○			
山形県	13.6	○			○	和歌山県	0.7					
福島県	17.4	○			○	鳥取県	0.8	○		○		
茨城県	6.3	○			○	島根県	39.2	○		○		
栃木県	3.0	○			○	岡山県	3.8	○	○			
群馬県	1.8	○			○	広島県	12.5	○		○		
埼玉県	1.0	○			○	山口県	4.6	○			○	
千葉県	2.2	○			○	徳島県	2.5	○		○		
東京都	0.0					香川県	9.8					
神奈川県	0.5	○			○	愛媛県	5.1	○	○			
新潟県	3.1	○			○	高知県	5.2	○			○	
富山県	8.1	○		○		福岡県	9.4	○			○	
石川県	16.3	○			○	佐賀県	5.7	○				○
福井県	1.6	○			○	長崎県	6.7	○		○		
山梨県	0.7	○			○	熊本県	9.2	○		○		
長野県	1.4	○	○			大分県	7.7	○			○	
岐阜県	1.6	○	○			宮崎県	4.1	○			○	
静岡県	1.5	○			○	鹿児島県	4.4	○		○		
愛知県	5.4	○		○		沖縄県	16.2					
三重県	2.1	○			○	合 計	4.6	43	9	13	17	4

（単位：％）

区 分	何らかの同意・ 説明が必要				
	住民同意	住民説明	住民同意・ 住民説明	その他	
47 都道府県を 100 とした場合の割合	91.5	19.1	27.7	36.2	8.5

- (注) 1 環境省の資料及び最終処分場の残余年数（当省試算）に基づき当省が作成した。
 2 最終処分場の残余年数（当省試算）の詳細は表3-⑩を参照。
 3 「何らかの同意・説明が必要」欄の各欄に該当する事項は、複数回答である。

表3-⑪ 中間処理後の処理残さの再生利用等に取り組み、最終処分量の減量化に効果を上げているもの

事業者等名 (所在地)	取組内容
W3 (岩手県)	<p>同処理業者は、排出事業者から中間処理を委託された汚泥、燃え殻、ばいじん、廃プラスチック類等の産業廃棄物を石灰石等と一緒に焼成し、セメント原料として全量再生利用している。</p> <p>中間処理を委託された汚泥等の受入れ総量は、平成15年度には10万5,309 tとなっており、その内訳をみると、汚泥が3万5,365 tと最も多く、次いで燃え殻の2万7,877 t、ばいじんの1万8,274 t等となっている。</p> <p>なお、産業廃棄物は摂氏1,450度の高温で焼成されるため、ダイオキシン発生量は、基準値に比べ低く抑えられている。</p>
Y3 (広島県)	<p>同処理業者は、排出事業者から中間処理を委託された木くずを木くず切断機等で切断等の処理を行った後パーティクルボード用原料、製紙素材、堆肥の原料及び建設企業のボイラー燃料として全量再生利用している。</p> <p>同社は、昭和57年から受け入れた木くずを破碎処理した後、固形燃料として再生利用していたが、昭和61年頃から再生利用の主製品を固形燃料からパーティクルボード用原料に切り替え、現在に至っている。</p> <p>中間処理を委託された木くずの総量は、平成15年度には1万4,800 tとなっている。</p>
A4 (大分県)	<p>同処理業者は、排出事業者から中間処理を委託されたみかん生皮、人参生かす、茶・コーヒーかす等の植物性残さ及び牛の排せつ物を発酵処理し、堆肥又は飼料として、全量再利用している。</p> <p>中間処理を委託された植物性残さ及び牛の排せつの総量は、平成15年度には1万8,610 tとなっている。</p>
Z3 (福岡県)	<p>同処理業者は、排出事業者から中間処理を委託された汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず等の産業廃棄物の一部を、石灰石や鉄くず等と一緒に焼成し、セメント原料や高炉用ペレット原料の一部として全量再生利用している。</p> <p>また、同社は、独自の技術である「塩化揮発法」により産業廃棄物に微量含有されている非鉄金属類を分離・回収している。</p> <p>中間処理を委託された汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず等の総量は、平成15年度には21万7,000 tとなっている。</p>

(続き)

事業者等名 (所在地)	取組内容
V 3 (北海道)	<p>同処理業者は、排出事業者から中間処理を委託されたオイルエレメントの金属部分の処理について、従来は最終処分していたが、平成15年7月に分解分別処理システム(エレメント自動分別カッター)を独自開発し、金属部分の再生利用を可能とした。</p> <p>この結果、オイルエレメントの金属部分の6割ないし7割を回収している。</p>
X 3 (岩手県)	<p>同処理業者は、排出事業者から中間処理を委託された蛍光管を蛍光管破碎機により破碎処理を行った後、ガラスはガラスウールの原料として、また水銀蒸気は水銀として再生利用している。</p> <p>また、排出事業者から中間処理を委託された廃プラスチック類、木くず、紙くず等は、破碎処理を行った後熱熔融処理し、RDF(固形燃料)として再生利用している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表3-32 中間処理後の処理残さを全量再生利用しているもの

(1) W3

全量再生利用の状況	W3では、平成15年度に受入れた汚泥、燃え殻、ばいじん、廃プラスチック類等計10万5,309tを、セメント原料として全量再生利用している。						
再生利用量等	合計	産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性固形不要物（肉骨粉）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉍さい、ダスト類（ばいじん）				
		年度	平成11	12	13	14	15
		量（t）					
		中間処理を委託された量	60,254	80,254	81,986	71,975	105,309
		減量化・再生利用量	60,254	80,254	81,986	71,975	105,309
		最終処分量	0	0	0	0	0
		産業廃棄物の種類	汚泥				
		年度	平成11	12	13	14	15
		量（t）					
		中間処理を委託された量	30,878	29,870	28,249	28,693	35,365
	減量化・再生利用量	30,878	29,870	28,249	28,693	35,365	
	最終処分量	0	0	0	0	0	
	産業廃棄物の種類	燃え殻					
	年度	平成11	12	13	14	15	
	量（t）						
	中間処理を委託された量	2,037	13,244	17,586	14,089	27,877	
	減量化・再生利用量	2,037	13,244	17,586	14,089	27,877	
	最終処分量	0	0	0	0	0	
	産業廃棄物の種類	ダスト類（ばいじん）					
	年度	平成11	12	13	14	15	
量（t）							
中間処理を委託された量	11,489	16,969	17,165	15,530	18,274		
減量化・再生利用量	11,489	16,969	17,165	15,530	18,274		
最終処分量	0	0	0	0	0		
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類						
年度	平成11	12	13	14	15		
量（t）							
中間処理を委託された量	15,850	18,592	18,049	11,835	14,370		
減量化・再生利用量	15,850	18,592	18,049	11,835	14,370		
最終処分量	0	0	0	0	0		
産業廃棄物の種類	鉍さい						
年度	平成11	12	13	14	15		
量（t）							
中間処理を委託された量	0	0	0	0	4,523		
減量化・再生利用量	—	—	—	—	4,523		
最終処分量	—	—	—	—	0		

(続き)

再 生 利 用 量 等	産 業 廃 棄 物 の 種 類 別 内 訳	産業廃棄物の種類	動植物性固形不要物（肉骨粉）				
		年度 量（t）	平成11	12	13	14	15
		中間処理を委託された量	0	0	0	986	4,416
		減量化・再生利用量	—	—	—	986	4,416
		最終処分量	—	—	—	0	0
		産業廃棄物の種類	繊維くず				
		年度 量（t）	平成11	12	13	14	15
		中間処理を委託された量	0	103	574	470	247
		減量化・再生利用量	—	103	574	470	247
		最終処分量	—	0	0	0	0
		産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず				
		年度 量（t）	平成11	12	13	14	15
		中間処理を委託された量	0	1,211	265	267	104
		減量化・再生利用量	—	1,211	265	267	104
		最終処分量	—	0	0	0	0
		産業廃棄物の種類	木くず				
		年度 量（t）	平成11	12	13	14	15
		中間処理を委託された量	0	133	49	54	93
		減量化・再生利用量	—	133	49	54	93
		最終処分量	—	0	0	0	0
産業廃棄物の種類	紙くず						
年度 量（t）	平成11	12	13	14	15		
中間処理を委託された量	0	132	49	51	40		
減量化・再生利用量	—	132	49	51	40		
最終処分量	—	0	0	0	0		

(注) 当省の調査結果による。

(2) Y3

全量再生利用の状況	Y3では、平成15年度に受け入れた木くず1万4,800tを、木くず切断設備により切断し、住宅建設資材等の原料（パーティクルボード）等として、全量再生利用している。						
再生利用量等	合計	産業廃棄物の種類	木くず				
		年度	平成11	12	13	14	15
	計	中間処理を委託された量	不明	不明	不明	19,000	14,800
		減量化・再生利用量	不明	不明	不明	19,000	14,800
	最終処分量	不明	不明	不明	0	0	

(注) 当省の調査結果による。

(3) A4

全量再生利用等の状況	A4では、平成15年度に受け入れた食品の原料として使用した動植物性の残さ1万8,610tを発酵処理し、混合飼料や堆肥として全量再生利用している。						
再生利用量等	合計	産業廃棄物の種類	植物性残さ、動物のふん尿				
		年度	平成11	12	13	14	15
	計	中間処理を委託された量	不明	12,719	14,894	17,384	18,610
		減量化・再生利用量	不明	12,719	14,894	17,384	18,610
	最終処分量	不明	0	0	0	0	

(注) 当省の調査結果による。

(4) Z3

全量再生利用の状況	Z3では、平成15年度に受け入れた汚泥、廃油、廃アルカリ等21万7,000tを、「塩化揮発法」により分離・回収又は焼却し、セメント原料又は高炉用ペレット原料として全量再生利用している。						
再生利用量等	合計	産業廃棄物の種類	汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず等				
		年度	平成11	12	13	14	15
	計	中間処理を委託された量	不明	不明	175,000	226,000	217,000
		減量化・再生利用量	不明	不明	175,000	226,000	217,000
	最終処分量	不明	不明	0	0	0	

(注) 当省の調査結果による。

《参考資料》

管理票による産業廃棄物の排出・処理の流れに関する個別追跡調査（21 排出事業者が交付した管理票 61 件）結果の一覧表

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付番号・交付年月日	種類	数量	一次処理			二次処理		
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔事業場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔事業場所在地〕	
K 1 〔北海道〕 乳製品製造業	20214946360 平 14. 11. 29	金属くず	11,580kg		〔北海道〕	〔北海道〕	〔北海道〕	〔北海道〕	
K 1 〔北海道〕 乳製品製造業	20256502991 平 14. 11. 29	金属くず	0.5 m ³		〔北海道〕	〔北海道〕	〔北海道〕	〔北海道〕	
K 1 〔北海道〕 乳製品製造業	20214946430 平 14. 10. 2	廃棄プラスチック類	17 m ³		〔北海道〕	〔北海道〕	〔北海道〕	〔北海道〕	

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付番号・交付年月日	種類	数量	一 次 処 理			二 次 処 理		
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕	
K 1 〔北海道〕 乳製品製造業	20214946264 平 14. 12. 4	廃プラスチック類	15.0 m ³	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一次 A</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一次 B2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一次 D</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一次 E</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一次 B1</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一次 C2</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一次 C1</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">二次 A</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">二次 B2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">二次 D</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">二次 B1</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">二次 C2</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">二次 C1</div> </div>
				〔北海道〕	〔北海道〕	〔北海道〕	〔北海道〕	〔北海道〕	〔北海道〕

一次管理票の
交付番号と二
次管理票の交
付番号すら照
合できない。

【凡例】

- ① : 管理票の交付・返戻が適正に行われていないもの、管理票の記載が適正に行われていないもの
- ② : () 内の日数は、法施行規則で定められている返戻期限を超過しているものの所要日数
- ③ : 管理票の交付・返戻が適正に行われていない内容、管理票の記載が適正に行われていない内容
- ④ : 保存されていない管理票
- ⑤ : 処理の流れの関連性が不明

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付番号 ・交付年月日	種類	数量	一次処理			二次処理		
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕	
L 1 〔北海道〕 総合建設業	03172565524 平 14. 11. 6	紙くず	17 m ³						
L 1 〔北海道〕 総合建設業	03172570413 平 14. 7. 10	がれき類(廃石膏ボード)	1.5 m ³						

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付番号・交付年月日	種類	数量	一次処理			二次処理		
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕	
N 1 〔青森県〕 総合建設業	20234185344 平 14. 10. 14	廃プラスチック類	50 kg	<div data-bbox="299 541 685 688" style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> <p>排出事業者が管理票に記載することとされている事項の一部を中間処理業者に記載させている。</p> </div>		〔青森県〕	〔青森県〕	〔青森県〕	〔青森県〕
N 1 〔青森県〕 総合建設業	20166814426 平 14. 10. 15	がれき類(廃石膏ボード)	180 kg			〔青森県〕	〔青森県〕	〔青森県〕	〔青森県〕
N 1 〔青森県〕 総合建設業	20139431535 平 14. 12. 16	廃プラスチック、紙くず、木くず	630 kg	<div data-bbox="299 1591 685 1738" style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> <p>排出事業者が管理票に記載することとされている事項の一部を中間処理業者に記載させている。</p> </div>		〔青森県〕	〔青森県〕	〔青森県〕	〔青森県〕

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付 番号・交付年 月日	種 類	数 量	一 次 処 理			二 次 処 理		
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕	
B 1 〔青森県〕 医療業（病院）	20245581510 平 14. 12. 16	引火性 廃油 （特別管 理）	60ℓ		〔青森県〕	〔青森県〕			
B 1 〔青森県〕 医療業（病院）	20219755146 平 14. 12. 30	廃プラ スチック類	310 kg		〔青森県〕	〔青森県〕	〔青森県〕	〔青森県〕	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; color: red;">二次D票の最終処分終了年月日と異なる。</div>
B 1 〔青森県〕 医療業（病院）	20046363842 平 14. 12. 30	感染性 廃棄物 （特別管 理）	76 個		〔青森県〕	〔青森県〕	〔青森県〕	〔青森県〕	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; color: red;">二次D票の最終処分終了年月日と異なる。</div>

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類	数量	一次処理			二次処理		
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕	
C 1 〔岩手県〕 金属製品製造業	20211059746 平 14. 11. 29	引火性 廃油 (特別管理)	1,000ℓ		〔岩手県〕	〔宮城県〕	〔岩手県〕	〔岩手県〕	
C 1 〔岩手県〕 金属製品製造業	20211059724 平 14. 11. 29	廃棄プ ラスチ ック類	270 kg		〔岩手県〕	〔岩手県〕	〔岩手県〕	〔岩手県〕	
C 1 〔岩手県〕 金属製品製造業	40005067196 平 14. 12. 7	強酸 (特別管理)	990 kg		〔長野県〕	〔長野県〕	〔新潟県〕	〔新潟県〕	〔秋田県〕

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類	数量	一 次 処 理			二 次 処 理		
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕	
I 1 〔岩手県〕 建設業（木造 住宅の建築）	93154308623 平 14. 12. 16	紙くず、 木くず	360 kg		〔岩手県〕	〔岩手県〕	〔岩手県〕	〔岩手県〕	
I 1 〔岩手県〕 建設業（木造 住宅の建築）	93154306895 平 14. 9. 24	木くず	15 m ³		〔岩手県〕	〔岩手県〕	〔岩手県〕	〔岩手県〕	
I 1 〔岩手県〕 建設業（木造 住宅の建築）	93100058730 平 14. 5. 23	紙くず	12 m ³		収集運搬業者（中間処理業者を兼務）の協力が 得られず、具体的な処理の流れは不明				

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付番号・交付年月日	種類	数量	一次処理			二次処理		
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕	
O1 〔宮城県〕 住宅建築業	93185625820 平 14. 12. 4	木くず	5.0 m ³	<p>Primary treatment flow: 一次 A → 一次 B1 → 一次 C1 → 一次 C2 → 一次 B2 → 一次 D → 一次 E</p> <p>Secondary treatment flow: 二次 A → 二次 B1 → 二次 C1 → 二次 C2 → 二次 B2 → 二次 D</p> <p>Return arrows (red): 一次 C1 to 一次 B2 (31日), 一次 C1 to 一次 D (29日)</p>	〔宮城県〕	〔宮城県〕	〔宮城県〕	〔宮城県〕	
O1 〔宮城県〕 住宅建築業	93185626063 平 14. 12. 19	金属くず (特別管理)	1,150 kg	<p>Primary treatment flow: 一次 A → 一次 B1 → 一次 C1 → 一次 C2 → 一次 B2 → 一次 D → 一次 E</p>	〔宮城県〕	〔宮城県〕			
O1 〔宮城県〕 住宅建築業	93185625993 平 14. 12. 11	廃プラスチック	3.5 m ³	<p>Primary treatment flow: 一次 A → 一次 B1 → 一次 C1 → 一次 C2 → 一次 B2 → 一次 D → 一次 E</p> <p>Secondary treatment flow: 二次 A → 二次 B1 → 二次 C1 → 二次 C2 → 二次 B2 → 二次 D</p> <p>Return arrows (red): 一次 C1 to 一次 C2 (14日), 一次 C1 to 一次 D (22日), 二次 D to 一次 E (11日)</p>	〔宮城県〕	〔宮城県〕	〔宮城県〕	〔宮城県〕	

排出事業場名 〔所在地〕 業 種	管理票交付番 号・交付年月 日	種 類	数 量	一 次 処 理			二 次 処 理	
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕
P 1 〔宮城県〕 エネルギーデ バイス事業、ネ ットワークデバ イス事業	20130464491 平 14. 12. 5	引火性 廃油 (特別管 理)	400ℓ					
P 1 〔宮城県〕 エネルギーデ バイス事業、ネ ットワークデバ イス事業	25048565765 平 14. 10. 11	汚泥	610 kg					
P 1 〔宮城県〕 エネルギーデ バイス事業、ネ ットワークデバ イス事業	45001387244 平 14. 12. 24	汚泥(廃 酸、廃アル カリ) (特別管 理)	40 kg					

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類	数量	一次処理			二次処理		
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕	
D 1 〔埼玉県〕 医薬品及び医 薬部外品製造業	20260476692 平 14. 12. 24	引火性 廃油 (特別管 理)	10,350 kg	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content;"> 排出事業者が管理票に記載 することとされている事項の 一部を中間処理業者に記載さ せている。 </div>		〔川崎市〕	〔栃木県〕	〔福島県〕	〔福島県〕
D 1 〔埼玉県〕 医薬品及び医 薬部外品製造業	20263446895 平 14. 12. 27	感染性 廃棄物 (特別管 理)	480 kg			〔東京都〕	〔福島県〕	〔福島県〕	〔福島県〕
D 1 〔埼玉県〕 医薬品及び医 薬部外品製造業	25049314522 平 14. 2. 7	汚泥(有 害) (特別管 理)	1,590 kg	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content;"> 排出事業者が管理票に記載 することとされている事項の 一部を中間処理業者に記載さ せている。 </div>		〔福島県〕	〔福島県〕	〔福島県〕	〔福島県〕

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類	数量	一次処理			二次処理			三次処理	
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕	
E 1 〔埼玉県〕 輸送用機 械器具製造 業	20215136922 平 14. 11. 29	汚泥	1,400 kg		〔埼玉県〕	〔埼玉県〕	〔岐阜県〕	〔愛知県〕			
E 1 〔埼玉県〕 輸送用機 械器具製造 業	20215133050 平 14. 11. 11	廃プ ラス チック類	2,430 kg		〔埼玉県〕	〔埼玉県〕	〔埼玉県〕	〔栃木県〕	〔栃木県〕	〔長野県〕	

排出事業場名 〔所在地〕 業 種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類	数量	一 次 処 理			二 次 処 理		
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中 間 処 理 業 者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕	
F 1 〔千葉県〕 電子部品製造	55021825095 平 14. 12. 30	廃アル カリ	10,500 kg		〔千葉県〕	〔埼玉県〕	〔千葉県〕	〔千葉県〕	
<p>排出事業者が管理票に記載することとされている事項の一部を中間処理業者に記載させている。</p>									
F 1 〔千葉県〕 電子部品製造	25118910460 平 14. 12. 19	廃プラ スチック	810 kg		〔千葉県〕	〔千葉県〕	〔東京都〕	〔千葉県〕	
<p>排出事業者が管理票に記載することとされている事項の一部を中間処理業者に記載させている。</p>									
				<p>二次D票の最終処分終了年月日と異なる。</p>					

排出事業場名 〔所在地〕 業 種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類	数量	一 次 処 理			二 次 処 理		
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中 間 処 理 業 者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕	
F 1 〔千葉県〕 電子部品製造	45009606725 平 14. 12. 28	強酸 (特別 管理)	9,560 kg	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content;"> 排出事業者が管理票に記載 することとされている事項の 一部を中間処理業者に記載さ せている。 </div>					

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類	数量	一次処理			二次処理		
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕	
G 1 〔千葉県〕 電気部品製造	25100269121 平 14. 12. 25	汚泥	3, 120 kg						
G 1 〔千葉県〕 電気部品製造	20185175743 平 14. 12. 16	汚泥	4, 290 kg						

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類	数量	一次処理			二次処理		
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕	
G 1 〔千葉県〕 電気部品製造	20264685615 平 14. 12. 11	廃プラスチック	5.1 m ³	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">一次 A</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">一次 B2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">一次 D</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一次 E</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">一次 B1</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">一次 C2</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">一次 C1</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">二次 A</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">二次 B2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">二次 D</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">二次 B1</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">二次 C2</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">二次 C1</div> </div>
				〔千葉県〕		〔千葉県〕		〔千葉県〕	〔茨城県〕

(26日)

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類	数量	一次処理			二次処理	
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕
J 1 〔大阪府〕 建設業	93191435735 平 14. 12. 28	がれき類 (廃石膏ボード)	7 m ³	<p>一次 A → (Prohibition Symbol) → 一次 B2, D, E</p>	<p>中間処理業者（一次の収集運搬業者と兼務）の協力が得られず、具体的な処理の流れは不明。</p>			
J 1 〔大阪府〕 建設業	93096926764 平 14. 1. 12	木くず	30 (単位未記載)	<p>一次 A → 一次 B1 → 一次 C1 → 一次 C2 → 一次 B2, D, E</p>	〔和歌山県〕	〔和歌山県〕		
J 1 〔大阪府〕 建設業	93105865403 平 14. 12. 2	がれき類 (コンクリートがら)	10 (単位未記載)	<p>一次 A → 一次 B1 → 一次 C1 → 一次 C2 → 一次 B2, D, E</p>	〔大阪府〕	〔大阪府〕		

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類	数量	一次処理			二次処理		
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕	
H 1 〔大阪府〕 基板製造業	25104510174 平 14. 12. 26	強酸 (特別管理)	2,850 kg		〔大阪府〕	〔大阪府〕	〔大阪府〕	〔大阪府〕	
H 1 〔大阪府〕 基板製造業	25104510163 平 14. 12. 21	強アルカリ (特別管理)	9,240 kg		〔大阪府〕	〔大阪府〕	〔大阪府〕	〔大阪府〕	

排出事業者が管理票に記載することとされている事項の一部を中間処理業者に記載させている。

排出事業者が管理票に記載することとされている事項の一部を中間処理業者に記載させている。

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類	数量	一次処理			二次処理			三次処理		
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕		
H1 〔大阪府〕 基板製造業	20183238143 平14.5.16	引火性廃油 (特別管理)	2880		〔大阪府〕	〔大阪府〕	〔岡山県〕	〔岡山県〕	〔岡山県〕	〔岡山県〕	〔岡山県〕	
				<p>三次D票の最終処分 終了年月日と異なる。</p>			<p>ばいじんを2台の車両で埋立処分場まで運搬するため、 管理票を2件交付</p>					

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類	数量	一次処理			二次処理	
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕
Q 1 〔広島県〕 タービン等製造業	20116818260 平 14. 9. 6	汚泥	7,200 kg		〔広島県〕	〔広島県〕		
Q 1 〔広島県〕 タービン等製造業	20116824803 平 14. 12. 5	金属(マグネシウム)くず (特別管理)	80 kg		〔広島県〕	〔広島県〕	〔広島県〕	〔広島県〕
Q 1 〔広島県〕 タービン等製造業	40002358130 平 14. 9. 11	ガラス・陶器くず	643 kg		〔広島県〕	〔大分県〕	〔大分県〕	〔大分県〕

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類	数量	一次処理			二次処理	
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕
R 1 〔広島県〕 建設業	03261868304 平 14. 11. 30	がれき類	3 m ³					
R 1 〔広島県〕 建設業	03261868982 平 15. 3. 17	がれき類(廃石膏ボード)	2 m ³					
R 1 〔広島県〕 建設業	03413987076 平 15. 3. 28	廃プラスチック類	1 m ³					

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類	数量	一次処理			二次処理					
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕				
M1 〔香川県〕 医療業（病院）	25103564220 (交付年月 日記載なし)	廃プラ スチック、ガラ ス・陶磁 器くず	45 (単位未 記載)	<p>一次管理票の交付番号と二次管理票の交付番号すら照合できない。</p>								
M1 〔香川県〕 医療業（病院）	K1000039481 平 14. 12. 4	感染性 廃棄物 (特別 管理)	548.2 kg									

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類	数量	一 次 処 理			二 次 処 理	
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕
T 1 〔香川県〕 コンクリート製 品製造業	25062288860 平 14. 10. 8	木くず	(未記 載)		〔香川県〕	〔香川県〕		
T 1 〔香川県〕 コンクリート製 品製造業	25062286933 平 14. 8. 26	汚泥	9,260 kg		〔香川県〕	〔香川県〕		

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類	数量	一次処理			二次処理		
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕	
A 1 〔福岡県〕 飲料品製造業	40009435513 平 14. 12. 28	汚泥	10 m ³		〔福岡県〕	〔福岡県〕	〔福岡県〕	〔福岡県〕	〔福岡県〕
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> 排出事業者が管理票に記載することとされている事項の一部を収集運搬業者に記載させている。 </div>									
A 1 〔福岡県〕 飲料品製造業	20233686421 平 14. 12. 26	動植物 性残さ	12,000 kg		〔大分県〕	〔大分県〕			
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> 排出事業者が管理票に記載することとされている事項の一部を収集運搬業者に記載させている。 </div>									
A 1 〔福岡県〕 飲料品製造業	20181662384 平 14. 8. 9	廃プラ スチック	8 m ³		〔福岡県〕	〔福岡県〕	〔福岡県〕	〔福岡県〕	
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> 排出事業者が管理票に記載することとされている事項の一部を収集運搬業者に記載させている。 </div>				<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> 二次D票の最終処分終了年月日と異なる。 </div>					

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類	数量	一次処理			二次処理		
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕	
U 1 〔福岡県〕 精密機械製造業	20160654286 平 14. 12. 28	廃プラ スチック	1,340 kg		〔福岡県〕	〔福岡県〕	〔福岡県〕	〔福岡県〕	〔福岡県〕
U 1 〔福岡県〕 精密機械製造業	20160650624 平 14. 12. 26	汚泥	2,720 kg		〔福岡県〕	〔福岡県〕			

排出事業者が管理票に記載することとされている事項の一部を中間処理業者に記載させている。

排出事業場名 〔所在地〕 業種	管理票交付 番号・交付年 月日	種類	数量	一次処理			二次処理	
				排出事業者	収集運搬業者 〔業者所在地〕	中間処理業者 〔処分場所在地〕	収集運搬業者 〔業者所在地〕	最終処分業者 〔処分場所在地〕
U1 〔福岡県〕 精密機械製造業	20160650635 平14.12.28	強アルカリ (特別管理)	8,840 kg	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>排出事業者が管理票に記載することとされている事項の一部を中間処理業者に記載させている。</p> </div>				

(注) 当省の調査結果による。